

平成28年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成28年2月19日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場  
開 会 午前10時00分 宣告  
出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君  
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君  
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君  
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君  
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君  
13番 米山 千晴君  
欠席議員 6番 阿部 司君  
説明のために出席した者  
町 長 込山 正秀君 副 町 長 田代 章君  
副 町 長 室伏 博行君 教 育 長 天野 文子君  
企画総務部長 小野 学君 住 民 福 祉 部 長 秋月 千宏君  
経 済 建 設 部 長 池谷 精市君 教 育 部 長 田代 順泰君  
町 長 戦 略 課 長 長田 忠典君 総 務 課 長 小野 一彦君  
未 来 拠 点 課 長 遠藤 正樹君 おやまで暮らしそう課長 岩田 和夫君  
税 務 課 長 池田 馨君 住 民 福 祉 課 長 渡邊 啓貢君  
健 康 増 進 課 長 米山 民恵君 防 災 課 長 後藤 喜昭君  
建 設 課 長 岩田 芳和君 農 林 課 長 前田 修君  
商 工 観 光 課 長 山本 智春君 都 市 整 備 課 長 野木 雄次君  
上 下 水 道 課 長 池谷 和則君 こども育成課長 湯山 博一君  
生 涯 学 習 課 長 大庭 和広君 須 走 支 所 長 小野 巖君  
総 務 課 長 補 佐 渡辺 辰雄君  
職務のために出席した者  
議 会 事 務 局 長 小野 克俊君  
会議録署名議員 2番 佐藤 省三君 3番 鈴木 豊君  
散 会 午後3時07分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 議案第3号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第4号 平成27年度小山町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第5号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第6号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第7号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第8号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第9号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第10号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第11号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第12号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第13号 第4次小山町総合計画後期基本計画について
- 日程第15 議案第14号 小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第15号 小山町立水田利用再編対策研修センター施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第16号 町道路線の廃止について
- 日程第18 議案第17号 町道路線の変更について
- 日程第19 議案第18号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第19号 小山町行政不服審査法施行条例の制定について
- 日程第21 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 小山町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第25 議案第24号 小山町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第25号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第26号 小山町税条例等の一部を改正する条例について

- 日程第28 議案第27号 小山町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について  
日程第29 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算  
日程第30 議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算  
日程第31 議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算  
日程第32 議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第33 議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算  
日程第34 議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計予算  
日程第35 議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算  
日程第36 議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算  
日程第37 議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算  
日程第38 議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算

(追加日程)

- 追加日程第1 町長提案説明  
追加日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は本日の会議を欠席する旨届けがござっておりますので御報告します。

ここで小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出を議長において許可しておりますので御報告します。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成28年第2回小山町議会3月定例会を開催いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、2番 佐藤省三君、3番 鈴木 豊君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの27日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月16日までの27日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと思っております。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました議案第3号から議案第27号までの25議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成28年第2回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしました議案は、平成27年度補正予算9件、総合計画後期基本計画1件、指定管理者の指定2件、町道路線の廃止・変更・認定が各1件、条例の制定4件、全部改正1件、一部改正5件、平成28年度当初予算10件の、合計35件であります。

はじめに、議案第3号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、昨年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、小山町一般職員、再任用職員、任期付職員の給与及び勤務時間についての条例の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

決算見込み額を把握し、これに伴う予算の整理をするもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億2,860万円を追加し、歳入歳出の総額を104億9,993万6,000円とするものであります。

また、併せて繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第5号から議案第12号までについても、決算見込み額を把握し、予算の整理に伴うもので、7つの特別会計と1つの事業会計の補正予算であります。

はじめに、議案第5号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億506万9,000円を減額し、歳入歳出総額を24億1,517万7,000円とするものであります。

次に、議案第6号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ276万7,000円を追加し、歳入歳出総額を769万3,000円とするものであります。

次に、議案第7号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ137万2,000円を追加し、歳入歳出総額を1億9,270万8,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ37万4,000円を減額し、歳入歳出総額を1億9,861万4,000円とするものであります。

次に、議案第9号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

す。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,684万円を減額し、歳入歳出総額を17億9,532万円とするものであります。

次に、議案第10号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,000万円を追加し、歳入歳出総額を3億5,065万6,000円とするものであります。

また、併せて繰越明許費の設定と地方債の補正をするものであります。

次に、議案第11号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

給与改定等に伴います人件費について3万円を追加いたします。なお、この追加分につきましては、一般会計繰入金を増額することとしております。

次に、議案第12号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入を300万円減額するとともに、収益的支出を442万4,000円減額するものと、資本的収入を987万4,000円減額するとともに、資本的支出においては4,786万9,000円を減額するものであります。

次に、議案第13号 第4次小山町総合計画後期基本計画についてであります。

本町では、平成22年度に平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする第4次小山町総合計画を策定し、基本構想に定める将来像「富士をのぞむ 活気あふれる 交流の町 おやま」の実現を目指し、平成27年度までに取り組む35の施策とその目標を掲げ、官民一体となって目標の達成に向け、取り組んでまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化の進行など、社会環境が大きく変化し、町民ニーズの多様化、高度化への対応に加え、地方創生に向けた積極的な取り組みが求められているところであります。

こうした状況を踏まえ、誰もが夢と希望を持ち、いきいきと暮らせるまちづくりを目指すため、前期基本計画を継承しつつ、社会環境の変化等を考慮し、第4次小山町総合計画・後期基本計画を策定いたしました。

総合計画は、本町におけるまちづくりの指針であり、実効性のある計画とする必要があることから、次の5つの考え方により策定いたしております。

1つ目に、町民の力、地域の力を生かし、町民の参加と協働を目指した計画。

2つ目に、町民満足度の向上などの成果が分かる計画。

3つ目に、行政評価や予算と連動する計画。

4つ目に、社会情勢の変化に柔軟に対応できる計画。

5つ目に、私が掲げている政策提言「小山町を元気にする 金太郎大作戦第二章」及び小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた計画。

以上の5つの考え方により計画を作り込み、また総合計画審議会委員の皆様方に御審議いただき、同審議会からの答申を反映させていただきました。

本計画を定めるに当たり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、本案について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号 小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者を大御神区に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号 小山町立水田利用再編対策研修センター施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町立水田利用再編対策研修センターの指定管理者を一色区に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号 町道路線の廃止についてであります。

廃止をお願いします路線は、湯船地内で行われる小山湯船原工業団地造成事業及び太陽光発電事業の事業区域内にある町道6路線であります。

次に、議案第17号 町道路線の変更についてであります。

変更をお願いします路線は、湯船地内で行われる小山湯船原工業団地造成事業及び太陽光発電事業の事業区域内にある町道4路線と、株式会社ジーシー富士小山工場に隣接する町道1路線及び須走地内の林道立山線開設区間に接続する町道1路線の計6路線であります。

次に、議案第18号 町道路線の認定についてであります。

認定をお願いします路線は、須走地内の林道立山線開設区間に接続する町道1路線であります。

次に、議案第19号 小山町行政不服審査法施行条例の制定についてであります。

本案は、平成27年6月13日に公布された行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、費用負担の設定、審査請求に係る諮問に対する答申、調査及び審議等を行う機関としての小山町行政不服審査会の設置、その他行政不服審査法の施行に必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、平成27年6月13日に公布された行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例について所要の整備を行うものであります。

次に、議案第21号 小山町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定についてであります。

本案は、消費者安全法の改正により、消費生活センターを設置する地方公共団体が条例により消費生活センターを位置付け、消費生活センターの組織及び運営に関することや、消費生活相談

等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事など、必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第22号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、平成26年5月14日に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例について所要の整備を行うものであります。

次に、議案第23号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてであります。

本案は、現在改修中の健康福祉会館について、利用形態の変更と、今後の指定管理者制度の導入を視野に入れ、条例の整備を行うものであります。

次に、議案第24号 小山町部設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成28年4月1日からの町の組織・機構の見直しに当たり、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本町のこども医療費助成制度を個人番号の独自利用として規定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、小山町税条例等の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号 小山町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町の独自施策としての子ども・子育て支援策として、多子世帯に係る幼稚園保育料を軽減するために、条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第3号から議案第27号までの提案説明を終わりにします。

なお、各議案の審議に際し、議案第11号を除き、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

---

日程第4 議案第3号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第4 議案第3号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第3号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法第14条の情勢適応の原則及び第24条第3項の均衡の原則により、昨年8月に人事院から出されました給与勧告と勤務時間に関する勧告に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げ、及び職員の勤務時間に関するフレックスタイム制度の導入について改正するものであります。

はじめに、給与改正についての背景や経緯につきまして御説明いたします。

人事院では、国家公務員の給与水準について、民間企業の給与水準と均衡させることを目的に、全国1万2,300の民間事業所を対象に4月分給与と同時に給与改定状況等について調査を行いました。

その結果、月例給及び特別給について、公務員給与が民間給与を下回っていることから、給与の較差解消について、勧告がなされたものであります。

具体的には、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置き、職員の月例給を平均0.4%引き上げること、また、勤勉手当を0.1月引き上げ、年間4.10月から4.20月に改定するものであります。

改正条例は5条で構成し、関係条例3つを改正するものであります。

はじめに、第1条及び第2条については、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

当条例第15条の7の改正は、一般職及び再任用職員の12月に支給する勤勉手当の支給率を、一般職は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げるものであります。

別表第1及び別表第2の給料表の改正は、再任用職員を除く職員の給料月額を平均0.4%引き上げ改定し、1級の初任給を2,500円引き上げるものであります。

次に、第3条及び第4条については、一般職の特定任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

当条例第7条及び第8条の改正は、特定任期付職員の給料月額を一般職と同様に引き上げ、昨年12月の期末手当の支給率を1.55月から0.05月引き上げて、1.60月に改正するものであります。

次に、第5条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

当条例第3条の改正は、近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が、我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに、働き方に対するニーズが多様化する中で、職員の勤務時間に関するフレックスタイム制を導入するものであります。この制度の適用を希望する職員からの申告を考慮して勤務時間を割り振り、組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮し、また、育児や介護を行う職員に係るこの制度は、より柔軟な勤務形態となる仕組みとなります。

附則の中では、施行期日を公布の日からとしておりますが、第1条及び第3条の規定は、月例給については平成27年4月1日から、特別給については平成27年12月1日から施行し、第2条、

第4条及び第5条の規定は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第4号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（米山千晴君） 日程第5 議案第4号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第4号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に伴うものと、今年度、最終の補正予算となる見込みから、事業の執行見込み等を精査した結果による補正となっております。

それでは、最初に、6ページの繰越明許費の補正であります。追加いたします14事業と1事業の変更であります。

はじめに、総務費、総務管理費の防犯カメラ設置は、須走地域振興事業基金を活用し、須走地区内に防犯カメラを設置するもので、今年度中に設置が完了しないため、繰り越しをするものであります。

次に、同じく、地方公共団体情報セキュリティ強化対策は、1月20日に成立した国の補正予算に伴うもので、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図る自治体に対する支援策で、平成28年度にわたっての事業となるため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、同じく、戸籍住民基本台帳費の通知カード、番号カード事務交付金も国の補正予算に伴うもので、地方公共団体情報システム機構に事務費に対して交付するものであります。年度をまたがっての交付となることから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、同じく、企画渉外費の東名足柄バスストップ駐車場調査業務は、東名高速バス利用者が利用する駐車場の利便性を高めるための調査で、平成28年度にわたっての業務となるため、繰越

明許費の設定をするものであります。

次に、同じく、結婚支援事業からスタジオタウン小山・交流人口創出事業までの3事業についても、国の補正予算に伴うもので、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策のうち、結婚に対する先駆的な取り組みに対して交付される、地域少子化対策重点推進交付金を活用した婚活支援事業と、地方版総合戦略に位置づけた先駆的な取り組みに対して交付される、地方創生加速化交付金を活用した定住促進及び交流人口拡大事業を実施するもので、平成28年度にわたっての事業となるため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、民生費、社会福祉費の低所得の高齢者向け給付金給付事業も、国の補正予算に伴うもので、アベノミクスの果実の均てんによる消費喚起や安心した社会保障を目指すもので、平成28年度にわたっての事業となるため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、農林水産業費、農業費の経営体育成支援事業補助金も、国の補正予算に伴うもので、地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入を支援するもので、年度をまたがった補助金の交付となることから、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、土木費、道路橋梁費の町道1063号線改良事業は、急傾斜地崩壊危険区域内の施工について、国、県との協議に時間を要したことから、年度内の事業の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

同じく、町道3975号線道路新設事業は、相野橋橋梁整備工事の実施に伴う用地取得及び河川協議に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

同じく、新東名関連町道整備事業は、事業用地内の移転交渉が難航し、用地取得交渉に入れないうことから、今年度中に事業が完了しない見込みのため、繰り越しをするものであります。

次に、同じく、計画調査費の豊門公園植栽移植業務と、教育費、社会教育費の生涯学習センター植栽移植業務は、豊門公園と生涯学習センターにツバキの移植を行うもので、移植するツバキの根回しに時間を要することから、繰り越しをするものであります。

次に、総務費、企画渉外費の未来拠点地区委託業務の変更は、足柄サービスエリア周辺事業の関係機関との協議により、足柄サービスエリアスマートインターチェンジの舗装詳細設計及び案内標識設計を早期に着手する必要性が生まれましたが、年度内の完成が見込めないことから、繰越明許費の変更をするものであります。

次に、7ページの地方債の補正であります。

地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業につきましては、繰越明許費でも説明しましたが、情報セキュリティ対策の抜本的強化を行うもので、地方負担分について起債をするものであります。

また、変更の2事業につきましては、対象事業について本年度の予算執行見込み及び内容を精査し、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

9ページをお開きください。1款1項1目町民税個人を1,000万円増額しますのは、景気回復による所得の伸びから、個人所得割が増額となることによるものであります。

次に、同じく2目町民税法人を5,000万円減額しますのは、町内企業の業績が当初の見込みより伸びないことから減額するものであります。

次に、同じく2項1目固定資産税を1,900万円増額しますのは、滞納繰越分につきまして、収納額が増加する見込みから補正するものであります。

次に、10ページにかけまして、4款1項1目配当割交付金を500万円増額しますのは、静岡県が予測した収入見込みにより増額するものであります。

次に、6款1項1目地方消費税交付金を4,000万円増額しますのは、今までの収入状況と静岡県が予測した収入見込みにより増額するものであります。

次に、8款1項1目自動車取得税交付金を600万円増額しますのは、今までの収入状況から増額するものであります。

次に、11ページにかけまして、11款1項1目地方交付税を438万9,000円増額しますのは、普通交付税について国の補正予算による調整額の復活分を増額するものであります。

次に、13款1項1目農林水産業費分担金を675万円減額しますのは、静岡県で実施している中山間地域総合整備事業費の今年度事業費に合わせて減額するものであります。

次に、12ページの15款1項1目民生費国庫負担金を596万5,000円増額しますのは、国保の基盤安定のための公費負担分に対して937万6,000円増額する国民健康保険基盤安定負担金と児童手当の支給対象児童数が当初の見込みより減少したことにより、手当支給額の減額が見込まれることから、その国庫負担金729万8,000円を減額するものと、町外の保育園等に通う子どもに対する支弁の施設型給付扶助費の増額見込みに対して、保育所運営費負担金を384万6,000円増額するものが主なものであります。

次に、同じく2項1目総務費国庫補助金を8,967万2,000円増額しますのは、繰越明許費でも御説明いたしましたが、情報セキュリティ対策の抜本的強化に対する補助金655万円と一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策のうち、地方公共団体が地方版総合戦略に位置づけた先駆性のある取り組みに対して交付される、地方創生加速化交付金8,000万円を計上するものが主なものであります。

次に、13ページにかけまして、同じく2目民生費国庫補助金を3,767万9,000円増額しますのは、健康福祉会館改修事業に対する防衛補助金を変更交付決定額に合わせ1,809万6,000円減額するものと、臨時福祉給付金を支給見込みに合わせて300万円減額するもの、また、アベノミクスの果実の均てんによる消費喚起や、安心した社会保障が目的の低所得者の高齢者向け給付金事業に対する補助金を計上するもの、さらに、地域子ども・子育て支援事業に要する経費に対する交付金780万円を計上するものが主なものであります。

次に、同じく 8 目特定防衛施設周辺整備調整交付金を2,299万円増額しますのは、今年度分の交付額が確定したことにより、増額するものであります。

次に、14ページの16款 1 項 1 目民生費県負担金を628万3,000円増額しますのは、先ほど国庫負担金でも説明いたしました国保の基盤安定のための県負担金558万7,000円の増額と、保育所運営費負担金192万3,000円増額するものが主なものであります。

次に、15ページにかけまして、同じく 2 項 2 目民生費県補助金を653万6,000円増額しますのは、足柄の認定こども園菜の花こども園施設整備に伴う国庫補助金の増減で、保育所緊急整備事業費補助金は、保育園部分の3,709万円の増額、認定こども園整備事業費補助金は、幼稚園部分の2,535万4,000円の減額が主なもので、放課後児童クラブ補助金の減額は、子ども・子育て支援交付金へと移行されたことによるものであります。

次に、同じく 9 目特別対策事業補助金を1,500万円増額しますのは、繰越明許費でも御説明いたしました結婚に対する先駆的な取り組みに対して交付される地域少子化対策重点推進交付金であります。

次に、16ページの17款 2 項 1 目不動産売払収入を1,072万8,000円減額しますのは、大御神綱山から角取山にかけての町有林整備事業の今年度の実施見込みに合わせ、立木売払収入を減額するものであります。

次に、18款 1 項 1 目一般寄附金を3,462万3,000円増額しますのは、須走地域振興のため須走彰徳山林会様からの御寄附をいただくものであります。

次に、17ページの19款 2 項 2 目須走地域振興事業基金繰入金を300万円増額しますのは、須走地区内に防犯カメラを設置する事業の財源として繰り入れを行うものであります。

次に、21款 1 項 1 目延滞金を340万円増額しますのは、徴収見込みから増額を行うものであります。

次に、18ページの同じく 6 項 1 目雑入を869万円減額しますのは、19ページの、ミニポートピア富士おやまからの環境整備協力金を590万円と、道の駅観光交流センター施設からの売り上げに応じた利用料300万円それぞれ減額するものが主なものであります。

次に、22款町債につきましては、先ほど、地方債の補正で説明いたしました、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業についての起債と、2事業の減額をするものであります。

次に、歳出予算の主なものについて、20ページから御説明申し上げます。

はじめに、職員の人件費についてであります。給与改定に伴うもので、一般会計全体で1,141万6,000円増額するものであります。

1 款 1 項 1 目議会費のうち説明欄（2）議会運営費を362万4,000円減額しますのは、議員の減員による報酬及び期末手当の減額が主なものであります。

次に、22ページの 2 款 1 項 2 目財政管理費のうち説明欄（3）行財政改革推進事業費を162万円増額しますのは、施策評価及び事務事業評価を作成するための行政評価システムを平成28年度か

らの総合計画後期基本計画に沿ったものに改修するための委託料の増額であります。

次に、23ページにかけまして、同じく4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を6,081万3,000円増額しますのは、先ほど歳入でも御説明しましたが、特定防衛施設周辺整備調整交付金2,619万円を基金に積み立てるものと、須走彰徳山林会様からの寄附金を須走地域振興事業基金に積み立てる3,462万3,000円であります。

次に、同じく5目支所及びコミュニティ供用施設管理費のうち説明欄(4)須走支所管理費を300万円増額しますのは、須走地域振興事業基金を活用し須走地区内に防犯カメラを設置するものであります。

次に、24ページの同じく7目電算管理費のうち説明欄(2)電算管理費を1,214万円増額しますのは、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図る自治体に対する支援の国庫補助事業で、インターネットと業務用ネットワークを分離する業務1,310万円が主なものであります。

次に、25ページの同じく9目諸費のうち説明欄(2)臨時職員福利厚生費を280万円増額しますのは、臨時職員社会保険料を決算見込みに合わせて増額するものであります。

次に、27ページの同じく3項1目戸籍住民基本台帳費のうち説明欄(3)個人番号カード関連事務費を290万6,000円増額しますのは、地方公共団体情報システム機構に対する事務交付金を330万3,000円増額するものが主なものであります。

次に、30ページの同じく7項1目企画渉外総務費のうち説明欄(5)企業立地振興費を1,636万8,000円増額しますのは、繰越明許費で御説明しました足柄サービスエリアスマートインターチェンジの舗装詳細設計及び案内標識設計の未来拠点地区委託業務1,200万円と東名高速バス利用者が使用する駐車場の利便性を高めるための調査費300万円が主なものであります。

次に、同じく説明欄(6)結婚支援事業費を1,500万円増額しますのは、繰越明許費で御説明しました国の補正予算に伴うもので、婚活支援事業を実施するものであります。

次に、31ページから32ページにかけまして、同じく5目地方創生加速化交付金事業費のうち説明欄(2)若者向け自己実現型定住促進事業費を4,000万円、(3)スタジオタウン小山・交流人口創出事業費を4,000万円計上しますのは、国の補正予算に伴うもので、小山町地方版総合戦略に位置づけた定住促進、交流人口拡大事業を実施するものであります。

次に、35ページの3款1項2目障害者福祉費のうち説明欄(3)重度心身障害者(児)援護費を339万円増額しますのは、重度障害者(児)医療費に対する扶助費を決算見込みに合わせて増額するものであります。

次に、36ページの同じく4目国民健康保険費のうち説明欄(2)国民健康保険特別会計繰出金を1,812万円増額しますのは、国民健康保険特別会計の補正予算第3号に伴うもので、保険基盤安定に対する増額が主なものであります。

次に、37ページにかけまして、同じく6目臨時福祉給付金等給付事業費のうち説明欄(2)臨時福祉給付金給付事業費を210万2,000円減額しますのは、消費税率の引き上げに伴い、所得の低

い方々への負担の影響に鑑み支給される支給対象者が国の試算に対し少なくなる見込みから、給付金を300万円減額するものが主なものであります。

次に、同じく説明欄（４）低所得の高齢者向け給付金給付事業費を5,260万5,000円計上しますのは、低所得者の高齢者向けの年金生活者等にアベノミクスの果実の均てんや、所得全体の底上げを図る観点から給付を行うものであります。

次に、39ページにかけまして、同じく２項２目介護保険費のうち説明欄（２）介護保険特別会計繰出金を254万円減額しますのは、介護保険特別会計の補正予算第３号に伴うもので、介護サービスの減額に伴うものが主なものであります。

次に、40ページの同じく３項２目児童手当費のうち説明欄（２）児童手当費を1,001万6,000円減額しますのは、当初見込みより受給児童が少ない見込みから減額するものであります。

次に、41ページの同じく３目保育園費のうち説明欄（２）保育園管理運営費を397万7,000円増額しますのは、町外の保育園等に通う子どもが増加していることから、施設型給付費扶助費を増額するものが主なものであります。

同じく、説明欄（６）民間保育所施設整備事業費を1,760万3,000円増額しますのは、認定こども園菜の花こども園施設建設事業に合わせて、負担金を増額するものであります。

次に、45ページの４款３項２目塵芥処理費のうち説明欄（２）塵芥処理費を600万円減額しますのは、粗大性の可燃物や自転車等の処理量が減っていることから減額をするものであります。

次に、46ページの５款１項３目農業振興費のうち説明欄（２）農業振興費を937万4,000円増額しますのは、地域の中心経営対等に対し、農業用機械等の導入を支援する補助金であります。

次に、47ページの同じく７目中山間地域総合整備事業費のうち説明欄（２）中山間地域総合整備事業費を1,350万円減額しますのは、今年度事業費の減額に対する負担金の減額であります。

次に、同じく２項１目林業総務費のうち説明欄（３）森林整備事業費を1,072万8,000円減額しますのは、大御神綱山から角取山にかけての町有林整備事業を契約額に合わせて減額するものであります。

次に、同じく３目治山事業費のうち説明欄（３）県単独治山事業費を1,025万6,000円減額しますのは、柳島平田沢での山腹工を見送ることから減額するものであります。

次に、49ページの６款２項１目観光費のうち説明欄（５）交流人口拡大事業費を314万円減額しますのは、外客誘致キャンペーン及び自転車まちづくり事業を執行見込みに合わせて減額するものであります。

次に、同じく２目町民いこいの家管理費のうち説明欄（２）町民いこいの家管理費を216万8,000円減額しますのは、温泉水中モーターポンプ入れ替え事業実施に当たり、外国製ポンプから国産ポンプに変更したことによる契約差金の減額と、ポンプ入れ替え時に温泉を休業することから、同時に改修事業を行う900万円の増額が主なものであります。

次に、51ページの７款２項３目町道整備事業費のうち説明欄（２）町道整備事業費を594万8,000

円減額しますのは、町道桑木新柴線外1農道保全対策事業に対する負担金の確定に伴う減額244万8,000円と、電柱移転補償金の確定に伴い300万円減額するものが主なものであります。

次に、53ページの同じく4項5目下水道整備費のうち説明欄(2)下水道事業特別会計繰出金を562万6,000円増額しますのは、下水道事業特別会計の補正予算第3号に伴い増額するものであります。

次に、54ページにかけまして、同じく5項1目住宅管理費のうち説明欄(2)町営住宅維持管理費341万2,000円増額しますのは、平成28年度から建設します南藤曲団地整備に係る交付済み国費のうち、A棟設計費分を返還するものであります。

次に、63ページの11款1項2目利子のうち説明欄(2)公債費(利子)を650万6,000円減額しますのは、決算見込みに合わせて補正するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を633万8,000円減額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番(高畑博行君) ただいま提案されました議案第4号 平成27年度小山町一般会計補正予算(第6号)について質問をさせていただきます。

まず第1点は、31ページ歳出の部、2款7項5目地方創生加速化交付金事業に関してであります。この突然出てきた事業2件、若者向け自己実現型定住促進事業とスタジオタウン小山・交流人口創出事業ですが、国の10分の10の交付金による各々4,000万円、計8,000万円の高額な追加補正です。本会議開会直前に開催された議員懇談会で初めて説明があり、補正予算案は既に載っているという逆立ちともいえる提案は異例な扱いではないかという考えの意見を私は懇談会の中で述べさせてもらいました。これに対して、国に提出する締め切り日程等の事情があったという説明でありました。

また、これら事業に関する説明の概略もされたわけですが、何件かこれらの事業についてお聞きいたします。これらの事業は、3月下旬に改めて国に対して交付申請をするということなので、事業計画の詰めの余地があるのかとも思いますけれども、主に2件、一つ一つの事業をもっと詳しく知りたいわけですが、時間もかかりますものですから、代表して2件お伺いいたします。

まず1件目は、若者向け自己実現型定住促進事業の中の大学生等UIJターン促進事業に関してですが、懇談会の説明ですと都内でUIJターン事業を行うとか、町内企業とのマッチング、それから小山の若者フォーラムの企画もあるというお話でした。その詳しい事業内容といますか、追加の説明をお願いしたいというふうに思います。

もう1件は、スタジオタウン小山・交流人口創出事業に関してですが、これも幾つか本

当は質問したいんですけれども、その中で代表して、映像制作体験事業・映像コンテストに関してであります。この説明も映像制作体験ワークショップを開いたり、映像甲子園なんかを開く企画があるというふうなお話でしたけれども、これもさらにちょっと詳しい説明をしていただけたらというふうに思います。

質問の2点目ですけれども、歳出の部37ページ3款1項6目臨時福祉給付金等給付事業費の説明欄（4）低所得者の高齢者向け給付金給付事業費の19節低所得の高齢者向け給付金の対象者や給付件数などの詳細についてお伺いいたします。

3点目ですけれども、歳出の部49ページ6款2項2目町民いこいの家管理費の説明欄（15）温泉水中モーターポンプの入れ替え1,272万8,000円の減額と、温泉施設改修900万円、修繕費156万円についてです。先ほど説明がございましたけれども、外国製のポンプから入れ替えたというふうな御説明がございましたけれども、そこら辺の理由などを含めまして、その詳細について説明を願いたいというふうに思います。

以上、3点質問をいたします。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時16分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 高畑議員の御質問のうち、補正予算書の31ページから32ページにかけての大学生等U I J ターン促進事業及び映像制作体験事業・映像コンテストについてお答えさせていただきます。

まず、このたび地方創生加速化交付金事業につきましては、部長からの説明もございましたとおり、地方創生の総合戦略に基づく事業であり、先駆的な取り組みに対して国が認めていただき、交付金をいただくものであります。

まず、大学生等U I J ターン促進事業につきましては、進学を機に町外、県外へ出ていかれる大学生等を何とかU I J ターンの促進事業につなげて取り組みたいというものでありまして、首都圏の大学生を対象にイベントやワークショップ等を行い、事業を進めていくものであります。

また、映像制作体験事業・映像コンテストにつきましては、小山町の地域資源を活用するため、小中高生等への映像制作の体験であったり、映像文化祭をやることによりまして、小山町のさらなる資源の発見、または交流人口の拡大につなげるものと考えておりますので、そちらの事業を推進し、地方創生につなげていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員の御質問にお答えします。

補正予算書37ページ3款1項6目臨時福祉給付金等給付事業費の説明欄（4）の19節低所得の高齢者向け給付金4,908万円の補正についてであります。

当事業は、一億総活躍社会の実現に向け、緊急に実施すべき対策として、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支給支援を行うもので、支給対象者は基準日を平成27年1月1日とし、本年度の住民税が課税されている方の扶養親族等を除く住民税が課税されていない方のうち、平成28年度中に65歳以上となる方で、1人に3万円を給付するものであります。

また、給付件数は1,636人、こちらを予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 高畑議員の御質問にお答えします。

予算書は49ページ説明欄（2）町民いきいの家管理費の15節の水中モーターポンプの1,272万8,000円の減額につきましては、先ほど企画総務部長の補足説明にありましたとおり、外国製のポンプから国産ポンプに変更したことによる契約差金の減額になっております。

昨年9月議会におきまして、入れ替えするポンプにつきましては、これまでの実績から、あしがら温泉で稼働しているアメリカのセントリリフト社製のポンプで考えましたが、この会社の製品は、現在、国内に代理店がないため、同等のポンプということで同じアメリカ、レダー社製のポンプが国内において実績もあり、代理店もあることから、これを購入して入れ替えをするという説明をさせていただきました。2,450万円の予算を認めていただきました。

その後、施工の時期だとか事業発注につきまして協議をしている中で、これまで、値段は安いけど故障も多いと考えていました国産ポンプではありましたが、おかもとポンプ社のポンプが安定して稼働している実績を聞きまして、また、専門事業者からもあしがら温泉の井戸であれば、そのポンプでも十分に対応できると説明もあったことから、再度検討した結果、国産のおかもとポンプ社の温泉水中モーターポンプに変更することといたしました。

この仕様で工事を発注したところ、大幅な減額となりましたので、今回の減額補正となっております。

また、温泉施設の900万円の増額につきましては、以前から課題となっておりました男女浴室の改修工事等を行うもので、主な改修の内容といたしましては、洗い場の増設、排水口の改修、洋式トイレに温水洗浄便座や手すりの設置を予定しております。

これにつきましては、今回、あしがら温泉が温泉水中モーターポンプの入替工事に伴い長期休暇をいたしますので、それに合わせて計画をしております。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑ございますか。

○4番（高畑博行君） 先ほど答弁がございました、若者向け自己実現型定住促進事業の中の大学

生等U I Jターン促進事業の説明ですけれども、それぞれの都市から、例えば東京近郊に出て、大学生となって出て行ってしまった人材を引き戻すという考えは、いろいろな自治体で試みがされているように思います。

新聞等の情報によりますと、例えば静岡市では通学する大学生に、その交通費を払うと。そのかわり、条件として、何年間かは静岡市に戻って生活をなさいと、そういう条件をつけながら、そのUターンを促進しているというふうな事業も目にしております。

小山町のこのU I Jターン促進事業は、先ほどの説明によりますと、企業なんかともタイアップして、多分東京都心あたりで小山から出ていった大学生を調査して、そういう人を集めながら、小山町に戻ってきてもらいたい、そういう目的でいろいろなワークショップを開いたりというふうな企画だというふうに思うわけですが、なかなか現実、かなり難しいんじゃないのかなというふうな、私、考えを持っています。そこら辺の見通しといたしますか、どんなプランで考えておられるのか、もし現時点でお話しいただけるならば、お話をいただきたいというふうに思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 議員御指摘のとおり、一度出ていった学生さんを小山町へ戻すということはなかなか非常に難しいです。現在、先行して今年度の予算で、この事業を実験的に行っています。現在、3回首都圏で学生さん、約30名集まっています。その方々に小山町の課題を説明して議論していただいている。また、小山町内の企業様に御協力いただいて、企業の課題、地域での役割、そんなのを議論しております。来週、24、25でその学生さんが小山町の企業の視察をしたり、小山町を現実に見ていく。

その中で、企業と学生と、小山町の課題は何かと、どうしたら解決できるかと真剣な議論をしていただいて、その中で効果がどのくらい見込めるか分かりませんが、真剣な議論をした中で、ただ視察して終わりじゃなくて、またその後、振り返り、授業でまたアイデアを出して、小山町へ戻ってきてもらう、あるいは自分が大学で学んだものを小山町で役立ててもらう、そういう視点で継続することによって、小山町に住んでいただける、あるいは戻っていただける若い人を増やしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 1点だけお伺いします。

23ページ2款1項5目のコミュニティ供用施設、支所のところの防犯カメラの設置というのが300万円で載っているんですけども、これ、なぜ、何か補正するというのは、年度中途なものですから、何かそういういわゆる防犯上どうしても必要だったのか、その辺の理由と、それから、何台設置して、場所はどこなのか。これから防犯等には役立つことは十分承知はしておりますけれども、今まで小山町で防犯カメラを設置してあるところという、交流施設の中で余り聞いてい

ないものですから、今後どのような考え、もし考えがあれば、交流施設も当然必要になってくるとは思っておりますので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○須走支所長（小野 巖君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。今回、補正で対応させていただくわけですが、地域の安心安全、まちづくり、そういう連絡会というのがございまして、こういうところで地域の安心安全のためにということで、地元にある法人にお話ししたところ、基金を活用して実施しようと、こんな話になりました。

それで、今回予定していますのは7か所15台を設置してまいりたいと考えております。今回はあくまでも須走地区に限っての、町内で初のモデルケースとなると思いますけれども、今後はまだ現段階では予定はされておられませんけれども、須走地区に限って実施してまいりたいと。

なお、防犯カメラは防犯のための、いわゆる抑制効果だとか、そういうものを期待されるわけですが、一方、プライバシーに関しても、これはそれなりの措置はしなきゃいけないということで、これらに関しましては静岡県が策定しておりますプライバシー保護に配慮した防犯カメラの設置及び運営に関するガイドラインと、こういうのがございまして、これに基づきまして須走地区における防犯カメラの設置及び管理運用に関する基準というのを策定いたしまして、こういう基準に基づいて管理運用してまいりたいと考えております。

なお、この基準におきましては、管理責任者を定めまして管理運用をしていくということで、須走支所長をこの管理責任者に当てて、管理運用をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（鈴木 豊君） 2点ほどお伺いしたいと思っております。

1点目は、補正予算書の30ページの2款7項1目13節の東名足柄バスストップ駐車場調査業務300万円ですが、確かに現在、足柄バスストップの駐車場については車が溢れている状況であります。それで、今回、調査業務ということで300万円計上してありますが、どのような調査の内容であるのかお伺いしたいと思います。

2点目につきましては、54ページの7款5項1目19節の定住促進事業助成金100万円の助成内容を説明願いたいと思っております。

以上、2点、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

足柄バスストップの整備につきましては、今現在、平成の初めに整備いたしまして、建設当時は30台でございましたが、今現在は46台と大型車が1台のキャパシティーを持ってございますが、今後、企画総務部長の補足説明にございましたとおり、さらなる利便性を追求いたしまして、測量とそれから基本設計をこの300万円で行いたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

定住促進事業助成金100万円増額いたしますのは、南藤曲クルドサック内に北駿材住宅を使用した住宅が2軒建ちます。各50万円の助成金を支出する予定になっております。それに伴う補正でございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 1点だけ質問させていただきます。

予算書の30ページ2款7項1目結婚支援事業の概要というところで、共同生活体験婚活事業という新しいことが出てきたものですから、これについて説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 渡辺議員の御質問にお答えさせていただきます。

共同生活による婚活事業ですが、この事業内容としましては、従来の1日だけ短期的にやる、単発的にやる婚活イベントではなく、セミナー形式によります共同生活を実施して、外見だとか言葉、会話ができない弊害を、セミナー形式で一定の期間共同生活していく中で、それぞれの内面を知り合ったりお互いの本当の良さを知り合ったりして、何とかカップルの成立件数を増やしたり、婚姻数に結びつけていきたいと、そういう趣旨の事業をさせていただきます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） ただいまの答弁にございました概要というのは概要なんですけれども、じゃ、どこでどういう形で、これを進めていく予定なのか。予定で、概略で本当に結構ですので、その辺をお聞かせ願えれば幸いです。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 現在、共同生活を利用する施設としましては、町内の研修所、保養所を想定しております。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第5号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(米山千晴君) 日程第6 議案第5号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 議案第5号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億506万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億1,517万7,000円とするものであります。

はじめに、歳入の主なものから御説明いたします。

5ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税を1,200万円減額いたしますが、その内訳は、1節医療給付費分現年課税分を700万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分を200万円、3節介護納付金分現年課税分を300万円、いずれも決算見込みにより減額をするものであります。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税を700万円減額いたしますが、1節の医療給付費分現年課税分の500万円の減額が主なもので、決算見込みによるものであります。

次に、6ページ中段になりますが、4款1項2目高額医療費共同事業負担金を120万8,000円、めくっていただきまして、7ページ上段の、5款1項1目療養給付費等交付金を212万円、同じページ中段の7款1項1目高額医療費共同事業負担金を120万8,000円、8ページになりますが、上段の8款1項1目高額医療費共同事業交付金を702万8,000円、その下になりますが、2目保険財政共同安定化事業交付金を9,552万6,000円、それぞれ減額しますのは、決算見込みによるものであります。

次に、同じページ下段の10款1項1目一般会計繰入金を1,812万円増額いたしますのは、めくっていただきまして9ページの2節保険基盤安定繰入金の1,875万1,000円の増額が主なもので、決算見込みによるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

10ページを御覧ください。下段の2款2項1目一般被保険者高額療養費、めくっていただきまして11ページの説明欄(2)19節現物給付及び現金給付(一般分)を400万円増額しますのは、決算見込みによるものであります。

次に、11ページから12ページにまたがりませんが、6款1項1目介護納付金、説明欄(2)19節介護納付金を498万4,000円、その下、7款1項1目高額医療費共同事業拠出金、説明欄(2)19節高額医療費共同事業拠出金を663万9,000円、同2目保険財政共同安定化事業拠出金、説明欄(2)

19節保険財政共同安定化事業拠出金を6,947万7,000円、それぞれ減額しますのは、金額の決定に伴う補正であります。

次に、13ページにかけまして、8款1項1目特定健康診査等事業費を425万円減額しますのは、健診実績に基づくものであります。

次に、14ページを御覧ください。11款1項3目償還金を687万1,000円増額しますのは、国及び県より受けていた負担金について、超過分を返還するものであります。

次に、12款予備費の3,067万5,000円の減額につきましては、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第6号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第7 議案第6号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第6号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ276万7,000円を増額し、予算の総額を769万3,000円とするものであります。

はじめに、歳入についてであります。

補正予算書5ページをお開きください。2款1項1目育英奨学基金寄附金を104万4,000円増額しますのは、2人の方から寄附をいただいたために増額するものであります。

3款1項1目基金繰入金を170万円増額しますのは、奨学資金貸付金の資金繰りのため、基金の一部を繰り入れる必要が生じたために増額するものであります。

5款1項1目貸付元金収入を2万3,000円増額しますのは、中途退学者等の関係で償還計画に変

更が生じたために増額するものであります。

次に、6ページ歳出についてであります。

2款1項1目基金積立金を276万7,000円増額しますのは、寄附金や資金繰りのために繰り入れた額等を基金に積むために増額するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第7号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第8 議案第7号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第7号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ137万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,270万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。上段の1款1項1目特別徴収保険料を162万4,000円増額しますのは、決算見込みに基づく増額であります。

次に、中段の2款1項1目保険基盤安定繰入金を16万5,000円増額しますのは、内訳として説明欄1の保険料軽減分を44万5,000円増額、その下の2社保被扶養者軽減分を28万円減額するもので、いずれも決算見込みによる補正であります。

次に、歳出について御説明をいたします。

6ページを御覧ください。1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を137万2,000円増額しますのは、説明欄（2）19節後期高齢者医療保険料を120万7,000円、その下の保険基盤安定拠出金を16万5,000円、いずれも決算見込みにより増額するためであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第8号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（米山千晴君） 日程第9 議案第8号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第8号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から37万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,861万4,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。1款1項1目下水道使用料を200万円減額しますのは、年度内の使用水量の推移を精査し、決算見込みに合わせ減額するものであります。

次に、3款1項1目下水道事業費国庫補助金200万円を減額しますのは、須走浄化センター長寿命化整備事業に伴う社会資本整備総合交付金の交付額が決定したことにより減額するものであります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金を562万6,000円増額しますのは、歳入歳出の差額について一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、7ページをお開きください。7款1項1目下水道事業債200万円を減額しますのは、先ほども御説明いたしましたが、須走浄化センター長寿命化整備事業に伴う社会資本整備総合交付金の交付額が決定したことで、事業費が確定したことによる減額であります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費を162万6,000円増額しますのは、消費税納付金を決算見込み額に合わせて増額するものが主なものであります。

次に、1款2項1目公共下水道費を200万円減額しますのは、歳入で御説明しましたとおり、須走浄化センター長寿命化整備事業に伴う社会資本整備総合交付金の交付額の決定により、工事請負費を減額するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第9号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（米山千晴君） 日程第10 議案第9号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第9号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,684万円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億9,532万円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。上段の1款1項1目2節普通徴収保険料現年度分の説明欄1第1号被保険者保険料を800万円減額、同じく3節普通徴収保険料滞納繰越分の説明欄1第1号被保険者保険料滞納繰越分を130万円増額いたしますのは、現時点における決算見込みに基づく増減であります。

次に、中段の2款国庫支出金を900万円、次の6ページ中段の3款支払基金交付金を600万円、4款県支出金を260万円、めくっていただきまして、7ページ中段の6款繰入金を254万円、それぞれ減額しますのは、歳出の決算見込みに伴い、負担割合に基づき減額するものであります。

次に、同じページ最下段の6款1項5目その他一般会計繰入金を16万円増額しますのは、人件費の増額補正分の財源として繰り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

8ページを御覧ください。はじめに、1款1項1目一般管理費を16万円増額しますのは、決算見込みに伴う職員人件費の補正であります。

次に、2款の保険給付費関係であります。次の9ページにまたがりませんが、1項1目説明欄(2)19節居宅介護サービス給付費を1,082万5,000円増額、同じく3目中段の説明欄(2)19節地域密着型介護サービス給付費を2,397万1,000円減額、同じく5目説明欄(2)19節施設介護サービス給付費を4,270万2,000円減額、次の10ページ中段になります。9目説明欄(2)19節居宅介護サービス計画給付費を571万7,000円増額、12ページに飛びますが、中段の7項1目説明欄(2)19節特定入所者介護サービス費を558万2,000円増額しますのは、いずれも決算見込みに基づく増減であります。

次に、同じページ下段になります。3款1項1目説明欄(2)25節介護給付費準備基金積立金を2,000万円増額しますのは、平成27年度が第6期介護保険期間の初年度であることから、収支の黒字分を決算見込みにより補正するものであります。

次に、13ページをお開きください。6款予備費を17万8,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時03分 休憩

---

午後0時58分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第11 議案第10号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(米山千晴君) 日程第11 議案第10号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長(小野 学君) 議案第10号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,000万円を追加し、予算の総額を3億5,065万6,000円とするものであります。

はじめに、補正予算書4ページをお開きください。繰越明許費は、後ほど歳出で御説明いたしますが、2款1項の用沢宅地造成事業につきまして、年度内の事業の完了が見込めないため繰越しをするものであります。

次に、5ページをお開きください。地方債の補正であります。宅地造成事業について、宅地造成費の補正に伴い限度額を増額するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書7ページをお開きください。3款1項1目宅地造成事業債を9,000万円増額しますのは、用沢地内の宅地造成事業に伴う造成工事費を起債により対応するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。2款1項1目宅地造成費の説明欄(2)宅地造成費を9,000万円増額いたしますのは、既に取得済みの用沢公民館西側の用沢宅地造成事業用地約6,200平方メートルの造成工事費9,000万円で、概ね20区画の宅地を造成するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第11号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(米山千晴君) 日程第12 議案第11号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第12号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(米山千晴君) 日程第13 議案第12号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第12号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算(第3号)についてであります。

予算書3ページをお開きください。

はじめに、収益的収入についてであります。

1款1項2目1節の受託工事収益を300万円減額しますのは、滝沢簡易水道の統合について、当初町で量水器の取付工事を受託工事として行う予定でありましたが、給水管の配管状況を熟知しています滝沢簡易水道組合が直接工事を実施したことから減額するものであります。

次に、収益的支出についてであります。

1款1項3目23節受託工事費を300万円減額しますのは、収益的収入で御説明しましたとおり、滝沢簡易水道統合のための量水器取付工事を滝沢簡易水道組合が直接実施したことにより減額するものであります。

次に、5目13節委託料を161万円減額しますのは、地方公営企業会計制度改正に伴い、昨年度に引き続き決算支援業務委託を予定していましたが、制度改正による移行処理が完了したことから、決算の支援業務を必要としなくなったため減額するものであります。

4ページをお開きください。

次に、資本的収入についてであります。

1款4項1目1節工事負担金を987万4,000円減額しますのは、新東名高速道路建設に伴う水道施設の整備について、道路建設工事の進捗から実施に至らなかったことにより減額するものであります。

次に、資本的支出についてであります。

1款1項2目13節委託料を1,230万円、その下、41節工事請負費を2,570万円減額しますのは、

新東名高速道路建設に伴う水道施設整備事業及び滝沢簡易水道統合に伴う水道施設整備事業の設計業務及び工事が実施に至らなかったことにより減額するものであります。

その下、54節負担金を1,000万円減額しますのは、J R御殿場線に架かる新柴橋の一部解体に伴い、添架されています配水管を切り回すための負担金でありましたが、J R東海との協議により、工事実施が平成28年度になったことによるものであります。

今回の補正により資本的収入額は5,484万6,000円、資本的支出額は2億1,453万4,000円となり、支出に対する収入の不足額、1億5,968万8,000円につきましては、1ページの第3条に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第13号 第4次小山町総合計画後期基本計画について

○議長（米山千晴君） 日程第14 議案第13号 第4次小山町総合計画後期基本計画についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第13号 第4次小山町総合計画後期基本計画についてであります。

はじめに、本計画の決定に当たり、本年1月21日に行われました議会全員協議会におきまして、本計画案について御説明をし、翌22日から2月11日までパブリックコメントを行いました。このパブリックコメントにおいて、こども医療費助成と須走地区の景観に関する施策について、2件の御意見をいただきましたので、これらに係る事項につきまして修正をいたしました。

また、今月5日に行われました議員懇談会において御説明いたしましたが、平成28年度予算編成に伴う新規事業のうち、東名足柄関連町道整備事業、南藤曲団地建設事業及び保育料助成事業の3件を基本計画の主要事業に追加をいたしました。

その後、今月15日に開催いたしました総合計画審議会において最終審議いただき、審議会から答申を受け、総合計画策定委員会において本計画を決定いたしましたので、本定例会に提出させていただきますところであります。

第4次小山町総合計画後期基本計画は、前期基本計画を継承しつつ、社会環境の変化等を踏まえるとともに、町長政策提言や小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間と整合を図り、平成28年度から平成31年度までの4年間を計画期間といたしました。したがって、基本構想においても計画期間を1年前倒しで基本構想の実現に取り組むこととし、平成23年度から平成31年度までといたしました。

はじめに、基本構想について御説明いたします。

18ページをお開きください。最初に、第1章の「まちづくりの基本理念と基本原則」であります。本町では、昨年12月に小山町自治基本条例を定めており、これからのまちづくりを進める上で基礎となっている考え方をまちづくりの基本理念として次の3点を定めました。

1つ目に、町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図ること。

2つ目に、町民及び町は、まちづくりの推進において、個人の尊厳及び自由を尊重するとともに、法令及び小山町自治基本条例等の規定を遵守すること。

3つ目に、町は町民の意思を町政に反映するよう努めるとともに、公正で開かれたまちづくりを推進すること、であります。

また、情報の共有、参加、協働の3つの基本原則により、まちづくりを推進していくこととしております。

次に、19ページを御覧ください。第2章の「まちづくりの将来像」において、町の将来像を今までどおり「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」としております。

次に、20ページをお開きください。将来人口は、小山町人口ビジョンから2019年、平成31年の人口を1万9,300人と推計いたしました。

次に、21ページを御覧ください。環境への影響や町の将来の見通しなどを勘案し、土地利用構想を記載しております。

第1に、土地利用の基本方針として、1つ目に東名高速道路や新東名高速道路などの交通・交流機能を活用し、地域の活性化につながる新たな都市機能を配置すること。2つ目に町内4地区の市街地内未利用地の有効活用を進め、定住・移住人口の受け皿を確保すること。3つ目に、自然的土地利用は保全を基本とし、活用を図る場合には周辺環境との調和に十分配慮して進めることを基本方針として推進してまいります。

分野別方針では、町内を5つの土地利用ゾーンに区分し、交流拠点、交通交流軸をそれぞれ位置付け、適切な土地利用を推進するとともに、拠点等の形成に努めてまいります。

次に、24ページをお開きください。第3章の「施策の大綱」ですが、4つの基本目標、「便利で

快適なまち」、「安心・安全なまち」、「いきいきとしたまち」、「計画推進のために」に対し、37の基本施策を柱に個別の課題を設定し、具体的な施策の展開を図ってまいります。

ここまでの基本構想であり、これを総合的かつ体系的に明らかにしたものが基本計画であります。

33ページをお開きください。基本計画の基本構成、体系図であります。以降、37の施策について、36ページから施策ごとに記載してあります。

次に、34ページをお開きください。町が直面している最も大きな課題である人口減少を克服し、地方創生を推進するため、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた4つの基本目標に資する施策を重点施策とし、これに加え、自治基本条例に基づき、参加と協働のまちづくりをこれまで以上に推進していく必要があることから、この取り組みも重点施策として位置づけております。

なお、これらの重点施策については、厳しい財政状況にあつて、効率的・効果的に課題解決を図り、他の施策に優先して資源配分を行い、成果の向上を図るものとしています。

主な重点施策につきましては、三来拠点事業の推進、適切な森林整備を通じた林業の活性化、定住・移住の促進と婚活支援、子ども・子育て支援の充実、高齢者福祉の推進、参加と協働によるまちづくり等であります。

今後、この総合計画後期基本計画に基づき、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（高畑博行君） ただいま提案されました議案第13号 第4次小山町総合計画後期基本計画について質疑を行います。

まず第1点は、後期基本計画の重点施策、ページで言いますと34ページに当たりますけれども、これについてであります。小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた4つの基本目標に資する施策を重点施策とし、自治基本条例に基づき、参加と協働のまちづくりの取り組みも位置づけたとあります。さらに、これらの重点施策は、他の施策に優先して資源配分を行い、成果の向上を図るとしています。

1点目ですが、各施策ごとに指標としての現状値が比率、パーセントや人数、件数などの数値で挙げられており、それを踏まえて平成31年度の目標値も挙げておられます。各取り組みを漠然とさせずに、具体的取り組みと評価に結びつけるためには、このような数値目標を設定することは大変いいことだと思いますが、この取り組みの目標値はこの程度にしておこうというような安易な設定をしているわけでは決してないと思います。

そこで、それぞれの目標値はどういう根拠や設定基準をもって設定したのかお伺いいたします。

2点目ですが、122ページの健全な財政運営の確立の将来負担比率の現状値、106.5%に対して

平成31年度目標値を36.3%以下としています。現状の財政運営、現在及び将来予定されている施策、事業を考えた場合、平成26年度県平均値を目標に設定したようなんですけれども、現実的ではないのではないかと思います。その点のお考えもお聞きいたします。

私は、第4次小山町総合計画後期基本計画全体に反対の立場ではありません。むしろこのような長期的スパンで諸計画を実施していくことは重要だと考えます。ただ、疑問に思った点について、以上、質問をさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 高畑議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のそれぞれの目標値はどういう根拠や設定基準をもって設定したのかという御質問にお答えをいたします。

後期基本計画の目標値は、基本的に前期基本計画の目標値をベースにしています。後期基本計画の策定に当たり、前期基本計画の策定時と同じ内容の町民アンケートを実施し、前期の目標を上回ったものや目標に届かなかったものの確実に満足度が伸びているものについては、今後4年間に実施する事業等を考慮して、前回の目標値に上乘せをして設定しております。

また、昨年10月に策定いたしました小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、後期基本計画と整合を図りながら進捗管理していくこととなる計画であることから、この計画で設定している評価指標も総合計画に盛り込んでおります。

なお、町民満足度が低いものについては、少なくとも町民の2人に1人は満足していただけるよう目標を50%としております。

2点目の4-2健全な財政運営の確立の目標に掲げられている将来負担比率について、現状値106.5%に対し、平成31年の目標値を県平均の36.3%以下としています。現実的ではないのかという御質問についてお答えをいたします。

本町の将来負担比率は、他の市町と比べても高い現状にあり、これを引き下げることが課題となっております。健全な財政運営を確立するためには、借金を減らしていく必要があります。このことから、平成26年度の県の平均値を目標に掲げ、町を挙げて財政の健全化に取り組むこととしております。具体的には、本年度から導入いたしました施策評価による事業の徹底した見直しや施策4-3に掲げる効率的な行政運営の推進において、現在策定中の第9次小山町行政改革大綱などを軸に、さらなる行政改革に取り組んでいくこととしております。

高い目標ではありますが、目標達成に向けて全力で取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 議案第13号 第4次小山町総合計画後期基本計画について、1点お伺いいたします。

小山町総合計画後期基本計画策定におきまして、今回の後期基本計画は短期間で作成されたと思われませんが、どのくらいの期間で素案を作成し、小山町総合計画審議会に諮問してから、どの程度審議会で審議されましたでしょうか。

また、パブリックコメントの町民などの反応はどうでしたか、お伺いしたいと思います。

先ほど、2件ほどあったと申しましたが、その詳細な内容も含めてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、どのくらいの期間で素案を作成し、小山町総合計画審議会に諮問してからどの程度審議会で審議したかという御質問にお答えをいたします。

素案の作成につきましては、一昨年、平成26年11月から作成作業にとりかかり、平成26年12月下旬に町民アンケートの発送準備を行い、昨年の1月になりますが、町民アンケートの回収を行いました。

平成27年3月からは、前期基本計画をベースに各課ヒアリングを実施し、その後、4月に公表された町長政策提言、10月に策定いたしました小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略などの内容を随時計画に盛り込みつつ、関係各課と何度もヒアリングや調整を重ねて、昨年12月に素案を完成し、小山町総合計画審議会に諮問をいたしました。

したがいまして、計画の素案については、1年余りの期間をかけて作成しております。

また、昨年12月に小山町総合計画審議会へ諮問してからは、審議会を合計3回開催し、毎回活発な御意見をいただき、その御意見を計画に反映させて、本年2月15日に審議会から答申をいただいたところであります。

次に、2点目のパブリックコメントの町民の反応はどうでしたかという質問に対してお答えをいたします。

先ほど、私の補足説明でも御説明いたしました。子ども医療費助成について明確にしてほしいという、そういう御意見がありました。また、須走地区におきます景観に関する施策についての、この2件につきまして御意見をいただきましたので、この2つの事柄につきまして、事項につきまして、本計画に反映し、修正をいたしました。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第14号 小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○議長(米山千晴君) 日程第15 議案第14号 小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長(小野 学君) 議案第14号 小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町立大御神コミュニティセンターにつきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を大御神区とすることについて、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たっては、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第4号に基づき、公募によらず、現在指定管理者となっている大御神区を指定管理者の候補として指名し、小山町公の施設の指定管理者選定委員会において、小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者申請要項を審査していただきました。

指定については、施設の性質、設置の目的から、継続的、安定的に同一の管理者による管理が望ましいとし、指定期間については平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間といたしました。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第15号 小山町立水田利用再編対策研修センター施設の指定管理者の指定について

○議長（米山千晴君） 日程第16 議案第15号 小山町立水田利用再編対策研修センター施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第15号 小山町立水田利用再編対策研修センター施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町立水田利用再編対策研修センターにつきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を一色区とすることについて、議会の議決をお願いするものであります。

小山町立水田利用再編対策研修センターにつきましては、小山町立水田利用再編対策研修センター施設の設置及び管理に関する条例第11条の規定に基づき、平成18年4月1日から平成28年3月31日までを指定管理期間と定め、一色区を指定管理者に指定し、管理されております。

このたび、水田利用再編対策研修センターの指定管理期間が平成28年3月31日で満了となることから、指定管理者の指定をするものであります。

提案の指定管理者につきましては、本年2月2日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会において指定管理者申請要項を審査していただきました。

選定に当たりましては、一色区から提出されました指定管理者指定申請書に基づき、書面審査した結果、施設の性質、設置の目的などから、これまでと同一の指定管理者による管理が望ましいと判断し、一色区を指定管理者の候補者に選定したものであります。

指定管理期間は平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第16号 町道路線の廃止について

○議長（米山千晴君） 日程第17 議案第16号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○**経済建設部長（池谷精市君）** 議案第16号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、道路法第10条第1項の規定に基づく町道6路線の廃止であります。

湯船地先で静岡県企業局が実施しています小山湯船原工業団地地域振興整備事業区域において、都市計画法第32条の規定に基づく協議結果と、同地先の太陽光発電事業区域内において、事業区域内にあることから、町道の用に供さなくなる町道1315号線、町道1316号線、町道1320号線、町道1326号線、町道1327号線及び町道1328号線の廃止をお願いするものであります。

以上であります。

○**議長（米山千晴君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（米山千晴君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第18 議案第17号 町道路線の変更について

○**議長（米山千晴君）** 日程第18 議案第17号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○**経済建設部長（池谷精市君）** 議案第17号 町道路線の変更についてであります。

本案は、道路法第10条第3項の規定に基づく町道6路線の変更であります。

はじめに、町道2-28号線、町道1324号線及び町道1330号線の3路線についてであります。

この路線は湯船地先で静岡県企業局が実施しております小山湯船原工業団地地域振興整備事業区域及び同地先で進めています太陽光発電事業区域において、その一部が町道の用に供さなくなることから、町道の終点を変更するものであります。

次に、町道1335号線についてであります。この路線は、先ほど御説明いたしました太陽光発電事業区域内において、その一部が町道の用に供さなくなることから、町道の起点を変更するものであります。

次に、町道3928号線についてであります。この路線は、中日向地先において株式会社ジーシー富士小山工場と町との間で土地の整理が完了したため、町道の終点を変更するものであります。

次に、町道4007号線についてであります。この路線は、須走地先において林道立山線開設工事に伴い、開設区間を林道として管理するため、町道の終点を変更するものであります。

以上であります。

○**議長（米山千晴君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第19 議案第18号 町道路線の認定について

○議長(米山千晴君) 日程第19 議案第18号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第18号 町道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づく町道の認定であります。

町道4210号線は、須走地先の林道立山線開設工事に伴い開設されます林道に接続する路線であるため、新たに町道の認定をお願いするものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第20 議案第19号 小山町行政不服審査法施行条例の制定について

○議長(米山千晴君) 日程第20 議案第19号 小山町行政不服審査法施行条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長(小野 学君) 議案第19号 小山町行政不服審査法施行条例の制定についてであります。

本案は、不服申立構造の見直し、公正性の向上及び使いやすさの向上を目的として全部改正され、平成27年6月13日に公布された行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、制定するものであります。

条例は9条で構成されております。

条例第2条は、小山町行政手続条例の規定に基づく聴聞または弁明の手續がとられた場合に、処分庁に提出される聴聞調書及び弁明書等を行政不服審査法の規定に基づく弁明書に添付されるもので、行政不服審査法第29条第4項の規定と同様に規定するものであります。

条例第3条は、提出書類及び主張書面等の写し等の手数料を無料とするが、作成及び送付に要する費用を負担してもらうもので、小山町情報公開条例、小山町個人情報保護条例と同様の運用とするものであり、行政不服審査法施行令第12条第1項に規定する額と同額とするものであります。

条例第4条は、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、法の規定により、その権限に属された事項を処理するための機関として小山町行政不服審査会を置くものであります。

条例第5条から第7条までは、小山町行政不服審査会の組織体系を小山町情報公開審査会及び小山町個人情報保護審査会と同様の組織体系とするものであります。

また、附則第4項及び第5項における小山町情報公開条例及び小山町個人情報保護条例の一部改正は、小山町の情報公開及び個人情報保護に係る不服申立てについては、小山町情報公開審査会及び小山町個人情報保護審査会において、不服申立ての公正かつ慎重な判断が行われる制度が構築されており、国においても行政機関の保有する情報の公開に関する法律や、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正を行い、不服申立てに関して行政不服審査法における審理員制度の適用を除外し、既存の制度運用を存置させるため、国と同様に審理員審理の例外規定を定めるもの、不作為事件を小山町情報公開審査会及び小山町個人情報保護審査会の諮問対象に追加するもの並びに行政不服審査法の施行に伴う用語、その他文言の整理を行うものであり、附則第6項における小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、小山町行政不服審査会委員の報酬を小山町情報公開審査会委員及び小山町個人情報保護審査会委員の報酬と同額とするものであります。

なお、この条例の施行日は、改正後の行政不服審査法の施行期日と同一の平成28年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第21 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第21 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

平成27年6月13日に公布された行政不服審査法が、平成28年4月1日に施行されます。

第1条の小山町行政手続条例の一部改正は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に規定されている行政手続法の改正によるものであります。

第2条の小山町固定資産評価審査委員会条例の一部改正は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に規定されている地方税法の改正によるものであります。

第3条の小山町職員の給与に関する条例の一部改正は、行政不服審査法の法律名、法律番号及び条項を引用しているもの並びに文言の整理によるものであります。

第4条の小山町税条例の一部改正は、不服申立ての種類の一元化によるものであります。

第5条の小山町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正及び第6条の小山町火入れに関する条例の一部改正は、不服申立ての種類の一元化及び審査請求期間の延長によるものであります。

第7条の小山町消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、不服申立ての種類の一元化によるものであります。

なお、この条例の施行日は、改正後の行政不服審査法の施行期日と同一の平成28年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第22 議案第21号 小山町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の

制定について

○議長（米山千晴君） 日程第22 議案第21号 小山町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第21号 小山町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定についてであります。

本案は、高齢者を中心に深刻化する消費者被害を防止すること及び消費者の安全と安心を確保するために消費者安全法が改正され、法第10条の2第1項において、地方自治体の消費生活相談体制を強化し、消費生活センターを条例で位置づけることとなったことを受け、条例を制定するものであります。

本条例は2条で構成し、第1条で趣旨を、第2条で消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を規定し、第1号でセンターを設置したときに町長がセンターの名称、住所、開所日及び開所時間を公示すること、第2号でセンターにセンター長、職員及び消費生活相談員を配置すること、第4号で、消費生活相談員の人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること、第5号でセンターに従事する職員に資質向上のための研修を受講させること、第6号で消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理のために必要な措置を講ずることを定めております。

なお、この条例の施行日は、改正後の消費者安全法の施行期日と同一の平成28年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第23 議案第22号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第23 議案第22号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第22号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関

する条例の制定についてであります。

平成26年5月14日に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行されます。

第1条の小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、地方公務員法第24条の改正により項の繰り上げが行われたことによるものであります。

第2条の小山町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正は、地方公務員法第22条の改正により文言の改正が行われたことによるものであります。

第3条の小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、地方公務員法第24条の改正により項の繰り上げが行われたことによるものであります。

第4条の小山町職員の給与に関する条例の一部改正は、地方公務員法第24条の改正により項の繰り上げが行われたこと及び同法第25条の改正により級別職務分類表は給料表の級別分類基準となる職務内容を定めていなければならないと規定されたことによるものであります。

なお、この条例の施行日は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日と同一の平成28年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第24 議案第23号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第24 議案第23号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第23号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてであります。

本案は、平成27年度で防衛省の補助金を活用してリニューアル工事を実施した健康福祉会館について、設置、管理等について定めるとともに、今後、会館に指定管理者制度を導入する機会が生じた際にも対応できるような条例とするために、全部改正を行うものであります。

第1条では、条例の趣旨を、第2条では健康福社会館の名称及び位置を規定しております。第3条では、会館の休館日を、第4条では開館時間を、第5条から第7条にかけては利用の許可関係を、第8条から第10条にかけて使用料関係を規定しております。また、第11条で指定管理者による管理運営を、第12条ではその行う業務を、第13条では指定管理者が管理運営を行う場合の利用料金制について規定しております。また、第14条では権利譲渡等を、第15条では設備の設置等について、それぞれ禁止をし、第16条では原状回復の義務を、第17条では損害賠償義務について規定しております。

附則で、この条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午後2時01分 休憩

午後2時11分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第13号の質疑につき、高畑議員から発言をする旨求められておりますので、これを許可いたします。

日程第25 議案第24号 小山町部設置条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第25 議案第24号 小山町部設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第24号 小山町部設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本町は、平成17年度から部制を導入し、本条例により各部の事務分掌を定めております。

このたび、平成28年4月1日からの組織・機構の見直しに伴い、定住・移住施策と合わせて住宅施策を進めていくため、これまで経済建設部において所掌しておりました町営住宅に関する事

務を企画総務部が所掌し、おやまで暮らそう課において事務を行うことといたします。

また、危機管理体制の迅速化を図るため、住民福祉部に置いていた防災課を危機管理監の管理の下、部に属さない課として設置し、防災課において防災等に関する事務を所掌するため、一部改正を行うものであります。

なお、条例の施行日は平成28年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第26 議案第25号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第26 議案第25号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第25号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、番号法に基づく個人番号の独自利用や特定個人情報の庁内連携等について定めているものであり、先の12月定例会において議決をいただいた条例に、本町のこども医療費助成制度に関することを追加するものであります。

個人番号の独自利用として、こども医療費助成制度において住民税関係情報及び住民票関係情報を利用することとするため、条例の別表に規定を追加するものと、番号法の改正による参照条項の修正を行うものであります。

なお、この条例の施行日は平成28年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

んか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第27 議案第26号 小山町税条例等の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第27 議案第26号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長(小野 学君) 議案第26号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税の猶予制度について、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

町税の猶予制度については、従前、地方税法などに手続の規定がされておりましたが、今回の税制改正により、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、徴収猶予に係る分割納付の方法及び申請手続並びに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しがされました。

この中で、徴収基準等の項目について、地域の実情に応じて条例で定めることとされましたので、小山町税条例等の一部を改正し、規定を追加するものであります。

それでは、主な内容を条文の順に御説明いたします。お手元の条例改正資料新旧対照表小山町税条例等の一部を改正する条例の84ページをお開きください。

第8条の徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法は、徴収の猶予をする金額をその期間内において、猶予を受ける者の財産の状況その他事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付できるものと定め、分割納付の方法等について規定するものであります。

次に、86ページ、88ページになります。第9条の徴収猶予の申請手続等は、徴収猶予の申請書への記載事項及び添付書類、猶予期間の延長をする場合の記載事項及び添付書類、申請書の訂正及び添付書類の訂正期限について規定するものであります。

次に、88ページの中段をお願いします。第10条の職権による換価の猶予の手続等は、職権による換価の猶予を行う際、提出を求めることができる書類及び職権による換価の猶予の期間延長に係る提出書類について規定するものであります。

次に、90ページをお願いします。第11条申請による換価の猶予の申請手続等は、主に納税者が

申請による換価の猶予を受けようとする場合、徴収金の納期限から6か月以内とされた申請に基づき、滞納処分による財産の換価を猶予することができることと定め、申請書への記載事項及び添付書類等について規定するものであります。

次に、90ページ下段から92ページになります。第12条担保を徴する必要がない場合は、担保徴収基準を定めたもので、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3か月以内である場合、または担保を徴することができない特別な事情がある場合は、担保を不要とすることについて規定するものであります。

次に、91ページから94ページは、今回の地方税法等の改正に合わせた文言の整理及び削除等を行うものであります。

なお、本条例の施行日は第1条関係は平成28年4月1日とし、第2条関係は公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第28 議案第27号 小山町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第28 議案第27号 小山町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第27号 小山町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町の独自施策として子ども・子育て支援策として、多子世帯に係る幼稚園保育料を軽減するために、条例の一部改正するものです。

条例改正資料新旧対照表の95、96ページをお開きください。改正規定の内容は、小山町保育料条例の例に倣い、多子世帯の保育料の額の規定を規則に委任するように整理することとしております。

そのため、小山町立幼稚園保育料徴収条例の第2条と第3条の間に、新たに第3条として、多子世帯の保育料の額は規則で定める旨の規定を加えるものであります。

この条例の施行期日は平成28年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第29 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算

日程第30 議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第31 議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第32 議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第33 議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第34 議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計予算

日程第35 議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算

日程第36 議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第37 議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第38 議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算

○議長（米山千晴君） 次に、日程第29 議案第28号から日程第38 議案第37号までの平成28年度予算10件を一括議題とします。

町長から、当初予算の施政方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について、御説明を申し上げます。

日本経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の一体的推進により、デフレ脱却と経済再生に向けた大きな前進が見られ、景気回復が雇用の増加や賃金の上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付くという経済の好循環が着実に回り始め、緩やかな回復基調となってきております。

こうした認識の下、小山町の平成28年度当初予算は、一般会計において、歳入の根幹である町税が引き続き減収見込みであり、地方交付税などを含めた一般財源総額でも減少見込みであります。また、社会補償関係経費などの増額が見込まれ、厳しい財政状況が続いております。

そのような中ではありますが、第1に三来拠点事業小山町版「内陸のフロンティアを拓く取組」

として、新東名高速道路（仮称）小山PA周辺地区、湯船原地区、足柄SA周辺地区の3地区の開発を中心とした施策を進めてまいります。

第2に、安心・安全なまちづくりや、災害に強いまちづくりの施策を進めてまいります。

第3に、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策を進めてまいります。

第4に、お達者度の向上のための高齢者健康づくりに対する施策を進めてまいります。

この4つの分野に重点配分を行い、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進していくとともに、私の政策提言であります、小山町を元気にする「金太郎大作戦」第二章を推進する予算編成といたしました。

それでは、施策について、主要事業、新規事業を中心に説明をいたします。

最初に、総合計画基本目標の1つ目、「便利で快適なまち」に掲げている環境分野と都市基盤分野の施策についてであります。

恵まれた環境の保全の施策として、環境基本計画に基づき、生物情報の収集等の各種調査を、引き続き行ってまいります。

また、富士山巡礼路特定調査研究に取り組んでまいります。

次に、人と自然が調和する景観の形成と環境美化を推進するために、景観形成重点地区計画策定に取り組んでまいります。

次に、安全な水の安定供給、適切な污水处理を推進するために、水道事業では、配水施設の整備などの第5期上水道拡張事業に取り組んでまいります。

下水道事業では、計画的に下水道施設を維持管理していくため、須走浄化センター長寿命化事業を実施してまいります。また、下水道未整備地区の汚水を適切に処理するため、合併処理浄化槽設置補助事業を継続してまいります。

次に、活力ある土地利用の推進を図る施策であります。

定住人口の拡大、町の活性化を進めるため、菅沼地区区画整理調査や落合地区利活用検討業務に取り組んでまいります。

また、足柄地域の活性化を図るため、（仮称）足柄駅交流センター基本計画策定業務に取り組んでまいります。

次に、便利で快適な道路網の整備として、地区からの要望の中で多い、道路の舗装補修などに積極的に対応するとともに、生活道路の整備の充実を図ってまいります。

また、新東名高速道路の機能を補完するため、新東名関連町道整備事業として、町道3975号線道路整備を進めていくとともに、東名高速道路の足柄SAスマートインターチェンジ周辺の道路網整備として、町道2414号線道路整備に取り組んでまいります。

さらに、老朽化が進む橋梁等を、道路構造物長寿命化修繕計画に基づき整備を進めてまいります。

また、効果的な都市計画道路の整備を進めるため、都市計画道路大胡田用沢線の物件調査、用

地買収を実施してまいります。

次に、金太郎公共交通計画に基づき、自主運行バスの運行や生活確保維持路線に対する補助を継続して実施し、公共交通の活性化を図ってまいります。

次に、良好な住環境の実現のため、町営住宅の効果的・効率的な維持管理を進めるとともに、町営住宅等長寿命化計画に基づき、南藤曲団地の建設を進めてまいります。

また、誰もが安心して住める住まいづくりを目指すため、静岡県プロジェクト「TOUKA I-0」と連携し、住宅耐震化事業を継続してまいります。

次に、2つ目の基本目標、「安心・安全なまち」に掲げている健康分野、福祉分野、危機管理分野の施策についてであります。

地域で支え合う福祉、障がい者福祉の施策として、地域福祉計画を基に、民生委員や各機関と連携した社会福祉活動の推進と、移動支援や日中一時支援などの地域生活支援事業を推進し、福祉の充実を図ってまいります。

町民主体の健康づくりとして、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実を図ってまいります。

また、国民健康保険の特定健診と後期高齢者医療の健康診査の受診を促進し、疾病の早期発見・治療の意識を高めてまいります。

高齢者福祉の促進、介護保険の充実のために、老人クラブの文化事業や健康づくり事業への支援を継続していくとともに、要介護状態にならないための介護予防事業を推進してまいります。また、適切な要介護認定の実施を行い、介護保険サービスの質の確保、支援に努めてまいります。

次に、子育て支援策としては、放課後児童クラブや地域子育て支援センター事業の運営を充実してまいります。また、こども園をはじめ、幼児教育の充実を図ってまいります。

さらに、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援事業を行うとともに、ファミリーサポートセンター事業を継続して実施してまいります。

災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織への支援充実や、災害時の体制の強化を目的に、組立式避難所用トイレ等の防災資機材の整備を実施してまいります。

さらに、広域連携による消防体制の充実、消防団活動の活性化を図っていくとともに、消防団機能の強化として、第1分団消防ポンプ自動車を更新いたします。

また、今後必要とされる治山工事や森林整備等の対応策について、地域住民をはじめ関係者とともに、小山町山地強靱化総合対策協議会を継続して開催し、効率的かつ早急な復旧及び災害に強い森林づくりを目指してまいります。

また、空き家の倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するため、空き家解体撤去事業補助を進めてまいります。

次に、3つ目の基本目標の「いきいきとしたまち」に掲げている、教育分野、文化分野、産業分野の施策についてであります。

心豊かな生涯学習の推進を図るために、各種教室、講演会、発表会等の生涯学習機会の充実を進めてまいります。

また、スポーツ・レクリエーションを通じて、町民が楽しみながら健康な体力づくりができるよう、NPO法人小山町体育協会等と協力し、スポーツ振興を図り、町民体育大会を引き続き開催してまいります。

次に、将来を担う子どもたちが、確かな知性と豊かな感性、健やかな心身を磨き、生きる力を育んでもらうために、学校教育の充実を図ってまいります。

その施策として、授業力の向上や就学・生徒指導の充実を図るために、授業アドバイザーと指導主事の配置、適切な教育指導を行うために特別支援教育支援員の配置を継続して行ってまいります。

また、子育てに悩む保護者等に対応するため、子ども相談室の充実を図ってまいります。

次に、地域間の交流・国際交流の推進のために、文化・観光交流等を促進するとともに、国際姉妹都市との交流を深め、国際的視野を持てる子どもたちの語学力等の向上を図ってまいります。

次に、誰もが活躍できる男女共同参画を推進するために、男女共同参画社会づくり行動計画の策定に取り組んでまいります。

次に、三来拠点事業を推進する施策であります。

小山PA周辺地区では測量業務を、湯船原地区では再生可能エネルギー事業の設計、アグリインダストリーエリア基本計画の策定を、足柄SA周辺地区ではスマートインターチェンジ道路整備に伴う分筆登記及び用地取得を実施してまいります。

また、駿河小山駅周辺地区では、駅周辺の賑わい創出を具体化する基本計画策定を実施してまいります。

さらに、湯船原地区のうち、新産業集積エリアにおいて工業団地造成事業を実施してまいります。

また、企業立地の際、初期投資を抑え企業立地を行いやすくするために、用地取得に要した経費の一部に補助をしてまいります。

次に、生産性が高く、効率的な農業を推進するため、中山間地域総合整備事業と、経営体育成基盤整備事業を進めてまいります。

また、豊かな森林資源を活用するように、地域ごと森林経営計画を策定するとともに、間伐、枝打ち等の森林整備を支援してまいります。

さらに、山村道路網整備事業の金時線改良工事を進めてまいります。

次に、人が訪れ、消費が拡大する観光交流の施策として、富士山や富士箱根トレイルを中心とした地域資源や、道の駅「ふじおやま」、道の駅「すばしり」、あしがら温泉の交流拠点の有効活用を図ってまいります。

また、モータースポーツのメッカである富士スピードウェイと連携した事業を推進してまいり

ます。

さらに、世界遺産である富士山の須走口五合目の利便性を高めるため、須走口五合目再整備基本計画作成業務を進めてまいります。

また、観光拠点を定め、ホテル等の誘致を図ってまいります。

次に、定住・移住の促進と婚活支援に積極的に取り組んでまいります。

また、用沢地内及びわさび平地区での宅地造成事業を進めてまいります。

次に、4つ目の基本目標、「計画の推進のために」に掲げている、広域行政分野、行財政運営分野、協働分野の施策についてであります。

広域的な行政課題に対する公共サービスの充実を図るため、富士山ネットワーク会議などにおいて研究活動を進めてまいります。

また、将来負担比率を抑えるため、新規借入地方債を償還額以内にしていくなど、健全な財政運営に努めてまいります。

行政運営としては、公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでまいります。

また、町民との協働により、町内各地区の将来像を描いた計画の推進を図ってまいります。

以上、平成28年度当初予算の予算編成において、4つの基本目標に沿った施策について説明をいたしました。

小山町の特別会計を含めた平成28年度当初予算総額は168億327万6,000円であります。

このうち一般会計は95億8,000万円とし、前年度当初予算89億7,000万円と比べ6億1,000万円、6.8%の増であります。

歳入の根幹であります町税収入は37億5,411万円で、歳入全体の39.2%を占め、前年度に比べて4,258万円の減額となっております。

特別会計予算も合わせました平成28年度当初予算の概要につきましては企画総務部長から、また、具体的な内容につきましては、予算補足説明の中で各担当部長から説明をいたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 町長からの説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について提案説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算から議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計までの10件について、一括説明をいたします。

はじめに、議案第28号 平成28年度一般会計予算についてであります。

一般会計予算書14ページをお開きください。

最初に、継続費の設定についてであります。南藤曲団地建設事業は、社会資本整備総合交付金を活用し、平成28年度から平成29年度までの2か年で事業を実施するため、継続費を設定するものであります。

次に、15ページの債務負担行為の設定についてであります。平成28年度から平成29年度までの2か年で土地評価見直し業務の委託に当たり、その業務委託に要する経費について、平成29年度の債務負担行為をお願いするものであります。

次に、16ページから17ページにかけての地方債であります。平成28年度事業の財源等として、総額7億4,270万円を限度額に借入を予定している10事業の地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

附属資料の3ページをお開きください。

主な歳入予算の内訳であります。

1款町税は37億5,411万円、対前年度比で4,258万円、1.1%の減となっております。

町税の内訳については次のページに記載してあります。

町民税の個人分は10億7,000万円、対前年度比1,700万円、1.6%の増、また法人分については3億10万円、対前年度比5,000万円、14.3%の減となっております。

町民税につきましては、給与所得の伸びが見込まれることから、個人分で増額を、また、企業の撤退や業績見込みから法人分は減額を見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は21億7,900万円、対前年度比1,000万円、0.5%の減となっております。土地及び償却資産の評価額の下落により減額を見込んでおります。

町税全体についてみますと、景気回復の波が弱く、減収を見込んでおります。

次に、附属資料3ページへお戻りください。

2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までについては、国が示しました平成28年度地方財政計画による予算措置や、県が見込んでいる市町交付金見込額及び本町の決算推移などから、それぞれ見込んだものであります。

増額の多いものでは、6款の地方消費税交付金で、静岡県の見込み及び決算推移から増額を見込んでおり、11款の地方交付税は、普通交付税において地方財政計画による交付を見込んでおります。2款から12款までの増減額を合わせますと、3,600万円の増額となっております。

次に、14款使用料及び手数料は1億5,597万1,000円、対前年度比4,052万9,000円、20.6%の減であります。減額の主な要因は、保育園の保育料について、多子軽減の年齢要件を無くし、さらに幼稚園の保育料について第2子から無料化にすることから減額となるものであります。

次に、15款国庫支出金は12億8,270万3,000円、対前年度比2億4,855万円、16.2%の減であります。昨年度と比べて、健康福祉会館改修事業の完成による防衛省からの補助金の減額が主なものとなっております。

次に、16款県支出金は5億9,521万円、対前年度比9,692万2,000円、19.5%の増であります。主なものは、地域産業立地事業を行う者に対する補助金の増額であります。

次に、17款財産収入は3億3,616万8,000円、対前年度比7,788万3,000円、18.8%の減であります。主なものは、昨年度ありました大胡田町営住宅跡地等の町有地や町有林整備に伴う立木の売

却が減少するためであります。

次に、18款寄附金は10億1,799万8,000円、対前年度比10億61万円、5,754.6%の増であります。ふるさと寄附金を見込むものが主なものであります。

次に、19款繰入金は、1億8,322万1,000円、対前年度比1億756万4,000円、37.0%の減であります。減額の要因は、緊急地震対策基金繰入金が無くなることによるものであります。

次に、22款町債につきましては、7億4,270万円、対前年度比5,090万円、6.4%の減であります。減額の要因は、新東名関連町道整備事業に係る公共道路整備事業債の減であります。また、地方財源不足に対応するように平成28年度地方財政対策として措置される臨時財政対策債については3億1,000万円、対前年度比6,000万円の増であります。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

はじめに、附属資料5ページの目的別歳出について、前年度対比で増減額の大きいものについて御説明いたします。

はじめに、2款総務費は25億424万3,000円、対前年度比10億2,735万9,000円、69.6%の増であります。主な増額の要因は、ふるさと寄附をしていただいた方へのお礼の品を贈るための経費と、地域産業立地事業を行う者に対し交付する補助金のためであります。

次に、3款民生費は19億3,307万6,000円、対前年度比4億958万8,000円、17.5%の減であります。主な減額の要因は、健康福祉会館改修事業の完成によるものであります。

続いて、附属資料6ページの性質別歳出予算の概要についてであります。性質別内訳の本年度合計欄を御覧ください。

最初に、物件費は19億1,119万3,000円、前年度と比べて4億9,237万8,000円、34.7%の増であります。主な増額の要因は、ふるさと寄附をしていただいた方へのお礼の品を贈るための経費が増額となるものであります。

次に、補助費等は13億7,162万4,000円、前年度と比べ1億8,315万3,000円、15.4%の増であります。増額の要因は、地域産業立地事業を行う者に対し、補助金を交付することからであります。

次に、普通建設事業費は17億2,486万5,000円、前年度と比べて1億5,274万6,000円、8.1%の減であります。主な減額の要因は、健康福祉会館改修事業の大型事業の完了によるものであります。

以上が、議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

附属資料の8ページをお願いいたします。

この会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ22億8,500万円、対前年度比6,900万円、2.9%の減となっております。歳出予算の大半は保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

附属資料の9ページをお願いいたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ420万6,000円、対前年度比72万円、14.6%の減であります。平成28年度の貸し付けについては、8人への貸与を継続し、新規に大学生等の貸し付け4人を見込んでの編成であります。

次に、議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

同じく附属資料の9ページをお願いいたします。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ2億670万円、対前年度比1,494万7,000円、7.8%の増であります。

次に、議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算についてであります。

附属資料10ページをお願いいたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億304万9,000円、対前年度比407万円、2.0%の増となっております。主な内容は、使用料と一般会計からの繰り入れや前年度繰越金を財源に、須走浄化センターの管理運営等を進めていくものと、国庫支出金、事業債により浄化センターの長寿命化整備を行っていくものであります。

次に、議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計についてであります。

同じく附属資料の10ページをお願いいたします。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものであり、平成28年度においても、土地の取得は予定しておりません。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000円、前年度との増減はございません。

次に、議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

附属資料の11ページをお願いいたします。

この会計は、介護保険法第3条に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億3,000万円、対前年度比3,000万円、1.7%の減となっております。歳出予算の大半は在宅介護サービス、施設介護サービスなどの保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

同じく附属資料11ページをお願いいたします。

この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,717万1,000円、対前年度比2億897万1,000円、151.2%の増となっております。主な内容は、事業収入と繰越金や事業債を財源に、宅地造成事業を行っていくものであります。

次に、議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算についてであります。

附属資料の12ページをお願いいたします。

この会計は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,750万円、対前年度比16億1,370万円、928.5%の増となっております。主な内容は、繰入金と事業債を財源に、工業団地の造成事業を行っていくものであ

ります。

最後に、議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算についてであります。

附属資料の28ページをお願いいたします。

はじめに、収益的収入及び支出の部であります。収入は、予定総額を3億1,658万3,000円、対前年度比292万8,000円、0.9%の減となっております。

歳出は、予定総額2億7,085万円、対前年度比273万6,000円、1.0%の減となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入は、予定総額1億4,671万円、対前年度比8,199万円、126.7%の増となっております。

歳出は、予定総額3億8,879万7,000円、対前年度比1億5,756万9,000円、68.1%の増となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額2億4,208万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって対処したいと考えております。

以上が議案第28号から議案第37号までの平成28年度当初予算関係10件についての概要でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 企画総務部長の説明は終わりました。

ここで御報告申し上げます。梶議員については、公務のため、ここで御退席されます。

ここで御報告します。本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり総務企画委員会に付託しましたので御報告いたします。

お諮りします。ただいま、町長から報告第1号 専決処分の報告についての1件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の報告第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（追加議案配付）

---

追加日程第1

町長提案説明

○議長（米山千晴君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、報告第1号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、報告第1号 専決処分の報告についての1件であります。

この後、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。  
以上であります。

---

追加日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 報告第1号 専決処分の報告についてであります。

本案は、交通事故によって発生した人身及び自動車損害における損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により決定し、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

事故の概要であります。平成27年5月8日午後1時25分頃、駿東郡清水町久米田74番地の10、片側1車線の道路において、運転手の不注意により反対車線に進入し、対向車と衝突したものであります。

過失割合は10対0であり、このとき生じた損害賠償金426万319円を町が支払うことで示談が調い、平成28年2月5日に専決処分したものであります。

なお、賠償金については、町が加入する静岡県町村会公有自動車損害共済により全額補填されるものであります。

今後、事故防止につきましては、さらに細心の注意を払い、安全運転を行うよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終了しました。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願ひます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月23日火曜日 午前10時開議

議案第28号から議案第37号までの平成28年度予算10件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時07分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 佐 藤 省 三

署 名 議 員 鈴 木 豊

平成28年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成28年2月23日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場  
開 議 午前10時00分 宣告  
出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君  
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君  
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君  
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君  
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君  
13番 米山 千晴君  
欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町長 込山 正秀君 副町長 田代 章君  
副町長 室伏 博行君 教育長 天野 文子君  
企画総務部長 小野 学君 住民福祉部長 秋月 千宏君  
経済建設部長 池谷 精市君 教育部長 田代 順泰君  
町長戦略課長 長田 忠典君 総務課長 小野 一彦君  
未来拠点課長 遠藤 正樹君 おやまで暮らそう課長 岩田 和夫君  
税務課長 池田 馨君 住民福祉課長 渡邊 啓貢君  
健康増進課長 米山 民恵君 防災課長 後藤 喜昭君  
建設課長 岩田 芳和君 農林課長 前田 修君  
商工観光課長 山本 智春君 都市整備課長 野木 雄次君  
上下水道課長 池谷 和則君 こども育成課長 湯山 博一君  
生涯学習課長 大庭 和広君 総務課長補佐 渡辺 辰雄君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 2番 佐藤 省三君 3番 鈴木 豊君  
散 会 午後0時25分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は本日の会議を欠席する旨、届け出がなされておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長から補足説明を求めます。はじめに、企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第28号 平成28年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。1款町税の総額では37億5,411万円で、平成27年度に比べ4,258万円、率にして1.1%の減となっております。この内訳といたしまして、1項町民税は13億7,010万円で町税全体の36.5%、2項固定資産税は21億9,300万円で町税全体の58.4%と、これらが町税収入の大半を占めております。

3項軽自動車税は4,301万円で町税全体の1.2%、4項町たばこ税は1億4,300万円で町税全体の3.8%、5項の入湯税につきましては500万円で町税全体の0.1%となっております。

それでは、税目ごとに御説明いたします。

20ページをお願いいたします。1款1項町民税、1目個人の1節現年課税分ではありますが、前年度対比1,800万円、1.8%増の10億6,300万円を見込みました。増額の要因ではありますが、緩やかな景気回復基調を受け、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、国等における各種政策効果から、給与のベースアップや、平成27年度決算見込み等を踏まえ、積算した結果によるものであります。

次に、その下の2目法人の1節現年課税分ではありますが、対象法人数は前年度と同数の452社を見込んでおります。税制改正により、法人税割の一部国税化等の影響により、減収を見込んでおります。

大手企業におきましては、業績回復の影響を受け、増収の予測がなされておりますが、中小企業の景気は厳しいとの判断が続いており、平成27年度の決算見込みなどを勘案し、前年度対比5,000万円、14.3%減の3億円といたしました。

次に、21ページをお願いいたします。2項1目固定資産税の1節現年課税分の調定見込額であり

ますが、平成27年度当初予算課税標準額から平成28年度の変化率を見込み、算定いたしました。

土地につきましては、全国的な地価の下落率は縮小し、上昇や横ばい地点も増加しているものの、地方圏においては依然として下落基調が続いていることから、平成27年度評価替えに地価下落をできる限り反映し、課税標準額を1.1%減額し、調定額ベースで6億9,277万8,000円といたしました。

家屋につきましては、評価替え2年目のため、既存家屋の課税標準額に変更はありません。新築家屋の増と滅失家屋の減から、平成27年度当初調定額に増額分を加算し、調定額ベースで7億8,156万4,000円といたしました。

償却資産につきましては、大規模な設備投資もなく、年間平均減価償却率が4%程度であることから、平成27年度課税標準額から4%を減じ、7億2,348万4,000円を調定額ベースといたしました。

土地、家屋、償却資産の調定見込額の合計に、収納率を前年度と同率の98.8%として、純固定資産税分では前年度対比1,000万円、0.5%減の21億7,100万円を見込みました。また、2節の滞納繰越分は800万円を計上いたしました。

次に、22ページをお願いいたします。3項1目軽自動車税、1節現年課税分ではありますが、平成27年4月の車両別台数を根拠とし、平成28年度からの原動機付自転車や二輪車等の税率アップを反映した上で、収納率を99%とし、前年度対比190万円、4.4%の増の4,300万円といたしました。

次に、23ページをお願いいたします。4項1目町たばこ税につきましては、平成28年度からの旧3級品の税率アップがありますが、近年の健康志向により喫煙者数の減少傾向が続いておりますことから、前年度対比200万円、1.4%減の1億4,300万円を見込みました。

次に、5項1目入湯税につきましては、平成28年4月1日から宿泊を伴う入湯客150円、宿泊を伴わない入湯客50円とする税率改正を行うことから、前年度対比452万円、1,041.6%増の500万円を見込みました。

次に、24ページにかけて、地方譲与税の1項自動車重量譲与税は、自動車重量税の3分の1が交付されるもので、町道の延長と面積で案分され、前年度対比1.5%、100万円増の6,600万円を見込みました。

その下、2項地方揮発油譲与税は、地方道路税の100分の42が交付されるもので、自動車重量譲与税と同様に町道の延長と面積で案分されます。前年度対比3.4%、100万円減の2,800万円を見込んでおります。

次に、25ページをお願いいたします。6款1項1目地方消費税交付金は、県からの市町交付金の見込額等から推計し、前年度に比べ2,500万円を増額し、3億9,000万円といたしました。

次に、25ページ最下段から26ページになります。7款1項1目ゴルフ場利用税交付金の2億1,000万円は、前年度に比べ1,500万円の減額を見込みました。平成27年10月時点の利用者数は29万9,917人で、大雪の影響を受けなかった平成25年度の利用者数と比較しますと3.18%の減であり、近年の景気の状態や特に団塊の世代に続く世代のプレーヤーの減少等により、交付金の減少が見込まれる状況となっております。なお、このゴルフ場利用税につきましては、その存続について国において

議論されておりますが、平成28年度につきましては存続することが決まっております。

次に、9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する固定資産が対象となる交付金で、前年度に比べ100万円減額の3,700万円を見込みました。

次に、27ページをお願いいたします。11款1項1目地方交付税3億3,000万円であります。平成28年度地方財政対策に基づく国の地方交付税の交付見込額を勘案し、前年度に比べ2,000万円の増額を見込みました。なお、地方交付税のうち、説明欄1の普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超えるその超過額に対し按分比例により交付されるものであります。説明欄2の特別交付税につきましては、特別な財政需要に対し交付されるものであります。

次に、33ページから34ページにかけて、15款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金798万円は、本年1月から運用が開始されておりますマイナンバーに係る社会保障税番号制度システム整備のための総務省からの補助金が主なものであります。

次に、36ページをお願いいたします。15款2項9目特定防衛施設周辺整備調整交付金2億1,120万円は、防衛施設等の所在している市町村に対し交付されるもので、通常分を前年度と同額で見込んだものであります。

次に、下段の15款2項10目地方創生推進交付金865万円は、いわゆる地方創生新型交付金と言われるもので、地方創生の地方版総合戦略の本格的な推進に向け、国から交付されるものであります。

次に、38ページをお願いいたします。16款2項1目総務費県補助金、1節企画渉外費補助金のうち説明欄1地域産業立地事業補助金2億円は、産業の高度化や活性化、そして雇用の創出を図るため、県内で製造工場や物流施設などを新規に立地する企業の用地取得費と新規雇用に対し、町と連携して助成する制度で、県からの補助金であります。

2つ下の3ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金1,000万円は、三来拠点事業におけるバイオマス発電事業の調査費に対するものであります。

次に、42ページ最下段の17款財産収入3億3,616万8,000円の主なものは、次のページの1項1目1節土地貸付収入のうち説明欄1東富士演習場貸付料3億717万円で、演習場として貸し付けております町有地166.4ヘクタールの貸付料であります。

次に、44ページをお願いいたします。18款寄附金の10億1,799万8,000円の主なものは、2目のふるさと寄附金の収入額を10億円見込んだものであります。

次に、46ページをお願いいたします。19款2項基金繰入金の主なものは、1目東富士演習場関連特定事業基金繰入金1億6,320万円で、基金に積み立てた特定防衛施設周辺整備調整交付金を保育園、幼稚園の運営やこども医療費助成などのために、それぞれ必要な財源として繰り入れるものであります。

次に、50ページをお願いいたします。21款6項1目雑入の2節雑入のうち説明欄22ミニポートピア富士おやま環境整備協力費1,980万円は、昨年3月から営業を始めましたミニポートピア富士おや

まの売上額に対し、100分の1に相当する金額が環境整備協力費として納入されるもので、平成27年度の実績により見込んだものであります。

なお、歳入における町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の8項目の自主財源は、ふるさと寄附金の増額により対前年度比15.4%、金額にして7億7,652万8,000円増の58億3,338万7,000円で、歳入全体の60.9%となります。

歳入全体から自主財源を差し引いた37億4,661万3,000円が国庫支出金、県支出金など14項目の依存財源となります。

それでは、次に、歳出について御説明いたします。

56ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、職員人件費をはじめ、表彰審査委員会等の委員報酬などの一般行政事務費と、町長秘書費で、対前年度比4,059万2,000円減の4億9,813万7,000円を計上いたしました。

次に、59ページをお願いいたします。2款1項2目財政管理費は、対前年度比365万8,000円増の844万3,000円を計上いたしました。増額の主なものは、説明欄(3)行財政改革推進事業費の次ページ上段の13節委託料、公共施設等総合管理計画策定業務324万円で、町が所有する建築物、道路・橋梁等のインフラ施設等の公共施設を長期的視点により更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことによって、財政負担を軽減・平準化するとともに、その適切な配置を実現するために全体を把握する必要があることから策定するもので、総務省から地方自治体に対し策定を求められているものであります。

次に、2款1項4目財産管理費は、町有財産、基金の管理、役場本庁舎管理、公用車管理及び契約に関する経費で、対前年度比3,520万2,000円増の2億3,840万円を計上いたしました。主なものは、次ページ説明欄(3)基金管理費の25節積立金のうち、62ページ東富士演習場関連特定事業基金積立金9,320万円、ふるさと寄附金の寄附目的による文化財保護基金積立金8,500万円であります。

次に、67ページをお開きください。2款1項6目自治振興費は、対前年度比333万7,000円減の4,048万円を計上いたしました。主なものは、説明欄(2)自治振興費の68ページ上段の19節負担金補助及び交付金の区長交付金645万円、区運営交付金1,438万8,000円であります。

次に、69ページをお開きください。2款1項7目電算管理費は対前年度比168万3,000円増の7,394万4,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄(2)電算管理費の70ページの14節使用料の総合行政システム機器使用料2,897万円、WEBシステム使用料712万8,000円と、本年3月8日から運用を開始いたしますコンビニ交付に係るシステム使用料479万6,000円と、19節負担金補助及び交付金の証明書コンビニ交付参加負担金100万円が主なものであります。

次に、72ページをお願いいたします。2款1項9目諸費は臨時職員の福利厚生費が主なもので、対前年度費110万6,000円増の3,981万8,000円を計上いたしました。説明欄(2)臨時職員福利厚生費の3,665万6,000円の主なものは、来年度任用を予定しております約160人の臨時職員のうち87人に係る社会保険料2,968万円であります。

次に、79ページをお願いします。2款4項3目参議院議員選挙費は、夏に予定されている参議院議員通常選挙の費用800万円を計上しております。

次に、82ページをお願いいたします。2款7項1目企画渉外総務費は、まちづくりの根幹をなす基本施策を進める経費で、対前年度比8,556万4,000円減の1億2,070万6,000円を計上いたしました。主なものとして、83ページの説明欄(2)企画調査費、13節委託料、福祉理美容による地域活性化事業1,700万円で、これは平成27年度に地方創生先行型事業として行った事業を、平成28年度において、国の地方創生推進交付金を活用し、更に事業を展開し進めていくものであります。

同じく説明欄(3)地域公共交通活性化事業費の5,130万8,000円で、その中で主なものは、13節委託料の地域公共交通活性化支援業務280万円と、19節負担金補助及び交付金の町内3ルートを回る小山町コミュニティバスと小山・足形循環・柳島湯船コースの運行に対する自主運行バス負担金4,000万円、それと、ユニバーサルデザインタクシー導入補助と試行によるタクシー利用補助に係る地域公共交通事業補助金450万円であります。

次に、86ページから88ページにかけて、2款7項3目企業立地推進費は、内陸のフロンティア推進区域に指定された6区域の三来拠点整備に係る経費と新たに立地する企業への補助金などとして、6億3,491万8,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄(2)企業立地振興費の次のページ13節委託料の三来拠点地区委託業務5,000万円、駿河小山駅周辺地区調査業務500万円と、15節工事請負費の三来拠点整備事業3,240万円、19節負担金補助及び交付金の小山町地域産業立地事業費補助金4億円、88ページの22節補償補填及び賠償金の物件移転補償金3,000万円であります。

まず、87ページの13節委託料5,000万円の主なものは、小山パーキングエリア周辺地区の外周の測量業務と、湯船原地区のロジスティックエリア地質調査業務、アグリインダストリーエリア基本計画策定業務、再生可能エネルギー事業設計業務、足柄サービスエリアスマートインターチェンジ道路整備に伴う分筆登記業務委託費などとなっております。

次に、駿河小山駅周辺地区調査業務500万円は、平成27年10月13日に第4次の内陸フロンティア推進区域の指定を受けた駿河小山駅周辺の未利用地を活用した中心市街地の活性化を図るための基本調査費であります。

次に、15節工事請負費3,240万円は、湯船原地区の主要な排水路となる石沢の国道246号から須川までの排水路整備であります。

次に、19節負担金補助及び交付金の小山町地域産業立地事業費補助金4億円は、富士紡績の3・4工場跡地を地域産業立地事業として工場用地を取得した事業者に対し、補助金交付要綱の規定に基づき交付するものであります。

次に、88ページの22節補償補填及び賠償金の物件移転補償金3,000万円は、足柄サービスエリアスマートインターチェンジ周辺道路整備事業に伴う物件補償費であります。

次に、説明欄(3)新産業集積エリア造成事業特別会計繰出金の28節繰出金1,700万円は、職員人件費及び一時借入金相当額を特別会計へ繰り出すものであります。

次に、2款7項4目定住移住促進事業費は、人口減少に歯どめをかけるべく、首都圏を中心とした移住希望者の受け入れ、U I J ターン促進、子育て支援など、町外からの転入者の増加と町外への人口流出を抑制する事業や結婚支援を推進することとして、6,876万3,000円を計上いたしました。

次に、91ページをお願いいたします。2款8項1目広報広聴費は、対前年度比4億2,653万5,000円増の4億6,982万7,000円を計上いたしました。増額の主なものは、92ページ説明欄(3)国際交流・姉妹都市交流費で、次ページの19節負担金補助及び交付金で、今年、国際姉妹都市提携20周年を迎えるカナダミッション市姉妹提携記念事業交付金200万5,000円と、説明欄(4)ふるさと振興事業費のふるさと寄附金をされた方への返礼品贈呈に対応するための経費であります12節手数料1,082万円と13節委託料ふるさと振興事業費4億1,609万2,000円であります。

次に、122ページをお開きください。4款2項1目環境保全総務費は、対前年度比626万9,000円増の1億2,068万9,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄(2)環境保全事業費の次ページ13節委託料、環境基本計画調査100万円は、町内における生物情報の収集などの調査を行うものであります。説明欄(3)環境美化事業費、13節委託料の一般廃棄物(ごみ)処理計画改定113万4,000円は、5年ごとの計画改定を行うものであります。その下の災害廃棄物処理基本計画策定300万円は、国からの指示により新たに基本計画を策定するものであります。説明欄(4)ごみ減量・リサイクル推進事業費、次ページの19節負担金補助及び交付金の資源リサイクル活動奨励交付金240万円は、新聞紙、段ボール、アルミ缶などの資源ごみのリサイクル活動を実施する子供会や婦人会に交付する奨励金であります。説明欄(6)浄化槽設置推進事業費、19節負担金補助及び交付金2,122万6,000円は、浄化槽55基分の設置に対する補助金であります。

次に、125ページをお開きください。4款3項1目清掃総務費は、対前年度比403万9,000円減の5,181万2,000円を計上いたしました。主なものは、次のページ、説明欄(2)塵芥収集事業費、13節委託料の塵芥収集運搬4,679万7,000円であります。これは、家庭から排出される一般廃棄物のごみ収集運搬費で、町内を4地区に分けて実施するものであります。平成26年度から3年間の長期継続契約の3年目となります。

次に、126ページから127ページにかけて、2目塵芥処理費は対前年度比1,275万9,000円減の1億2,688万7,000円を計上いたしました。主なものは次の127ページになりますが、昨年4月から稼働しました説明欄(3)広域行政組合富士山エコパーク負担金の19節広域行政組合富士山エコパーク負担金9,250万9,000円で、御殿場市・小山町広域行政組合への負担金であります。

最後に、199ページをお願いいたします。11款公債費は、町債の元金と利子の償還費で、対前年比571万1,000円減の8億9,897万2,000円を計上いたしました。

1目元金の8億1,466万8,000円は、対象本数219本に対する町債の償還元金であります。

また、その下の2目利子の8,430万4,000円の主なものは、説明欄(2)公債費(利子)の23節償還金利子及び割引料の対象本数232本に対する町債償還利子8,330万4,000円と一時借入金利子100万円であります。

以上で、企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 平成28年度小山町一般会計予算のうち、住民福祉部関係について御説明をいたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

予算書の33ページをお開きください。中段になります。15款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金、説明欄1の障害者自立支援給付費負担金1億3,155万円につきましては、障害介護給付費等の2分の1を、説明欄2の障害者自立支援医療費負担金930万円は、障害者自立支援法に基づく身体障害者の自立と社会経済活動への参加促進を図るための更生医療費3名分の2分の1を、説明欄3の国民健康保険基盤安定負担金の1,406万4,000円は、国保税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じ公費で補填するもので、保険者支援分として2分の1をそれぞれ国庫負担金として見込んだものであります。

次に、34ページを御覧ください。中段の2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金、説明欄1の地域生活支援事業補助金881万円は、障害者が地域生活を円滑に送れるように、相談支援や地域活動支援センター事業等に対する補助金であります。

次に、説明欄2の臨時福祉給付金給付事業費補助金1,365万円は、消費税率引き上げによる影響を緩和するために、低所得者に対し暫定的、臨時的な措置として1人3,000円を給付するものと、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の障害、遺族基礎年金受給者に対し、1人3万円を給付する事業補助金で、説明欄3の471万7,000円は、この給付金事業に係る事務費補助金であります。

次に、37ページをお開きください。中段の15款3項2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金は、説明欄1の基礎年金事務委託金323万円が主なもので、国民年金法第6条に基づく法定受託事務である国民年金事務に係る委託金であります。

次に、下段の16款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の主なものは、38ページ上段になります。説明欄3の障害者自立支援給付費負担金6,577万5,000円で、先ほど御説明いたしました障害介護給付費の4分の1の県負担分であります。その他説明欄4の障害者自立支援医療負担金465万円は、更生医療費3名分の4分の1を県負担金として計上したものであります。

次に、説明欄5の国民健康保険基盤安定負担金3,913万2,000円は、保険者支援分の4分の1と、低所得者に対する保険税軽減分の4分の3を、また、次の2節老人福祉費負担金、説明欄1の後期高齢者保険基盤安定負担金2,180万9,000円は、低所得者に対する保険料軽減分の4分の3をそれぞれ県が負担するものであります。

次に、下段を御覧ください。16款2項2目1節社会福祉費補助金2,156万4,000円のうち、説明欄1の地域生活支援事業補助金387万3,000円は、先ほど15款の国庫補助金で説明いたしました地域活動支援センター事業等に対する県の補助金で、説明欄3の重度障害者（児）医療費補助金1,700万円

は、医療費助成額の2分の1の県補助金であります。

次に、39ページをお開きください。中段16款2項3目1節の保健衛生費補助金1,915万2,000円のうち、説明欄1のこども医療費補助金1,736万円は、中学生以下の児童・生徒の入院、通院に要する医療費に対する県補助金で、入院分の補助率については未就学児は2分の1、小中学生は3分の1、また、通院分については、1歳未満児は2分の1、1歳以上未就学児までは3分の1、小中学生は4分の1であります。

次に、48ページをお開きください。中段の21款3項1目1節老人福祉費納付金543万8,000円は、養護老人ホーム2施設に入所しておられる方14人中8人分の入所者納付金であります。

次に、49ページをお開きください。中段の21款5項2目1節老人福祉費受託事業収入997万3,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合からの健康診査の委託料として受け入れる受託事業収入であります。

次に、51ページをお開きください。中段やや下の21款6項1目2節雑入、説明欄39の健康福祉会館太陽光発電システム電力料金の164万4,000円は、会館リニューアル工事の中で設置した太陽光発電システムにより生じた電気の売電収入を見込んだものであります。

続いて、歳出の主なものについて御説明をいたします。

76ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の主なものについては、説明欄(2)戸籍住民基本台帳事務費、めくっていただきまして77ページ上段の13節電算処理394万7,000円で、住民情報業務処理及び印鑑登録管理業務の委託料、同じくその下の住民基本台帳システム機器保守の103万4,000円、14節の戸籍総合システム使用料745万5,000円等であり、電算関係の経費が主なものであります。

次に、95ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費の主なものは、説明欄(2)社会福祉総務費、96ページの中段になりますが、13節の地域生活支援業務292万8,000円で、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導及び調査について、民生委員・児童委員協議会への委託料であります。

その他では、説明欄(3)社会福祉協議会運営補助費、19節の社会福祉協議会職員費交付金2,700万円で、社協職員の人件費に係る交付金であります。

次に、97ページをお開きください。3款1項2目障害者福祉費の主なものは、説明欄(2)障害福祉総務費、98ページ上から5項目目の19節の駿豆学園管理組合負担金の176万円で、小山町からの入所者は2人であります。

続いて、説明欄(3)重度心身障害者(児)援護費では、20節の重度障害者(児)医療費扶助3,600万円で、対象者の医療費の個人負担分について扶助するものであります。

続いて、説明欄(5)自立支援給付費では、次の99ページになりますが、上から4項目目の20節の障害介護給付費2億5,920万円で、身体、知的、精神に障害のある方に係る施設入所支援や就労支援、また、居宅介護、グループホームの利用などへの支援費が主なものであります。

続いて、中段の説明欄（６）自立支援医療費給付費では、20節の自立支援医療費扶助1,956万9,000円で、人工透析等の医療に対する扶助であります。

続いて、説明欄（７）地域生活支援事業費では、13節の地域活動支援センター事業1,400万円で、生産活動の機会の提供、社会との交流支援、また、地域において就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施している駿東学園「こでまり」及び御殿場十字の園への委託料であります。

その下の、同じく13節障害者相談支援事業594万1,000円は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、またサービス利用支援等を行う知的、身体、精神、それぞれの施設に対する委託料であります。

その他、次の100ページになりますが、上から2項目目、20節の重度身体障害者（児）日常生活用具扶助の380万円、その下の障害者（児）日中一時支援費291万6,000円は、自立支援を目的に在宅で利用するサービスを支援するものであります。

同じページになりますが、3款1項3目健康福祉会館管理費の主なものは、説明欄（２）健康福祉会館管理運営費、11節光熱水費の550万円であります。

次の101ページになりますが、説明欄中段の13節リラクゼーションスタジオ運営の760万円と、下がっていただき14節トレーニングマシンリース料の235万7,000円ではありますが、リニューアルした会館で、町民の健康増進のためにトレーナーを配置するとともに、そこで使用する健康増進機器等のリース料であります。

次に、102ページを御覧ください。3款1項5目国民年金事務取扱費の主なものは、説明欄（１）職員人件費591万4,000円で、国民年金法第6条に基づく法定受託事務に係る職員1名分を計上いたしました。

続いて、説明欄（２）国民年金受託事務費では、13節電算処理58万4,000円が主なものであります。

次に、下段になりますが、3款1項6目臨時福祉給付金等給付事業費の主なものは、めくっていただき103ページになりますが、説明欄（２）臨時福祉給付金給付事業費、19節簡素な給付金の810万円で、消費税の引上げに伴い、低所得者への暫定的、臨時的な措置として実施する3年目の給付事業であります。

その下の同じく19節障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の555万円は、新たに行う給付金事業で、簡素な給付措置の対象者のうち、障害・遺族基礎年金受給者を対象としたものであります。

次に、下段の3款2項1目老人福祉総務費の主なものは、次の104ページ最下段になりますが、説明欄（２）高齢者福祉推進費、19節2市1町共通無料入浴券負担金の500万円で、小山町、御殿場市及び裾野市の2市1町が70歳以上の皆さんに交付している無料入浴券の相互利用した分を負担するものであります。

105ページをお開きください。説明欄が一番上になりますが、高齢者の就業機会の確保を図るための19節シルバー人材センター運営助成金856万円、説明欄は中段になりますが、平成23年度に開設さ

れた養護老人ホーム「平成の杜」の建設に伴う元金・利子に対する交付金である養護老人ホーム建設事業交付金の920万円であります。

続いて、説明欄（3）敬老会費では、最下段の13節敬老会演芸公演の100万円が主なものであります。

106ページを御覧ください。説明欄（4）老人保護措置費では、20節老人措置費の3,700万円で、町が措置をした養護老人ホーム入所者14人分の措置費であります。

次に、3款2項3目後期高齢者医療費の主なものは、107ページをお開きください。説明欄（2）後期高齢者医療事業費、13節健康診査業務の1,470万円で、健康診査に要する費用であります。

続いて、説明欄（3）後期高齢者医療負担金では、次の108ページになりますが、上から2項目目の19節静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金の1億6,664万5,000円が主なものであります。

次に、116ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費の主なものは、説明欄（2）保健衛生管理費、めくっていただき117ページになりますが、14節健康管理システム借上料246万3,000円と、下がっていただき19節の御殿場看護学校に係る看護学校運営費等負担金502万6,000円、また、精神障害者家族の経済的な負担の軽減と、障害者の治療の促進を促すために、入院医療費に対する自己負担分の2分の1を助成する20節精神障害者医療費扶助の200万円であります。

続いて、備考欄（3）救急医療対策事業費では、次の118ページ、説明欄上から3項目目の19節御殿場市救急医療センター負担金の5,469万6,000円で、センター運営費の総支出額から収入額を差し引いた不採算分を御殿場市と人口割に基づき負担するものであります。

その下になりますが、同じく19節御殿場市医師会2次救急医療業務負担金940万8,000円は、御殿場市医師会が実施している二次救急医療業務に対する負担金で、御殿場市との負担割合は、均等割10%、人口割90%であります。

説明欄は1項目飛んで、19節広域救急事業費負担金330万2,000円は、駿東地域の三医師会が広域二次救急医療体制を目指して事業運営を行う事業費の一部を、4市3町が均等割30%、人口割70%で負担をするものであります。

説明欄はその下になりますが、19節公的病院等運営費補助金6,913万2,000円は、過疎地等の不採算地区に立地する公的病院等、いわゆる公益法人に助成した市町村には、特別交付税措置がなされることに伴い、平成26年4月から公益社団法人に移行した富士小山病院からの財政支援願いを受けて、医療体制確保対策として要綱に基づき交付をする補助金であります。

次に、4款1項2目予防費の主なものは、説明欄（2）感染症予防費、めくっていただき119ページ中段やや上の13節個別接種6,000万円で、これまでの水痘、麻疹風疹、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌等の予防接種に新たにB型肝炎を加えた定期接種に係る医師及び医療機関への委託料であります。

次に、4款1項3目健康づくり推進費の主なものは、次の120ページを御覧ください。説明欄中段の（3）生活習慣病予防費、13節保健事業の3,500万円で、各種がん検診に係る医師会及び医療機関

への委託料であります。

続いて、最下段の説明欄（４）健康マイレージ事業費、19節健康マイレージ賞品負担金30万円は、健康づくり活動のポイント化とポイント還元の実業であります。

次に、121ページをお開きください。４款１項４目母子保健事業費の主なものは、説明欄（２）母子保健事業費、13節保健事業1,300万円で、妊婦健診及び乳児健診に係る費用で、医師及び医療機関への委託料であります。

３項目下がっていただき、20節不妊治療費助成200万円は、少子化対策の一環として治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るための助成であります。

続いて、説明欄（３）こども医療費助成費では、次の122ページ上から４項目目の20節こども医療費助成7,500万円は、０歳児から中学３年生までの入院・通院に係る医療費の自己負担分の全額を助成する事業であります。

続いて、８款消防費についてであります。165ページをお開きください。８款１項１目常備消防費の主なものは、説明欄（２）広域行政組合常備消防負担金２億9,220万8,000円で、組合常備消防費の負担金であります。

次に、８款１項２目非常備消防費の主なものは、説明欄（２）消防団運営費、１節消防団員報酬の583万7,000円と、次の166ページ説明欄上から３項目目の９節費用弁償の1,300万円で、いずれも地域防災力の充実強化を図るものであります。

167ページをお開きください。説明欄（３）消防団消防施設維持管理費では、18節消防ポンプ自動車2,343万3,000円で、15年を経過した第１分団のポンプ車を更新するものであります。

続いて、説明欄（４）消防団福利厚生費では、８節消防団員退職報償金の250万円と、19節退職報償金負担金361万円であります。

次に、168ページを御覧ください。８款１項３目消防施設費の主なものは、説明欄（２）消防施設費、15節耐震性貯水槽の800万円で、須走地先に新たに40トン級１基を設置するものであります。

次に、169ページをお開きください。８款１項５目災害対策費の主なものは、説明欄（２）地震対策費、最下段の11節消耗品700万円で、備蓄用食料、家具固定用金具及び簡易マット等の購入を、次の170ページを御覧ください。説明欄中段の18節組立式避難所用トイレ421万4,000円は、避難所用として15台分を計上いたしました。

続いて、下段の説明欄（３）自主防災推進事業費では、171ページをお開きください。説明欄上から４項目目の19節自主防災対策事業補助金330万円は、各自主防災組織が行う防災訓練や防災倉庫の整備、防災機材の購入等に対し補助金交付要綱に基づき交付をするものであります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時11分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 平成28年度小山町一般会計予算のうち経済建設部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入関係であります。

予算書の28ページをお開きください。13款1項1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金2,506万2,000円の主なものは、説明欄2 県営中山間地域総合整備事業分担金2,475万円で、県営中山間地域総合整備事業足柄金時及び北郷南西部地区で実施していますほ場整備工事や実施設計等に対して受益者から徴収する分担金であります。

次に、29ページをお開きください。13款2項3目農林水産業費負担金、1節林業費負担金、説明欄1 林道整備事業負担金2,106万円は、県単独林道事業林道立山線開設工事に対する御殿場市高根財産区からの負担金であります。

次に、35ページをお開きください。15款2項5目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金3億4,899万7,000円の主なものとしまして、説明欄1 防衛施設道路整備事業費補助金4,192万4,000円は、町道3866号線舗装補修工事に対する国庫補助金であります。

説明欄4 社会資本整備総合交付金（東名足柄ICアクセス道路等）1億2,815万円は、足柄サービスエリアのスマートインターチェンジ・アクセス道路事業に対する国庫補助金であります。

説明欄5 防災安全交付金（橋梁長寿命化）4,015万円は、町道2435号線竹之下地内の陣馬橋ほか4橋の橋梁長寿命化事業に対する国庫補助金であります。

防衛施設道路整備事業費補助金は、補助率60%、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金は補助率55%となります。

次に、2節住宅費補助金5,058万7,000円の主なものは、説明欄3 社会資本整備総合交付金5,000万円で、平成28年度から2か年で実施します新南藤曲団地建設工事に対する国庫補助金であります。補助率は50%であります。

次に、3節計画調査費補助金、説明欄1 社会資本整備総合交付金（街路事業）2億185万円は、都市計画道路大胡田用沢線整備事業を街路事業メニューとして実施することに対する国庫補助金であります。補助率は55%となります。

次に、40ページをお開きください。16款2項5目商工費県補助金、2節観光費補助金、説明欄1 富士山後世承継事業費補助金221万4,000円は、富士山須走口登山道の屋外排泄物の監視・回収や現地での情報収集等を行うため、須走口登山道に巡視員を配置することに対する県補助金であります。

次に、41ページをお開きください。16款2項6目土木費県補助金、1節道路橋梁費補助金、説明欄1 急傾斜地崩壊防止事業費補助金1,395万円は、町内2か所で実施します急傾斜地崩壊防止工事に対する県補助金であります。

次に、51ページをお開きください。21款6項1目雑入、2節雑入、説明欄34道の駅地域振興センター利用料2,400万円は、道の駅「ふじおやま」の指定管理者から施設利用料として年間販売総額の5%分を計上したものであります。

次に、説明欄43道の駅観光交流センター施設利用料2,100万円は、道の駅「すばしり」の指定管理者から施設利用料として、年間販売想定額の5%分を計上したものであります。

引き続きまして、歳出関係について御説明いたします。

予算書は132ページをお開きください。5款1項5目土地改良事業費、説明欄(3)土地改良施設維持管理費1,425万6,000円の主なものは、13節ため池耐震計画策定580万円で、農業用ため池として利用されています中島貯水池と、棚頭用水池の2施設を対象に、防災ハザードマップを作成するものであります。

次に、134ページをお開きください。5款1項7目中山間地域総合整備事業費、説明欄(2)中山間地域総合整備事業費5,130万7,000円の主なものは、19節県営中山間地域総合整備事業負担金4,950万円で、所領ほか町内4地区で事業を実施しています県営中山間・足柄金時地区及び下小林ほか町内3地区で事業を実施しています北郷南西部地区において、ほ場整備や農道工事、実施設計等に対する県への負担金として、事業費の15%に相当する額を計上しております。

次に、136ページをお開きください。5款2項1目林業総務費、説明欄(2)林業総務費392万7,000円の主なものは、次のページ、137ページをお開きください。19節森林認証取得負担金300万円で、富士山一金時材をはじめとする町産材の利用を拡大し、林業の成長産業化を図るため、静岡県と連携して新たに取り組みます森林認証を取得するための負担金であります。

次に、5款2項2目林道費、138ページになります。説明欄(3)林道整備事業費6,542万4,000円の主なものは、15節県単・町単林道事業4,320万円で、林道立山線の事業費に対し40%の県補助金を受けて行います開設工事と、事業費に対して3分の1の県費補助を受けて行います林道竹之下金時線及び中島線の2路線について、改良工事を実施するものであります。

その下、19節山村道路網整備事業負担金2,100万円は、山村道路網整備事業林道金時線改良工事に対し、町の負担金として事業費の3分の1を支出するものであります。

次に、139、140ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費、説明欄(2)商工業振興費888万5,000円の主なものは、19節小山町商工会助成金830万円で、商工会への一般助成として780万円、産業祭事業費として50万円を助成するものであります。

次に、備考欄(4)勤労者支援費3,301万2,000円の主なものは、次のページ、141ページをお開きください。21節勤労者住宅建設資金貸付預託金2,982万5,000円は、平成18年度から平成23年度までの過年度分貸付金14件分の預託金として労働金庫に預託するものであります。

次に、6款2項1目観光費、説明欄(2)観光振興費1,939万1,000円の主なものとしまして、143ページをお開きください。19節観光協会助成金910万円は、小山町観光協会の運営及び実施事業に対し助成するものであります。

その下、おまつり助成金840万円は、富士山金太郎まつり、足柄峠笛まつり、もみじまつりに助成するものであります。

次に、説明欄（４）富士山観光事業費3,098万8,000円は、富士山観光の振興を図るための事業費となっております。主なものとしまして、次のページ、144ページになりますが、13節中段須走口五合目再整備基本計画策定業務432万円は、須走口五合目来訪者の利便性と安全性を高めることを目的として、情報提供施設の建設、駐車場の改修、歩行者動線の見直し等、基本計画を策定するものであります。

その下、富士山須走ルート巡視業務221万4,000円は、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、富士山須走口登山道に巡視員を配置する業務であります。

次に、147、148ページをお開きください。6款2項3目道の駅管理費、説明欄（２）道の駅地域振興センター管理費257万5,000円の主なものは、11節修繕料150万円で、道の駅「ふじおやま」の老朽化した外壁タイルの修繕等を行うものであります。

次に、152ページをお開きください。7款2項2目道路維持費、説明欄（３）公共施設地区対応事業費4,250万円の主なものは、15節道路維持補修事業3,500万円と、安全施設整備事業500万円で、各地区からの要望に対応する道路維持補修事業費であります。

次に、153、154ページをお開きください。7款2項3目町道整備事業費、説明欄（２）町道整備事業費1億9,439万1,000円の主な事業は、町道新柴線旧跨線橋撤去工事委託費及び町道下小林1号線道路改良舗装工事並びに町道4189号線舗装工事であります。

次に、7款2項4目公共道路整備事業費は、国の社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。説明欄（２）公共道路整備事業費1億6,210万1,000円の主なものとしまして、13節調査業務費5,510万円は、町道上野大御神線外2路線の測量設計業務委託であります。

155、156ページをお開きください。15節町道整備5,065万円は、町道1063号線及び町道1065号線道路改良舗装工事を実施するものであります。

次に、説明欄（３）新東名関連町道整備事業費5,826万5,000円の主なものは、13節測量設計2,200万円で、新東名高速道路建設に伴う町道阿多野大御神線付替道路測量設計業務等であります。

次に、説明欄（４）道路構造物長寿命化事業費1億1,802万円の主なものは、13節東名跨道橋補修工事業務6,300万円で、平成23年度に作成しました小山町橋梁長寿命化修繕計画により、現東名高速道路をまたぐ竹之下地内の町道2435号線の陣馬橋ほか2橋を中日本高速道路株式会社東京支社へ工事委託するものであります。

その下、道路構造物点検1,782万円は、道路ストック総点検として、町道16路線の舗装及び道路法の改正により義務化されました定期点検として橋梁35橋の点検業務費が主なものであります。

次に、説明欄（５）東名足柄関連町道整備事業費1億8,000万円は、足柄サービスエリアに計画していますスマートインターチェンジのアクセス道路となる町道2414号線道路拡幅工事費であります。

次に、7款2項5目防衛施設道路整備事業費、説明欄（２）防衛施設道路整備事業費7,270万4,000

円は、町道3866号線、通称一本ケヤキ線の舗装補修工事を実施するものであります。

次に、157ページをお開きください。7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費、説明欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費3,330万8,000円は、生土地先と竹之下地先の急傾斜地崩壊防止工事を実施するものであります。

次に、159、160ページをお開きください。7款4項2目都市計画費、説明欄(2)都市計画費884万2,000円の主なものは、13節菅沼地区区画整理調査500万円で、明倫地区内における土地利用について土地区画整理を前提とした事業の調査検討を行うものであります。

次に、説明欄(3)都市計画道路整備事業費3億7,292万1,000円の主なものは、平成24年度から着手しております大胡田用沢線整備事業に係る用地費及び物件補償費であります。

次に、説明欄(5)足柄地区拠点整備事業費150万円は、足柄駅の利活用について、現在、内部組織により検討しているところではありますが、今後、JR東海株式会社など関係各機関との協議において整備方針が必要となるため、基本計画を策定するものであります。

次に、7款4項3目公園等整備費、説明欄(3)都市公園維持管理費1,557万4,000円の主なものとしまして、161ページをお開きください。13節豊門会館基本計画策定業務500万円は、今後の豊門会館の利活用を含めた整備基本計画を策定するためのものであります。

次に、163、164ページをお開きください。7款5項1目住宅管理費、説明欄(3)南藤曲団地建設事業費1億円は、平成28・29年度の2か年で進めます新南藤曲団地建設工事の平成28年度分事業費であります。

次に、196ページをお開きください。10款は災害復旧費であります。1項の農林水産施設災害復旧費から、198ページになりますが、2項の公共土木施設災害復旧費は、年度内に発生が予想される各災害に備えるものであります。

以上で、経済建設部関係の補足説明を終わります。

○議長(米山千晴君) 次に、教育部長 田代順泰君。

○教育部長(田代順泰君) 教育部関係の補足説明であります。

はじめに、歳入についてであります。

予算書30ページをお願いします。上段の14款1項2目民生使用料の3節児童福祉費使用料、説明欄1保育所保育料5,842万3,000円は、平成27年度の園児をもとに算出しており、園児数327人で第1子132人、半額減免となる第2子134人、免除となる第3子以降61人で計上しております。

次に、31ページ下段の14款1項7目教育使用料の1節幼稚園保育料790万5,000円は、1人月額6,100円となる第1子が108人、免除となる第2子以降が137人、合計の園児数245人で計上しております。

次に、33ページをお願いします。中段15款1項1目民生費国庫負担金の2節児童福祉費負担金の説明欄1児童手当負担金1億6,396万9,000円は、児童手当に対する国からの負担金であり、延べ2万1,221人で計上してあります。

次の行、2の子どものための教育・保育給付費負担金1,634万6,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する国からの負担金であり、41人で計上してあります。

次の行、3障害児施設措置費負担金1,900万円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後デイサービス等に対する国からの負担金であり、24人で計上しております。

次に、次のページ34ページ中段15款2項2目民生費国庫補助金の3節児童福祉費補助金2,453万6,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する国からの補助金であります。

次に、38ページをお願いいたします。上段16款1項1目民生費県負担金の3節児童福祉費負担金の説明欄1児童手当負担金3,586万4,000円は、国庫負担金で申し上げましたけれども、児童手当に対する県からの負担金であります。

次に、次のページ39ページ上段16款2項2目民生費県補助金の3節児童福祉費補助金の説明欄2子ども・子育て支援交付金1,595万7,000円は、国庫補助金で申し上げたとおり、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する県からの補助金であります。

次に、歳出についてであります。

予算書の108ページをお願いいたします。中段3款3項1目児童福祉総務費4,313万円の主なものは、次のページ109ページの説明欄中段の(5)児童発達支援事業費3,810万2,000円であり、幼児の障害児施設への通所等に係る扶助関係経費であります。

次に、同ページ最下段の3款3項2目の児童手当費2億3,676万4,000円は、0歳から15歳までのお子さんに係る児童手当及びそれに伴う経費であり、延べ2万1,221人への給付を計上しております。

次に、次のページ110ページ中段の3款3項3目保育園費4億798万3,000円は、町立保育園3園ときたごうこども園の管理・運営経費であります。保育園及びこども園長時間利用児の2月1日現在の入園申込者数は、町内の申込が313人、他市町からの受託が21人の、計334人となっております。町外への保育委託が22人となっております。

説明欄(1)職員人件費2億976万8,000円は、33人分の人件費を計上しております。

次のページ111ページの説明欄(2)保育園管理運営費1億4,372万4,000円の主なものは、7節の保育士や放課後児童クラブ研修指導員などの賃金と、説明欄中段11節需用費の給食用賄材料費と、次のページ112ページの説明欄中段の20節認定こども園、保育所及び小規模保育等に対する扶助費であります。

次のページ113ページ説明欄の最下段(5)民間保育所施設運営費3,807万4,000円は、平成28年4月1日に足柄地区に開設いたします私立認定こども園に対する国や県の補助金・交付金に町費を加えて支出します民間保育所運営費への補助金と扶助費であります。

次に、114ページの4目子育て支援事業費7,751万1,000円は、子育て支援事業として町内3保育園及びきたごうこども園のぺんぎんランドや子育て支援センターに係る職員人件費のほか、放課後児童クラブに係る経費等であります。

次に、172ページをお願いいたします。9款教育費関係になります。

次のページ173ページ中段の9款1項2目事務局費9,200万6,000円の主なものは、説明欄(1)職員人件費で、教育長以下子ども育成課職員の人件費であります。

次のページ174ページ上段の(2)事務局事務費1,014万6,000円の主なものは、7節臨時職員等賃金208万7,000円と、12節火災(建物)保険料289万8,000円で、22施設の火災保険料であります。

次に、177ページ9款2項小学校費の1目学校管理費1億5,453万9,000円は、小学校5校の管理・運営に係る経費であります。

同ページ説明欄下段(2)小学校管理運営費9,993万7,000円の主なものは、7節賃金であり、スムーズな学校運営と子どもたちの学習支援のための非常勤講師、特別支援員、図書室支援事務員、授業アドバイザー等の賃金であります。

180ページをお願いします。説明欄上段(4)小学校給食費3,061万3,000円の主なものは、7節賃金であり、栄養士及び給食員の賃金であります。

同ページ説明欄下段(5)小学校施設整備費1,250万円の主なものは、15節小学校整備事業650万円で、校内トイレ工事並びに高圧気中負荷開閉器及び高圧ケーブル取換え工事費であります。

次に、同ページの最下段の2目教育振興費、説明欄(2)小学校教育振興費1,329万9,000円の主なものは、次のページ181ページ説明欄13節の外国人英語指導員2名の派遣に係る経費であります。

次に、同ページ下段の3項中学校費の1目学校管理費1億1,482万7,000円は、小学校費と同じく、中学校3校の管理運営に係るものであります。

次のページ182ページ、説明欄中段(2)中学校管理運営費8,560万9,000円の主なものは、7節の非常勤講師、特別支援員、図書室支援事務員、授業アドバイザー等の賃金と、次のページ説明欄中段の14節の北郷中学校及び須走中学校用地の土地借上料であります。

次のページ184ページ説明欄最下段(4)中学校給食費1,761万8,000円の主なものは、次のページにあります給食員の賃金であります。

同ページ185ページの中段2目教育振興費1,301万1,000円の主なものは、説明欄(2)中学校教育振興費の13節の外国人英語指導員1名の派遣に係る経費であります。

次に、次のページ186ページ中段からの9款4項1目幼稚園費1億5,416万9,000円は、幼稚園の管理・運営に係る経費で、主なものは説明欄(1)職員人件費で、教諭等20人分の人件費であります。2月1日現在の幼稚園及び子ども園短時間利用児の申込人数は合わせて244人となっております。

次のページ187ページ説明欄最上段(2)幼稚園管理運営費3,402万9,000円の主なものは、7節賃金であり、教諭及び用務員の賃金であります。

次に、189ページをお願いします。中段の9款5項1目社会教育総務費4,831万円は、説明欄(1)職員人件費4名分のほか、最下段(2)社会教育総務費の次のページ1節社会教育指導員2人の報酬240万円、7節臨時職員等賃金429万3,000円、13節NPO支援センター業務250万円が主なもので、そのほか、説明欄下段(3)青少年健全育成費では、次のページ191ページの説明欄14節学校芸術鑑賞会バス借上料140万4,000円が主なものであります。

次に、次のページ192ページ下段の2目生涯学習推進費368万円は、次のページ193ページの説明欄に記載があります生涯学習推進講演会等の開催及び地域文化活動を推進するために地域協働促進事業として開催する文化祭に係るものが主なものであります。

次に、次のページ194ページの4目生涯学習センター管理費1億5,743万3,000円は、説明欄中段の(2)文化会館等管理運営費、13節指定管理料1億3,000万円、その下14節敷地借上料1,546万9,000円、また、次のページ195ページ説明欄上段にあります(4)パークゴルフ上の管理運営に関する経費653万9,000円が主なものであります。

次に、同ページ中段からの6項1目保険体育総務費1,465万7,000円は、スポーツ・体育の振興に係る経費で、次のページ196ページの説明欄中段19節体育協会助成金910万円が主なものであります。

以上で、教育部関係の補足説明を終わります。

○議長(米山千晴君) 以上で、平成28年度小山町一般会計予算における各部長の補足説明は終わりました。

- 
- 日程第2 議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算
  - 日程第3 議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算
  - 日程第4 議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第5 議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算
  - 日程第6 議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計予算
  - 日程第7 議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算
  - 日程第8 議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算
  - 日程第9 議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
  - 日程第10 議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算

○議長(米山千晴君) 次に、日程第2 議案第29号から日程第10 議案第37号までの平成28年度特別会計及び水道事業会計の予算9件については一括議題といたします。

なお、議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算、議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計予算の2議案につきましては、2月19日に詳細に町長及び部長の提案説明がありましたので、部長の補足説明は省略します。

それでは、はじめに、議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算の3件について、順次、部長の補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 住民福祉部関係の特別会計予算3会計について、順次説明させていただきます。

はじめに、議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算について御説明します。

資料はお手元の付属資料を御覧いただきたいと思います。8ページをお開きください。予算の総

額は、歳入歳出それぞれ22億8,500万円で、前年度当初予算と比較いたしますと6,900万円、率にしますと2.9%の減額であります。減額の主な理由につきましては、高額医療費の発生リスクの分散と、市町保険者間の保険税平準化及び財政安定化を図るための保険財政共同安定化事業で平成27年度から全てのレセプトが交付の対象となったことにより、歳入では8款の共同事業交付金、歳出では7款共同事業拠出金をそれぞれ対前年度4,000万円余りを減額したことが理由であります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、前年度決算見込みをもととしながら、対前年度比マイナス3,107万1,000円の4億6,220万円を見込みました。

次に、4款国庫支出金を3億6,167万円、5款療養給付費等交付金を1億784万3,000円、6款前期高齢者交付金を5億8,876万3,000円、7款県支出金を1億486万9,000円、8款共同事業交付金を4億4,601万7,000円見込みましたのは、静岡県国民健康保険団体連合会の試算を参考に、国、県の負担率等に基づき積算したものであります。

次に、歳出についてであります。

2款の保険給付費が13億7,074万9,000円で、歳出全体の60.0%を占めており、前年度とほぼ同額を見込みました。

次に、3款後期高齢者支援金等を2億3,695万8,000円、4款前期高齢者納付金等を12万6,000円、5款老人保健拠出金を9,000円、6款介護納付金を9,363万4,000円、7款共同事業拠出金を4億4,602万円に見込みましたのは、国の予算編成通知に基づき、静岡県国民健康保険団体連合会の試算額を参考に、それぞれ計上したものであります。

8款保健事業費の3,198万4,000円につきましては、特定健康診査・特定保健指導に係る予算を計上したものが主なもので、健診の受診率及び保健指導実施率の向上を重点施策として事業を進めてまいります。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

付属資料の9ページをお開きください。下段を御覧ください。予算の総額は歳入歳出それぞれ2億670万円で、前年度当初予算と比較しますと1,494万7,000円、率にしますと7.8%の増額であります。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料軽減分に対する町の一般会計からの繰り入れと、75歳以上の後期高齢者の方からの保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付をするものであります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料の1億7,640万円と2款繰入金2,907万9,000円は、いずれも静岡県後期高齢者医療広域連合からの試算に基づき計上したものであります。

次に、歳出についてであります。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金の 2 億 578 万 9,000 円は、歳入で説明いたしました収入を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 34 号 平成 28 年度 小山町 介護保険特別会計予算について御説明いたします。

付属資料の 11 ページをお開きください。第 6 期介護保険事業計画の中間年となります平成 28 年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 17 億 3,000 万円で、前年度当初予算と比較しますと 3,000 万円、率にして 1.7% の減額であります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

1 款保険料は、ほぼ前年度並みの 3 億 6,315 万 1,000 円で、65 歳以上の第 1 号被保険者分の保険料で、保険給付の 22% を負担するものであります。

次に、2 款国庫支出金の 3 億 6,704 万 5,000 円、3 款支払基金交付金の 4 億 5,476 万 6,000 円、4 款県支出金の 2 億 5,512 万 3,000 円及び 6 款繰入金の 2 億 4,672 万 4,000 円につきましては、介護保険制度で定められているそれぞれの負担割合に基づく国・社会保険診療報酬支払基金、静岡県、小山町からの収入であります。

次に、歳出についてであります。

2 款保険給付費は 16 億 1,271 万 2,000 円で、対前年度 2,866 万 9,000 円、率にして 1.7% の減額で、歳出全体の 93.2% を構成しております。給付の内容といたしましては、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅介護サービス、グループホーム等の利用に伴う地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設利用に伴う施設介護サービスが主なものであります。

次に、3 款基金積立金は 2 万円で、対前年度 3,000 万円、率にして 99.9% の減額であります。平成 27 年度は第 6 期事業計画の初年度であることから、基金積立を行いました。平成 28 年度は中間年度であることから、利子分のみを積み立てるといった考え方であります。

次に、4 款地域支援事業は 4,377 万 4,000 円で、対前年度 1,252 万 2,000 円、率にして 40.1% の増額であります。増額の主な要因は、認知症対策として平成 28 年度で新たに認知症地域支援推進員を配置することや、生活支援コーディネーターや協議体の設置による生活支援サービス体制整備事業を開始するためであります。その他の事業内容につきましては、二次予防事業対象者及び一次予防事業対象者に対する各種介護予防事業や地域包括支援センターを中心とした総合相談事業、また、食事の配達サービスや紙おむつの支援事業、ふれあい茶論、ミニデイサービス等、高齢者の生きがいと健康づくりを推進していくものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 次に、議案第 32 号 平成 28 年度 小山町 下水道事業特別会計予算、議案第 37 号 平成 28 年度 小山町 水道事業会計予算の 2 件について、順次部長の補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 経済建設部関係の特別会計予算及び水道事業会計予算について、順次説明をさせていただきます。

はじめに、議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算の補足説明を行います。

下水道事業特別会計は、予算書の278ページからとなっております。

はじめに、歳入関係であります。

予算書の284ページをお開きください。1款1項1目下水道使用料7,207万5,000円は、1節下水道使用料及び手数料、説明欄1下水道使用料7,100万円が主なもので、平成27年度の使用料の実績に基づき、前年度と比べ203万5,000円、2.7%の減額を見込み、計上したものであります。

次に、下段からページは285ページにかけてとなりますが、3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金、説明欄1社会資本整備総合交付金1,500万円は、須走浄化センターの長寿命化計画に基づき実施をいたします実施設計及び整備工事費で、事業費3,000万円に対する国庫補助金であります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金9,795万3,000円は、下水道事業特別会計における歳入歳出の差額を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比べ610万5,000円、6.6%の増額となっております。

次に、286ページになりますが、7款1項1目下水道事業債1,500万円は、須走浄化センター長寿命化対策事業費の補助残について借入れをするものであります。

次に、歳出関係についてであります。

予算書は287、288ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費、説明欄（2）下水道施設維持管理費6,427万6,000円の主なものは、11節光熱水費1,054万8,000円で、須走浄化センター等の電気料等であります。

その下、修繕料600万円は、マンホールポンプ1か所の修繕とマンホールポンプに異常が発生した場合の非常通報装置の修繕料であります。

13節須走浄化センター維持管理3,400万円は、須走浄化センターの運転及び維持管理に係る委託料であります。

次に、289、290ページをお開きください。1款2項1目公共下水道費、説明欄（2）公共下水道費3,800万7,000円の主なものは、歳入でも御説明いたしましたが、社会資本整備総合交付金事業として、須走浄化センターの長寿命化計画の整備事業を行うものであります。13節須走浄化センター長寿命化対策実施設計業務574万6,000円は、浄化センターの電気・機械設備工事実施のための設計業務費であります。

その下、長寿命化対策工事監理業務260万円は、長寿命化対策の工事実施に関し、専門的知識が必要となることから、重点項目について施工監理を委託するものであります。

その下、15節須走浄化センター長寿命化整備事業2,425万5,000円は、曝気装置の電気設備工事費であります。一つ飛びまして須走浄化センター舗装復旧工事500万円は、浄化センター駐車場の一部

が沈下していることから、復旧工事を行うものであります。

次に、2款1項1目元金、説明欄(2)公債費(元金)7,007万1,000円は、平成6年度から平成15年度までの間に借り入れました32件分の償還金元金であります。

その下の2目利子、説明欄(2)公債費(利子)1,993万4,000円は、平成6年度から平成15年度分及び平成26・27年度に借り入れました起債に対する償還金利子であります。

以上で、下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算の補足説明を行います。

水道事業会計予算書につきましては、別冊となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、予算書の4ページをお開きください。平成28年度の水道事業会計の業務量であります。第2条の業務の予定量に記載してありますように、給水戸数7,056戸、年間総給水量335万9,424立方メートル、1日平均給水量は9,204立方メートルであります。主な建設改良事業は、第5期拡張事業に基づく配水管布設工事などを計画しているところであります。

それでは、収益的収入及び支出について御説明をいたします。

予算書は29ページをお開きください。収益的収入の1款1項1目給水収益、1節水道料金2億4,234万円は、今年度の使用水量の決算見込みに、本年2月に統合いたしました滝沢簡易水道分を加え、計上したものであります。

次に、2項2目消費税及び地方消費税還付金、1節消費税及び地方消費税還付金800万円は、事業の増加に伴い、仮払い消費税の増加が見込まれることから計上したものであります。

次に、2項4目長期前受金戻入、1節長期前受金戻入6,010万3,000円は、補助金等により取得しました固定資産の減価償却額の補助金相当分を収益化するものであります。

次に、30、31ページをお開きください。収益的支出の1款1項1目原水及び浄水費、13節委託料1,508万4,000円は、説明欄にあります水道施設巡回・点検業務委託の810万5,000円と水質検査業務委託の666万7,000円が主なものであります。

その下段18節動力費2,750万円は、水源施設66件に要する電気料であります。

次に、2目配水及び給水費、16節修繕費2,245万円は、配水管及び給水管の漏水などの修繕と、計量法に基づきます量水器の交換等を実施するためのものであります。

次に、4目業務費であります。32ページをお開きください。中段になりますが13節委託料829万3,000円は、検針業務と、企業会計処理等に必要な電算業務を委託する費用であります。

次に、5目総係費であります。34ページをお開きください。同じく中段になりますが、40節貸倒引当金繰入金102万9,000円は、不納欠損による損失に備えるため計上したものであります。

次に、6目減価償却費、31節有形固定資産減価償却費は、平成27年度の決算見込額1億3,694万9,000円に資産に係る償却の開始等による減価償却額を加え、1億4,140万4,000円を見込み計上したものであります。

次に、7目資産減耗費、33節固定資産除却費156万円は、老朽化した配水池遠隔監視装置の除却に

伴う費用であります。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、37節企業債利息462万1,000円は、昭和63年度から平成27年度までに借り入れた20件分の企業債償還金利子であります。

次に、36、37ページをお開きください。資本的収入及び支出について御説明をいたします。

はじめに、資本的収入の1款1項1目1節企業債1億円は、上水道第5期拡張事業であります須走水系配水管布設工事及び湯船原工業団地配水施設整備工事の実施に伴う企業債であります。

次に、2項1目1節国庫補助金2,940万円は、防衛8条事業として実施いたします須走水系配水管布設工事に対する国からの補助金であります。

次に、4項1目1節工事負担金1,729万円は、新東名高速道路建設に伴う配水管切回し工事及び工事詳細設計業務委託に対する、中日本高速道路株式会社からの負担金であります。

次に、資本的支出の1款1項2目配水施設費、13節委託料5,300万円は、平成29年度に工事を予定しています須走高原分譲地加圧ポンプ設備等に対する設計委託業務費及び湯船原工業団地配水施設整備の工事監理委託業務費等であります。

次に、38ページをお開きください。41節工事請負費2億9,000万円は、第5期拡張事業に基づき、水道水の安定供給を図るため、須走水系配水管布設工事及び湯船原工業団地配水施設整備工事等、施設の整備工事を実施するものが主なものであります。

次に、2項1目企業債償還金、44節元金償還金1,182万8,000円は、昭和62年度から平成24年度までに借り入れた企業債17件分の元金償還金であります。これによりまして、少し戻りますが、4ページをお開きください。4ページの4条に記載しましたように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,208万7,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,278万9,000円、当年度分損益勘定留保資金8,286万1,000円及び建設改良積立金1億3,643万7,000円で補填をするものであります。

次に、17ページをお開きください。継続費に関する調書であります。これは資本的収入及び支出で御説明をいたしましたが、平成28・29年度で実施をします湯船原工業団地配水施設整備工事に対する継続費の内訳を記載したものであります。

次に、18ページをお開きください。平成27年度の水道事業予定損益計算書であります。これは水道事業会計の営業状況を表しているものであります。平成27年度の決算見込額により算定をいたしますと、下から4行目、平成27年度純利益は3,814万2,000円となる見込みであります。

次に、21ページをお開きください。平成28年度の水道事業予定貸借対照表であります。これは水道事業会計の財務状況を表しているものであります。

はじめに、資産の部であります。資産の合計は最下段44億2,031万4,000円で、前年度決算見込みに比べて2億1,397万4,000円、5.1%の増額を見込んでおります。主な要因は、配水池の築造や配水管布設など固定資産の増加によるものであります。

次に、22ページをお開きください。負債の部であります。負債合計は21億663万8,000円で、前年

度決算見込みと比べて1億8,670万1,000円、9.7%の増額を見込んでおります。主な要因は、建設改良費の工事等に係る企業債の増額によるものであります。

次に、資本の部であります。資本合計は、下から2行目23億1,367万6,000円で、前年度決算見込みと比べて2,727万2,000円、1.2%の増額を見込んでおります。主な要因は、当年度未処分利益剰余金の増額によるものであります。

次に、23ページをお開きください。平成28年度予定キャッシュフローであります。Ⅲの財務活動によるキャッシュフローでは、資本的収支の科目のうち、資金調達や返済に関する現金の受け入れ、払い出しを計上したものであります。

その下、Ⅳの現金の増減額は874万5,000円減少を見込んでおります。これによりまして、最下段Ⅵの現金の期末残高は4億519万3,000円となる見込みであります。

次に、24ページから27ページにつきましては、地方公営企業法施行規則の規定に基づき、注記を作成したものであります。

以上で、水道事業会計予算の補足説明を終わります。

**○議長（米山千晴君）** 次に、議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算の2件について、順次部長の補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

**○企画総務部長（小野 学君）** 企画総務部関係の特別会計について補足説明を行います。

最初に、議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計であります。

予算書は346ページからとなっております。

はじめに、349ページをお開きください。地方債であります。平成28年度事業の財源等として2億8,500万円を限度額に借入を予定しております。

次に、歳入関係について御説明いたします。

予算書の352ページをお開きください。1款1項1目分譲収入1,996万5,000円を計上しますのは、用沢宅地造成事業に伴う不動産売払収入を見込み計上したものであります。

次に、2款1項1目繰越金4,220万6,000円は、平成27年度の収支を見込み計上したものであります。

次に、3款1項1目宅地造成事業債2億8,500万円を計上しますのは、用沢わさび平内の宅地造成用地の購入及び造成工事費を起債により対応するものであります。

次に、歳出関係の主なものについて御説明いたします。

予算書353ページから354ページにかけてになりますが、2款1項1目説明欄（2）宅地造成費、15節造成工事費1億6,700万円は、用沢わさび平内の宅地造成工事に係る工事費であります。

次ページの17節公有財産購入費の用地費1億2,104万円は、用沢わさび平内の宅地造成事業用地の取得に係る用地費であります。

次に、3款1項1目利子の説明欄（2）公債費（利子）、23節償還金利子111万円は、平成27年度

に借り入れた起債に対する償還金利子であります。

次に、4款1項1目予備費5,606万7,000円は、歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上で、宅地造成事業特別会計の補足説明を終わります。

続きまして、議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算の補足説明を行います。

予算書は357ページからになります。この特別会計は、昨年9月定例会におきまして、町が進めております三来拠点事業の湯船原地区における新産業集積エリア造成事業において、経理の明確性と円滑な事業運営を目的に創設したものであります。

はじめに、予算書360ページをお開きください。地方債について、平成28年度の財源といたしまして17億7,000万円を限度額に借入を予定しております。

それでは、歳入から御説明いたします。

363ページをお開きください。1款1項1目一般会計繰入金は、前年度対比1,320万円増の1,700万円を計上いたしました。これは、地方債の対象とならない人件費、旅費、借入利子を一般会計予算から繰り入れるものであります。

次に、2款1項1目繰越金50万円は、平成27年度の収支を見込み計上したものであります。

次に、3款1項1目用地取得等事業債17億7,000万円は、事業に基づく用地買収費、委託業務費等の経費に充てるため、総務省の公営企業債の一種であります、その他債を使用するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

365ページをお開きください。2款1項1目事業費17億7,000万円の主なものは、説明欄(2)事業費、13節委託料で、約35ヘクタールの事業予定地の測量・用地調査費1,284万2,000円と、土木造成設計費5,709万2,000円、それと都市計画法等開発協議等に要する許認可協議申請業務委託料の1,524万1,000円、17節公有財産購入費の用地買収費14億8,241万1,000円、22節補償補填及び賠償金の1億7,862万5,000円は、事業用地内の立木等の補償費であります。

次に、366ページをお願いいたします。3款1項1目利子134万円は、説明欄(2)公債費利子の23節償還金利子及び割引料の一時借入金に対する利子134万円であります。

次に、4款1項1目予備費50万円は、歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 部長の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月29日月曜日 午前10時開議

議案第28号から議案第37号までの平成28年度予算10件を順次議題として、質疑、委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時25分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴  
署 名 議 員 佐 藤 省 三  
署 名 議 員 鈴 木 豊

平成28年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成28年2月29日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開議 午前11時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君  
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君  
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君  
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君  
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君  
13番 米山 千晴君

欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町長 込山 正秀君 副町長 田代 章君  
副町長 室伏 博行君 教育長 天野 文子君  
企画総務部長 小野 学君 住民福祉部長 秋月 千宏君  
経済建設部長 池谷 精市君 教育部長 田代 順泰君  
町長戦略課長 長田 忠典君 総務課長 小野 一彦君  
未来拠点課長 遠藤 正樹君 おやまで暮らそう課長 岩田 和夫君  
税務課長 池田 馨君 住民福祉課長 渡邊 啓貢君  
健康増進課長 米山 民恵君 防災課長 後藤 喜昭君  
建設課長 岩田 芳和君 農林課長 前田 修君  
商工観光課長 山本 智春君 都市整備課長 野木 雄次君  
上下水道課長 池谷 和則君 こども育成課長 湯山 博一君  
生涯学習課長 大庭 和広君 小山消防署長 山本 孝信君  
総務課長補佐 渡辺 辰雄君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 2番 佐藤 省三君 3番 鈴木 豊君

散会 午後2時21分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算

議

事

午前11時00分 開議

○議長（米山千晴君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

阿部 司君は本日の会議を欠席する旨、届け出がなされておりますので、御報告いたします。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案につきましては、2月19日及び23日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

なお、予算質疑をわかりやすく円滑に進めるため、会議運営等規定により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしています。また、通告に基づき、一覧により順次、一問一答で進めますので、よろしく願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、3番 鈴木 豊 君。

○3番（鈴木 豊君） それでは、一問一答で質疑をさせていただきます。予算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。

まず、予算書21ページ1款2項1目の固定資産税の土地家屋償却資産の課税において、町では、人口増に向けて住宅施策、空き家入居対策など、おやまで暮らそう課において取り組みをやっている頼もしい限りではありますが、今年度当初予算において固定資産税が減額になっておりますが、家屋や土地購入などが増えているように思いますが、新築や改築、土地購入などで、どの程度予算に見込まれているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

予算書21ページ1款2項1目固定資産税についての計上数のうち、最初に新築家屋についてであります。平成28年度の新築家屋に対します課税は、平成27年度中に新築された家屋から課税を開始いたします。平成25年、26年中の新築住宅家屋数がおよそ60棟でありました。

平成28年度の予算編成では、町の定住促進事業等の効果を見込み、例年より10棟程度増加を見込んで計上いたしました。その他、倉庫などの住宅以外で50棟程度を新たな課税対象と見込んでおります。更に、大規模新築家屋といたしましてポートピアなどを、また、10棟程度の増築家屋も見込

んでおります。

一方、滅失家屋は前年に比べ減少している状況ですので、これから算定した結果、家屋全体では増額を見込みました。

次に、土地につきましては、定住促進事業等により土地の新たな取得も見られますが、住宅用地に適用されます特例等により大幅な固定資産税の増額は見込めず、町内土地家屋の下落から、土地全体といたしましては、課税標準ベースで前年比1.1%の減額を見込みました。

また、償却資産につきましては、新たな設備投資も見られないことから平均減価償却率を勘案し、課税標準ベースで前年比4%の減額を見込みました。

以上の結果から、固定資産税全体としては、前年度比1,000万円の減といたしました。

以上でございます。

○3番（鈴木 豊君） 再質問はありません。

それでは次に、予算書23ページ1款5項1目1節入湯税の徴収方法が変わりまして、宿泊を伴うものが150円、宿泊を伴わないものが50円としまして、今回の予算で500万円計上してありますが、昨年の48万円から大幅な増額となっていますが、目的税なので、どのような使い道を考えていますか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

入湯税の使い道ということですので、総務課の方から回答をさせていただきます。

まず、徴収方法の変更とありますが、入湯税の徴収につきましては、特別徴収の方法によらなければならないと地方税法第701条の3で定められておりますので、変更はございません。

次に、使い道についてであります。地方税法第701条にありますように、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備、並びに観光の振興に要する費用に充てるものであります。財政的には一般財源としておりますので、充当先については明示しておりませんが、決算に基づきまして、何に使ったかについては、税務課より県に報告をしているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございませんか。

○3番（鈴木 豊君） ちょっと簡単な再質問ですけど、一応目的で環境衛生と消防等、目的の中で観光施設等もありますけど、観光パンフレットについても若干増やした方がいいじゃないかと思えますけど、そういうような観点はございますでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 従来、昨年までですが、入湯税の方は観光パンフレットの印刷等に充てておりました。今回、額がかなり、桁が違うぐらい増えたということで、充当先については、観光パンフレットだけでは充当しきれないということになっております。ということで、広く観光の

振興の方に充てていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありませんか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問はございません。

それでは、次に3番目の、予算書26ページ7款1項1目1節ゴルフ利用税が平成26年度決算で2億1,800万円余で年々減っています。平成27年度10月現在で29万9,000人余りの利用者であると説明がありましたが、今年度予算は2億1,000万円ですが、予算予定でどのくらいの人数を予想しているのか。また、景気の動向を考えなくてよいのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） ゴルフ場利用税についてであります。ゴルフ場利用税は県税でありますので、静岡県の当初予算計上額等から今回の当初予算額を推計しているところであり、人数の予想はしておりません。

また、当然のことながら、県におきましては、景気の動向等を加味しながらの計上となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございませんか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問はございません。

それでは4番目に、次に、予算書52ページ21款6項1目2節の雑入の説明の49の高速自動車道路通過市町村関連公共施設等整備助成金2,917万5,000円計上してありますが、今回初めてだと思いますが、どのような性格、すなわち内容の助成金の収入でしょうか。お伺いしたいと思います。

○建設課長（岩田芳和君） 21款6項1目説明欄3項目目の49高速自動車道路通過市町村関連公共施設等整備助成金についてであります。当助成金につきましては、中日本高速道路株式会社規定の整備助成金であり、高速道路の通過に関連して必要となる道路、交通安全施設、用排水施設等の整備に対し、中日本高速道路株式会社から助成されるものであります。

助成限度額につきましては、高速道路の区分に応じ、通過高速道路延長をもとに定められております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございませんか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問はございません。

それでは、歳出の方に入りたいと思います。

5番目の、予算書の90ページ2款7項4目の説明3結婚支援事業費72万9,000円計上してありますが、「おやま出逢い大社」など、27年度から始めております。これからも進めていくと思いますが、今まで結婚に至ったなど、事業の実績と今年度事業の内容は何か伺いたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 「おやま出逢い大社」ブランドで、婚活事業を27年度からスタートさせております。現在、会員登録数は、男性60名、女性16名、計76名となっております。そのうち、仲介支援を、お見合いですね、希望される会員が35名、女性が10名、計45名となっております。

27年度実施しましたイベントといたしましては、地域資源を活用した婚活イベントを3回、そして、親セミナーを1回、あと、男子、女子力、それぞれのアップ講座とパーティーがセットになったセミナーを1回、計5回のイベントを実施しております。

それで、おやまで暮らそう課では、結婚に悩んでいる男子、女子の相談にも乗っております。相談件数は38件。これは、結婚相談支援の相談員さんを含めた相談が38件、電話、メール等での相談件数が22件で、お引き合わせ、要はお見合いですが、9件実施しております。

現在、婚姻に至った実績にはまだ至っておりませんが、結婚を前提としたおつき合いが始まった件数が数件ございます。

そして、28年度ですが、引き続き婚活イベントを実施していくわけでありますが、短期間で短時間のイベントですと、なかなか、どうしても第一印象といいますか、見てくれが重視されちゃうものですから、ロングランといいますか、ある一定期間のセミナー形式のイベントだとか、あとは、若い男性、女性を集めて、将来の結婚、子育てを含めて、ライフデザインを描いていくような啓発的なセミナー等を開催して、少子化突破対策の観点から婚活支援を強力に推し進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 鈴木議員にお願いします。次の質問に移るときに、議席番号を言ってからお願いいたします。（「申しわけありません」と呼ぶ者あり）

再質問はありませんか。

○3番（鈴木 豊君） ないです。

それでは6番目の、次に予算書124ページ4款2項1目の19節の合併処理浄化槽設置奨励事業補助金2,122万6,000円計上してありまして、55基を予定していると説明がありましたが、この予算以上に希望があった場合は、予算内で収めるのか、補正をして対応するのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 55基、多分足りないのかなと思われまして、補正で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問はありませんか。

○3番（鈴木 豊君） ありません。

次に、予算書141ページ6款2項1目観光費1億724万5,000円は、前年度より785万6,000円減額となっています。交流人口拡大事業費においても、昨年より減額となっています。私が予算を見ますと、目新しい事業も計上されていないと思われまし、観光立町を掲げる意味においても、もっと小山町をPRする事業を増やしてほしいと思いますが、その点の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 6款2項1目観光費の平成28年度の予算につきましては、予算の総額につきましては減額になっているものの、事業に関する部分の予算につきましては、ほぼ昨年同様の予算を計上させていただいております。

新規事業といたしましては、須走口登山道の屋外排泄物の確認、回収や情報収集を行うための巡視員を配置する富士山須走ルート巡視業務が主な業務であります。その他、例年実施している事業につきましては、限られた予算ではありますが、更に効果が高まる事業になるよう努力してまいりたいと考えております。

特に、須走口五合目や金時公園の再整備に向けた準備を進めるとともに、富士山金太郎まつりをはじめとする各種イベントについては、観光協会や商工会と連携を図りながら、多くの方が楽しんでいただけるようしっかり取り組んでまいります。

また、観光協会や民間事業者が計画しますツアーなど着地型観光につきましても、町も連携して進める予定であります。

さらに、御殿場市や裾野市などと組織する表富士キャラバンや、国道138号線沿線の市町で構成している富士箱根国道138号沿線観光広域連携協議会での観光キャラバンなどを首都圏などで実施いたしまして、小山町のPRにしっかり取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、小山町の観光立町に向けての事業展開にしっかり取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありませんか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問はございません。

それでは、最後の質問に移ります。予算書162ページ7款5項1目の住宅管理費ですが、町営住宅の入居率は現在どのくらいで、入居率の悪いところの理由は何が考えられるかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） まず、町営住宅の入居率につきまして、2月1日現在ですが、全体の管理戸数450戸に対し、入居戸数が311戸となっておりますので、率にしますと69.1%ということになります。

次に、入居率の悪いところの理由についてですが、将来、用途廃止することが妥当であると考えられている住宅、それから、大規模修繕を行い長寿命化を図っていくとしながらも、現段階におい

ては入居を見送っている住宅を政策空き家と位置づけて、入居を勧めないようにしております。したがって、政策空き家として位置づけている住宅戸数が多い団地につきましては入居率が悪くなるということになっております。

参考までに、政策空き家を除きますと、入居率は87.9%となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありませんか。

○3番（鈴木 豊君） ちょっと再質問というか、一応、入居率が悪いということで政策空き家ということの中で、やはり入居がない住宅については、取り壊しとかの考え方というのはあるんでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 再質問にお答えいたします。

まずは、長寿命化計画に基づいて、将来的に用途廃止されるべきと位置づけられた住宅については、計画的に用途廃止をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はありませんか。

○3番（鈴木 豊君） 再々質問はございません。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） それでは、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず最初の質問ですけれども、予算書の22ページ1款1項2目国有資産等所在市町村交付金の関係ですけれども、昨年比べて400万円の減額になっておりますが、その理由について、どんな理由があるのか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

この交付金につきましては、国有資産等所在市町村交付金法により、国、県等が所有する固定資産に対し、民有の固定資産税と同様に交付をされるものでございます。この法律の中に交付されない資産の規定がございまして、これは、国家公務員宿舎法第12条の無料宿舎の用に供する資産がこの交付されない資産となっております。無料宿舎は、通常の勤務時間外において、生命もしくは財産を保護するための非常勤務、通信施設に関連する非常勤務等に従事するために、その構内または近接する場所に居住するために貸与をされるものと規定をされております。

平成28年度の予算編成資料といたしまして、南関東防衛局から、この自衛隊の無料宿舎分が相当数増加したとの通知がございました。このことによりまして、南関東防衛局分で382万2,000円余が前年に比べ減額となっていることが主な理由でございます。

その他、静岡県等の資産におきましても減額となっております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問はありませんか。

○1番（遠藤 豪君） 再質問させていただきます。

その点については、固定資産税分の100分の1.4のところということですので、これが1,400万円ちょうど入っておりますので、評価額が10億円ぴったりぐらいになるかと思うんですけども、往々にして、私どもが考えるところによりますと、国の資産の評価が、私どものいわゆる市町村の評価に比べるとかなり低いんですよ。これは毎年、国の方にも申し入れていることだと思うんですけども、特に私、防衛関係については、評価が、一般の固定資産に比べてかなり税額が安いんじゃないかというような評価を考えていますもので、果たして今年度の評価の10億円というのが妥当かどうか、今どのようにお考えになっているか、その点はいかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 遠藤議員のおっしゃるとおりでございます。私どもも一般の民有の固定資産税とは価格等にだいぶ違いがあるなということは感じてございます。ただ、これにつきましては、国、県等の予算におきまして算定された数値で示されておりますので、今後につきましては、町としても国、県等に対して増額等の要求をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問はありませんか。

○1番（遠藤 豪君） 今の件については終わります。

それでは続きまして、予算書の83ページ2款7項1目13節の福祉理美容による地域活性化事業ですが、これは27年度の地方創生交付金というふうにお伺いしているわけですが、どのような事業内容なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

福祉理美容による地域活性化事業についてであります。平成27年度に地方創生先行型の事業として、町内等の理美容師の理容技術及び美容技術と接客技術を活用して、地域の高齢者の方に福祉理美容等が行える体制を構築することを目的に、一般社団法人民間活力開発機構に委託をし、学校法人であります山野学苑と協働により実施しております。

平成27年度に実施している主な事業内容につきましては、町内の理美容師を対象に美容福祉公開講座を4回、町内福祉施設等での訪問理美容の実践研修を4回、地域活性化イベントを道の駅「すばしり」で実施いたしました。更に、昨年12月から今年3月にかけて、地域の高齢者を対象におしゃれ講座を8回実施いたします。

平成28年度は、地方創生推進交付金を活用して、地域の理美容師が平成27年度で学んできたことを生かして、訪問理美容やおしゃれ講座を実施できるような体制づくりと、美容師等がコミュニティの拠点となれるような仕組みを構築するための事業を進めてまいります。

なお、財源の内訳は、2分の1の850万円を地方創生推進交付金、残りの2分の1は、事業実施を行う学校法人山野学苑からの負担金として見込んでおります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○1番（遠藤 豪君） 内容はよくわかりました。余り今までなかった事業ですので、それも民活も利用しているということですので、でき得ればもうちょっと町民の皆様に宣伝というか、そういうものをされた方がいいのではないかと。私、誠に不勉強で申しわけなかったんですけども、今年、今回、予算書に載ってきて、この言葉を初めて聞きましたもので、多分一般の町民の方は余り知られていない、女性の方はかなり知っている方が多かったようですけども、特に男性の方は余り知られていないような気もいたしますもので、もう少し宣伝というか、そういうものをやられたらいいかと思っております。これは意見ですので、結構です。

それでは、了解しまして、次に移ります。予算書の181ページ9款2項2目13節ですけども、外国人英語指導員の派遣事業、ALTですかね、これの関係ですけども、町内全小学校で行っていると思うんですけども、その辺の確認と、それから、カリキュラムはどのような形になっているのか。また、26年度で結構ですけども、その結果はどのような結果が表れているのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 遠藤議員にお答えをいたします。

予算書181ページ9款2項2目小学校教育振興費の外国人指導員派遣についてでございます。外国人英語指導員、いわゆるALTにつきましては、町内5つの全ての小学校で行っております。

カリキュラムについてですが、5年生、6年生では外国語活動の時間で、1年生から4年生につきましては生活科や総合の時間で行っているところであります。

内容につきましては、それぞれのALTが担任の先生と相談をしながら、効果的な方法を探っているところであります。

次に、成果についてでございますが、小学校での外国語活動の狙いというのが、コミュニケーション能力の向上、それから、異なる文化への理解を深めるということがあります。小山町の子ども達は臆せずコミュニケーションがとれると町外から転入された教員の方から言われることもあります。教育の成果はすぐには出ませんが、このような形で今後も続けていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○1番（遠藤 豪君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 7点お伺いします。

まず最初に、付属資料3ページ法人税、固定資産税、寄附金に関する質問でございます。歳入の

部をここ2年間で見ますと、法人税は2年連続で5,000万円ずつ計1億円、固定資産税も本年度1,000万円、昨年度900万円、2年間で計1,900万円の減収です。

町税の根幹である町民税と固定資産税の減収があるにもかかわらず、歳入合計が6億1,000万円増である理由は、寄附金10億円余の増額にあると考えます。これはふるさと納税寄附金によるものですが、当局としては、昨年9月開始のふるさと納税寄附が、昨年度実績から今年度も引き続き堅調であるという見通しを持っておられるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

昨年9月1日から返品品の送付を開始したふるさと納税の寄附金額は、2月18日現在で8億2,100万円となっております。ここまで伸びた要因は、人気のある返品品をそろえたこともありますが、平成27年中の所得に対する寄附控除額が2倍になったことや、ふるさと納税制度がメディア等で取り上げられたことで、寄附者が増加したものと推測されます。

公表されている統計資料によりますと、全国で見ますと、平成27年1年間のふるさと納税の経験者は推定で約50万人。日本の人口1億2,000万に対し0.4%となっております。また、日本全体での寄附額は約800億円。控除を上限とした寄附額を2兆円と見込んでいる中で、4%にとどまっております。以上のことから、全国的に見ますと、寄附する方は今後も多く見込まれると考えられます。

本町において、平成28年度は、平成27年度と違いまして1年間寄附を受けることとなります。更に、返品品のPR等にも力を入れていきたいと考えていることから、平成28年度の当初予算額の寄附額を10億円と見込んだところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○4番（高畑博行君） 再質問。ふるさと納税の寄附金に関しては、町民税ですとか固定資産税と違って、私は不確定要素がやっぱりかなり大きいんじゃないかなというふうに考えます。しかも、小山町のふるさと納税の内容を見ていきますと、大企業の家電ですとかアイスクリームの贈答の券ですとか、特定したところに集中しているという特徴がございます。もしそういうところの変化が企業側に起こった場合、やっぱり大きな影響を受ける可能性を秘めているわけです。そこら辺の不確定要素が強いんじゃないかなということに関しては、どのような捉え方をしておられるかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 高畑議員の再質問にお答えさせていただきます。

高畑議員のおっしゃるとおり、不確定要素がありますと、例えば大企業の方での影響というのは確かに寄附額に影響するおそれがあると思われませんが、現在のところ、そのような状況が予想されないこと。あと、先ほど申し上げましたとおり、ふるさと納税につきましても、今後いろんな形で、多くの方が寄附できるような魅力ある返品品を考えていきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

次に、歳入についてもう一件お伺いいたします。予算書31ページ14款1項7目生涯学習施設の使用料に関してであります。説明欄1のパークゴルフ場使用料ですが、昨年度と比べて、わずか30万円ですが、減額の見込みで320万円です。利用料を増額した後、もとに戻すなど紆余曲折があったパークゴルフ場ですが、利用客数の伸びがないという判断でしょうか。お伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（大庭和広君） パークゴルフ場は、平成27年4月から、一般の使用料を900円から500円に改正し運営をしているところであり、平成27年度の1月末の利用人数は延べ6,594人で、昨年度の同時期と比較しますと757人、13%の増加となっております。しかし、使用料収入は、昨年の同時期と比較し、2万3,900円の微増にとどまっております。

パークゴルフ場使用料の320万円は、当初予算ベースでは減額となっておりますが、平成27年度の決算見込みを考慮し、計上したものでございます。

また、現在、初心者向けのパークゴルフ教室を開催し、多くの方に参加をいただいていることから、今後もパークゴルフ場の利用者の増加が期待できるものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

それでは、次の質問です。歳出の関係でございます。予算書101ページ3款1項3目リラクゼーションスタジオ運営について御質問します。新たに完成した健康福祉会館のリラクゼーションスタジオ運営に760万円の予算計上がされていますけれども、どのような運営構想のもとに、この予算額の設定になっているのか説明をお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 101ページの3款1項3目（2）13節委託料、リラクゼーションスタジオ運営の運営構想についてであります。運営構想としましては、お達者度向上を目標に、有酸素運動や筋力トレーニング及びリラクゼーションのためのマシンを設置して、トレーナーを開館日に配置することで、健康な体づくりや体力向上を図るものであります。したがって、60歳以上の方や女性でも気軽に使用できるようなトレーニングマシンの設置を考えております。

予算計上いたしました760万円は、各種マシンの使用方法や運動指導を行うトレーナーの配置に係る委託事業が主なものであります。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

次の質問です。予算書103ページ3款1項6目障害・遺族年金受給者向け給付金についてであります。負担金補助及び給付金の障害・遺族年金受給者向け給付金555万円は新規事業だということですが、その詳細について説明をお願いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 障害・遺族年金受給者向け給付金についてであります。これは、1億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクス成果の均てんの観点や個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者を対象に給付するものであります。

対象者は、平成28年1月1日を基準日とし、平成28年度の市町村民税が課税されていない方から、市町村民税が課税されている方の扶養親族等を除いた、いわゆる平成28年度の簡素な給付金の給付対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給されている方で、平成27年度の簡素な給付措置の対象者のうち、平成28年度に65歳以上となる、いわゆる低所得の高齢者向け給付金の受給者を除いた方になります。

対象者数見込みは185人で、9月ごろから対象と思われる方に通知を行い、1人3万円を給付するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

それでは、5番目の質問です。104ページ3款2項1目2市1町共通無料入浴券負担金についてあります。負担金補助及び交付金の説明欄2市1町共通無料入浴券負担金ですが、敬老祝いに贈られる件の経費なんでしょうか。

以前から、入浴券に特化するのではなく、町内商店で使える商品券にしてほしいという声が高齢者の中にあるという話もさせていただきました。本会議の代表質問の中でも、そんな質問があったように記憶しております。その部分の検討はしておられるのかどうか、質問させていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 2市1町共通無料入浴券負担金についてであります。これは、敬老会の開催に合わせ、70歳以上の方に、小山町、御殿場市、裾野市の2市1町の温泉施設で利用できる温泉無料入浴券と、町内の温泉施設及びパークゴルフ場で利用できる無料利用券の2種類を1人に3枚ずつ合計6枚贈呈しており、これらの券を利用された分の負担額であります。

議員御指摘の、入浴券に特化するのではなく、町内商店で使える商品券にする等の検討についてありますが、温泉無料入浴券等は、高齢者の福祉と健康の増進を図ることを目的として贈呈しており、積極的に温泉やパークゴルフに行くことで、リフレッシュしながら健康増進に役立てていただきたいと考えております。

そうした中で、利用の窓口を広げるよう検討し、昨年9月から町内の須走温泉天恵様の御協力をいただくことができるようになり、利用者の選択肢を広げてきております。

高齢化が急速に進んでいく中、平成37年には約3人に1人が高齢者となることが想定されております。こうした中で町の活力を維持していくためには、高齢者の皆様が積極的に社会参加をしていただける環境をともに築いていく必要があります。この点を鑑みましても健康増進が重要なものと考え、温泉入浴券等の利用方法等を検討し、温泉入浴券等を敬老の祝い品としていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○4番（高畑博行君） 再質問。再質問といいますが、健康増進のために入浴券とパークゴルフ場の利用券を配るんだというお答えでしたけれども、必ずしも温泉が好きだというお年寄りばかりじゃないです。パークゴルフもやらないという高齢者、多いんですよ。そうであるならば、商品券も含めて、広く使えるものをやっぱり考えていった方がいいんじゃないかならうか。

実際、お宅に伺って、ホチキスでとめたまま、このままでよという高齢者、私、かなりお目にかかっているんですね。ですから、そうであるならば、今後、継続してその方向で研究してもらおうということを、再質問じゃございませんけど、要望して、次の質問に移らせていただきます。

じゃ、6番目の質問です。予算書の3款と9款に絡んでですけども、職員の人件費についてであります。保育園費、幼稚園費等で、保育園、幼稚園、こども園の職員人数、人件費が計上されております。各保育園、幼稚園、こども園ごとの正規職員、臨時職員の総数を教えていただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 高畑議員にお答えをいたします。

保育園、幼稚園、こども園の職員人件費についてであります。臨時職員の賃金を含む職員人件費等につきましては、本年度の実績等から計算をしまして、当初予算に計上しているところです。したがって、人数につきましては、本年の2月1日現在の人数を申し上げます。

はじめに保育園であります。正規職員22人、臨時職員29人の計51人で運営をしております。

次に、幼稚園は、正規職員13人、臨時職員12人の計25人で運営をしております。

最後に、こども園ですが、正規職員17人、臨時職員22人の計39人で運営をしております。町内全体では合計で115人、うち正規職員が52人、臨時職員が63人となっております。

なお、この職員数につきましては、保育士教諭だけに限らず、調理員、用務員等を含んでいる数字です。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○4番（高畑博行君） 再質問。この正規職員、臨時職員の人数比といいますが、法律で枠が決ま

っているのかどうなのか。もしそうであるならば、どういう法令のもとで決まっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 再質問にお答えいたします。

正規職員、臨時職員の割合について法律で決まっているということは、私は承知をしておりますので、現状に合わせた形で雇用をしているところです。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

それでは、最後の7番目の質問をさせていただきます。予算書190ページ9款5項1目NPO支援センター業務に関してであります。委託料の説明欄NPO支援センター業務250万円ですけれども、最近、NPO支援に関する活動が見えにくい感じが私はしております。この250万円の使い道とNPO支援室の活動の様子について御説明を願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（大庭和広君） 高畑議員にお答えをいたします。

NPO支援センター業務の250万円は、各種団体等への支援や協働を推進する事業を行うNPO法人に業務委託し、実施をするもので、新たなNPOの設立支援にかかわる業務や、地域活動団体を含めた交流大会の開催、各種助成金等の情報提供、また、既存のNPOがほかの団体等と連携した活動ができるよう支援をするものであります。

平成27年度の主な活動としては、町内のNPOの活動紹介や体験を交えたNPO交流大会の開催、興味を引くチラシの作成方法や新聞に掲載依頼するためのプレスリリースの方法等を学ぶ広報力アップ講座の開催、各種NPOの紹介や助成金情報などを掲載した支援室便りの発行、ホームページを活用した情報発信等を行っているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問。

○4番（高畑博行君） 再質問。このNPOの支援センターの活動が最近見えにくいということの、私、1つの理由に、広報不足がやっぱりあるんじゃないかなというふうに感じております。もっと積極的に、ホームページに載せてあっても、ネットを使ってホームページに入ってくるということはなかなか少ないと思うんです。やはり紙媒体で広報をする努力をすれば、NPOの支援室としてこんなことをやってくれているのかということが周知徹底できるわけで、ぜひNPOの支援センターとしては、そういう紙媒体でのアピールをもっと積極的にお願ひできたらなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（大庭和広君） 高畑議員の再質問にお答えをいたします。

紙媒体で積極的な広報ということでございますが、平成27年度においては、支援室便りということで年4回ほど発行しております。こちらの方の年4回の回数を、今後、もうちょっと検討させていただいて、ぜひとも積極的なPR等を実施をしたいと考えます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

以上です。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） 次に、12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） 一般会計予算につきまして7件ほど質問をさせていただきます。

まず1件目でございます。101ページ3款1項3目13節リラクゼーションスタジオ運営についてでございます。このリラクゼーションスタジオの利用者の目標値はどの程度なのか。また、このスタジオ運営がうまくいっているのかどうか。評価方法をどのように考えているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

101ページ3款1項3目13節リラクゼーションスタジオ運営費につきまして、利用者の目標についてであります。先ほど高畑議員にお答えしましたとおり、お達者度向上を目標としまして、有酸素運動や筋力トレーニング及びリラクゼーションのためのマシンを設置することで、健康な体づくりや体力向上を図ってまいります。

利用人数の目標としましては、利用料ベースで1日10人を見込んでおりますけれども、その後、利用率を高めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○12番（池谷 弘君） もう一つ、評価方法について。済みません。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 失礼しました。

もう1点につきまして、評価方法でございます。目標達成のため、多くの町民の皆様に利用していただくことが大切でありますので、年齢層や男女別、午前午後夜間別の利用者数で量的評価をするとともに、利用者アンケート等による質的評価を含め、総合的に評価を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○12番（池谷 弘君） 了解いたしました。

次に、2件目の質問でございます。101ページ3款1項3目14節健康福祉会館のトレーニングマシンリース料でございます。そのトレーニングマシンについて伺います。対象者は誰を想定している

のか。また、この導入マシンの機種はどのようなものと考えておられるのか。また、このマシン使用の講習等はどのように考えられているのか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 3款1項3目14節のトレーニングマシンリース料につきまして、マシンの対象者は誰を想定しているかについてであります。マシンの選定に関しましては、基本的には誰でも使えるようなものと考えておりますけれども、特に60歳以上の方や女性を想定しております。

次に、導入マシンの機種についてであります。自転車をこいだり歩いたりといった有酸素運動のできるマシンや、腹筋、背筋、足腰の筋力を維持向上させるマシン及びマッサージ器や振動マシンなどリラクゼーション機器など、いずれも気軽に使用できるような器具を考えております。

続きまして、マシン使用の講習等についてであります。リラクゼーションスタジオにトレーナーを配置し、マシンの使用方法について、休館日以外は毎日講習が受けられるように考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解いたしました。

それでは、3件目の質問をさせていただきます。104ページ3款2項1目19節2市1町共通無料入浴券についてでございます。この2市1町の各温泉の町内町民の利用状況はどのようになっているのか。

次に、小山町民の各温泉での利用状況、また、その利用状況を町内温泉の来場者を増やすために、その情報を提供する考えがあるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 2市1町共通の温泉無料入浴券による利用状況で、町民の利用状況ですが、平成27年度の12月末現在の利用延べ人数は、町民いこいの家あしがら温泉が2,930名、須走温泉天恵が297名、御殿場温泉会館が661名、ヘルシーパーク裾野が799名です。

また、温泉施設への情報提供についてですが、温泉の利用に係るサービス向上を図ることを目的に、2市1町高齢者温泉施設利用券連絡会を開催し、意見交換等を行っておりますので、町内温泉施設に情報提供を行い、更に利用者の増加に努めるよう、高齢者の健康増進を推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。

次に、4件目の質問をさせていただきます。112ページ3款3項3目20節子ども・子育て関連3法案により給付扶助が変わっておりますが、施設型給付扶助と地域型給付扶助の園はどこなのか。ま

た、その扶助費についても説明をお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

予算書112ページ3款3項3目保育園管理運営費20節施設型給付扶助費と地域型給付扶助費についてであります。まず施設型給付というのは、保育園、認定こども園、それから、新法に適用する幼稚園等に通う子ども達の保育サービスの名称です。次に、地域型給付というのは、いわゆる小規模保育であるとか家庭的保育、事業所内保育等の保育サービスを指す言葉です。

これを踏まえまして、はじめに施設型給付扶助費についてでございます。これは、小山町の子どもが町外の保育園に通っている場合、その子どもにかかる経費を、施設からの請求に基づいて支払うものであります。経費の基準は全て国において決められておりますが、今年度当初予算におきましては、小山町の子どもが御殿場市内の4つの保育園、それから、神奈川県内の1つの保育園に通います合計14人分の経費を計上しているところであります。

次に、地域型給付扶助費についてであります。これにつきましても、小山町の子どもが町外の地域型保育を利用するときに支払うものであり、施設からの請求に基づきます。具体的には、御殿場市内の1つの事業所内保育を利用する2人の子どもの分を計上しているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。

5件目の質問をさせていただきます。119ページ4款1項2目13節個別接種の予算がアップしておりますが、対象者及び接種者をどの程度と想定しているのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 4款1項2目13節の個別接種の予算のアップについて、対象者及び接種者をどのように想定しているかについてであります。予防接種法に基づく子どもの定期予防接種は、接種の努力義務もありまして、例年ほぼ95%前後の接種率となっております。したがって、対象者に対して100%で予算を計上しております。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種等は、実績に基づき60%の接種率を見込んでおります。

合計で、対象者数は1万850人、接種者数は延べ8,099人を見込んでおります。

新年度に予算額がアップする要因としまして、新規にB型肝炎ワクチンが定期接種として規定され、生後2か月から3回接種するため延べ525人の増加を、また、小学生に接種する日本脳炎予防接種が見合わせを再開したことにより、363人の増加を見込んだことが主なものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。

6件目の質問をさせていただきます。168ページ8款1項2目15節須走に設置予定の耐震性貯水槽

以外に、今後、設置予定はあるのかどうか伺います。

また、現在、町内に設置済みの耐震性の貯水槽は何基あるのか伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（山本孝信君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

予算書168ページをお開きください。8款1項3目説明欄（2）消防施設費15節耐震性貯水槽800万円についてであります。平成28年度の耐震性貯水槽の設置は、国道138号バイパス拡幅工事に伴い、須走南交差点付近にある耐震性貯水槽の移設の必要が生じたことから、既存の耐震性貯水槽を撤去し、新たに設置するものであります。

平成29年度の設置予定につきましては、忠霊塔横の町道1065号線の道路拡幅工事に伴い移設の必要が生じることから、既存の耐震性貯水槽を撤去し、新たに設置する計画であります。

30年以降につきましては、区からの要望を踏まえて、向方区や生土区を候補地として検討し、毎年1基の設置を予定しております。

また、小山町内に設置してある消防水利の基準である40トン以上の耐震性貯水槽の設置状況は172基であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。

最後の質問をさせていただきます。193ページ9款5項2目19節、文化祭との説明がありましたが、地域協働促進事業としたその理由と内容について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（大庭和広君） この助成金は、平成28年度に60回記念事業として行う町民文化祭に、公益財団法人静岡県市町村振興協会の助成事業を活用し実施をすることから、助成事業と同名の地域協働促進事業助成金といたしました。

この助成金は、60回記念事業として予定をしております姉妹都市等の文化団体との交流事業や記念講演等を行う町民文化祭に助成をするものでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。

以上で、質問を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時07分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 渡辺悦郎君。

○7番（渡辺悦郎君） 本日は、附属資料から2件、予算書の方から4件、6件質問させていただきます。

まず、附属資料16ページ2款8項1目事業3国際交流・姉妹都市交流費604万8,000円とあります。この説明の中で、主たる内訳が、姉妹都市であるカナダ・ミッション市との交流との説明がございました。その内容を伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 渡辺議員にお答えいたします。

国際交流・姉妹都市交流費のうち、姉妹都市であるカナダ・ミッション市との交流についてお答えいたします。本年、カナダ、ミッション市と小山町は、姉妹都市提携を結んでから20周年となりますので、主に2つの記念事業を予定しております。1つ目は、ミッション市からの高校生を受け入れる事業、2つ目は、ミッション市からの公式訪問団約30人程度を受け入れる事業であります。いずれもホームステイを中心として受け入れ、期間の最後に記念交流会などを行い、ミッション市との国際交流を深めていきたいと考えております。

事業の実施に当たっては、国際友好協会をはじめ、学校関係、観光協会、商工会等関係者の連携及び協力が必要でありますので、実行委員会を平成28年度初めに立ち上げ、事業を展開していく予定であります。

なお、この事業の財源として、2分の1を一般財団法人自治体国際化協会から、国際交流支援事業助成金を収入する見込みであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○7番（渡辺悦郎君） 再質問。再質問といいますが、この国際交流、私は非常にいいことだと思います。実のあるものにしていただきたいということで、次の質問に入ります。

附属資料20ページ7款4項3目都市公園維持管理費、この中で、説明にございました豊門会館基本計画策定業務について伺いたいと思います。豊門会館は、御存じのとおり、フジボウ最盛期の貴重な建物であり、この事業の内容について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 都市公園維持管理費のうち、豊門会館基本計画策定業務についての御質問にお答えいたします。業務内容につきまして、豊門会館の文化財的価値を基本とし、豊門会館の利活用を図るための計画を策定すべきと考えております。

また、和田邸の建築に携わった、現在では大手ゼネコンになりますが、これらも興味を示しておりますことから、地元の意見だけでなく、これら関係者の意見も取り入れながら進めたいと考えております。

更に、昨年から、補助金の対象事業としての可能性を国、県と協議をしてきておりますけれども、採択に当たっての要件を踏まえながら、国、県の意見についても適宜、計画に反映して進める必要があると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○7番（渡辺悦郎君） ありません。

では、次の質問に入らせていただきます。予算書84ページ2款7項1目19節自主運行バス負担金、27年度2,000万、28年度が4,000万計上されています。昨年比の倍となっているわけでございます。その理由について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 予算書84ページ自主運行バス負担金が昨年比の倍である理由についてであります。平成27年度当初予算では、平成26年10月から運行を開始しました須走、足柄、桑木ルート of 3ルートのコミュニティバスの運行費として2,000万円を予算計上しておりました。

平成28年度予算では、コミュニティバス3ルートに加えまして、平成27年10月から実証実験により運行を開始しております小山・足柄循環ルート及び湯船・柳島ルートを引き続き運行するための運行費2,000万円を増額し、4,000万円としたところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○7番（渡辺悦郎君） ありません。

次の質問でございます。予算書131ページ5款1項3目19節小山町鳥獣被害対策協議会補助金、27年度が380万、28年度が286万1,000円、約100万の減でございます。この理由について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 予算書131ページ5款1項3目19節小山町鳥獣被害対策協議会補助金が、本年から100万円減の理由について御説明いたします。議員おっしゃるとおり、平成27年度予算は380万円、平成28年度予算案は286万1,000円でございますが、減となった主な理由は、国の補助事業を活用する大規模な進入防止柵の要望がなかったことによるものです。

具体的には、本年度に上野地区で進入防止柵1,880メートル分を103万円を実施しましたが、平成28年度はこの分が減となっております。

以上であります。

○7番（渡辺悦郎君） 再質問はありません。

次の質問でございます。予算書137ページ5款2項1目18節囲いワナ115万円でございます。申しわけないです。囲いワナ115万円、28年度からの新規計上事業であります。この詳細と、どこが管理するのか、詳細の説明を願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 予算書137ページ5款2項1目18節備品購入費のうち囲いワナについて御説明いたします。これまでは鳥獣被害対策として、主に電気柵の設置等予防的な対策がとられてきましたが、シカの個体数増加に伴い、積極的な捕獲による個体数管理が重要となってきました。猟友会を通じた有害鳥獣捕獲等は非常に大きな役割を果たしており、捕獲頭数は増えているものの、生息数及び農林業被害額は依然増加傾向にあります。また、会員の高齢化も進んでおり、新たな対策を早急に立てる必要があります。

個体数管理につきましては、生息地である森林内の取り組みが重要となります。本事業は、国の平成26年度からの新規補助メニューである森林保全再生整備を活用して行うもので、森林内に囲いワナ1台を設置し、ニホンジカを捕獲する計画となっております。

囲いワナといいますのは、囲われた空間に複数の野生生物を閉じ込めて、一度に捕獲するワナのことであり、本事業では、林内にネットで囲んだワナ内に複数のシカが入った状態で、ゲートが自動的に落下する方式を考えております。

事業に関しましては、資機材は町が直接購入、設置並びに管理につきましては、町が発注元となり、林業事業体と猟友会への委託を予定しております。

18節の備品購入費115万円は、資機材の購入費に該当しております。その他費用につきましては、誘引用の餌代等として11節の消耗品費15万円、委託料につきましては、13節のうち森林環境保全整備事業の120万円、総額250万円で事業を実施予定であります。

なお、実施安全性につきましては、囲いワナのシカの数のカウントし、複数のシカがいる状況でゲートが自動落下する方式であること、事業実施に当たっては、関係団体、地域住民に広くお知らせすること等をもって安全を確保することとしております。

なお、これまで北海道で同様の補助事業が行われており、北海道の事例を参考とすることで更なる安全確保を図りたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○7番（渡辺悦郎君） 再質問はありません。

次の質問でございます。予算書147ページ6款2項2目町民いこいの家管理費、27年度が50万、28年度が168万8,000円となっております。この増額の理由について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 予算書147ページ6款2項2目町民いこいの家管理費の増額の理由についてお答えいたします。平成28年度の町民いこいの家管理費の予算につきましては、施設の修繕料と内風呂のろ過器のろ材交換手数料を計上しております。修繕料については、施設に修繕の必要が生じたときに対応するための費用として例年計上している予算であります。その施設の修繕または改修については、原則として、1件につき50万円以上のものについては町が実施することとしておりますので、平成28年度の予算は、前年度の50万円の予算に50万円増額した100万円を計上

しております。

また、手数料については、平成28年度において内風呂のろ過器のろ材の交換を計画しており、この事業費の68万8,000円を予算計上したことも予算の増額の理由となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○7番（渡辺悦郎君） ありません。

以上で、質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 菌田豊造君。

○5番（菌田豊造君） 本日は、小山町の更なる発展と福利向上を願い、質問させていただきます。

では、通告によりまして一般会計10件、質問させていただきます。

まず第1に、予算書の43ページ歳入の部17款1項1目1節土地貸付収入についてであります。説明欄1の東富士演習場貸付料の3億717万円は、前年度より345万7,000円増加しております。その理由、また、その他の貸付料も多少変動しておりますが、その理由も含めてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 菌田議員の御質問に対してお答えをいたします。

土地貸付収入についてであります。まず東富士演習場貸付料につきましては、須走地先及び御殿場市玉穂地先の土地を演習場として貸し付けているものであります。東富士演習場土地契約問題協議会における協議により、平成27年度の賃借料の増額があったことから、28年度予算につきまして同額を計上するものであります。

次に、他の貸付料についてであります。予算書43ページの説明欄の4にございます残存財産補償料、こちらですが、演習場に貸し付けているものではございませんが、隣接している土地について補償を受けるものです。こちらの方も同じように、土地契約問題協議会における協議により若干の引き上げがありました。ということで、4万円の増額となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○5番（菌田豊造君） 再質問はありません。

次に、2番目の歳出の問題に移ります。ページは130ページ5款1項3目2節農業振興費855万5,000円のうち説明欄の19美しく品格のある邑連合会の負担金が5万円となっております。そもそもこれは、全国的に幾つぐらいの市町村が加盟しているのか、また、どのような邑づくりをしているのか、また、どのような邑づくりを目指しているものなのかお答えください。

それから、こういうふうなことの会合なんかが年に何回ぐらい行われているか、それも含めてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 菌田議員の御質問にお答えいたします。

予算書130ページ5款1項3目19節負担金補助及び交付金のうち、美しく品格のある邑連合会費負担金5万円について御説明いたします。まず、連合会に全国で何か所加盟しているのかという御質問ですが、正式名称はふじのくに美しく品格のある邑づくり連合であり、静岡県独自の取り組みとなっております。したがって、静岡県内の全市町と県が会員となっております。

邑づくりの目指すところではありますが、農業者と地域内外の人々がともに地域の将来を考えて行動し、幸福感を共有できるコミュニティを創造する取り組みであります。静岡県内の農村、漁村が笑顔と活力あふれる地域となることを目指して、平成24年2月に本連合が設立されました。

平成24年度当時は、県内45地区が登録され、年々登録数を増やし、平成27年度に新規採択地区15地区を加えまして、合計で県内100地区となりました。小山町におきましては、平成24年度に所領地区が、平成27年度には湯船地区が登録されました。

次に、どのような事業をしているかですが、連合の主な事業内容は以下のとおりであります。情報発信するためのポータルサイト、いわゆるホームページの管理運営、特色のある邑づくりをしている地区の取材や検証、県外、県内イベントで邑づくりの活動PR、季節ごとに年4回の情報誌作成、発行等の活動を行っているところであります。また、県内交通基盤部農地局農地保全課内に事務局があり、通年的に活動を行っておりますので、特に決まった回数等はありません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありませんか。

○5番（藺田豊造君） 再質問はありません。

では、3番目の質問に移ります。演習場周辺障害防止対策事業費は665万9,000円ですが、そのうち説明欄15に用水障害対策事業として350万円があります。この障害とはどのようなことを示すのか。また、用語の説明、事業内容などを教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 予算書133ページ5款1項6目説明欄（2）演習場周辺障害防止対策事業費並びに障害の内容について御説明いたします。御存じのとおり、御殿場市、裾野市、小山町にかけての富士山口東部には東富士演習場がございます。火力や戦車を付した演習に伴い、植生破壊等の荒廃が著しく進み、降雨時の非常出水や土砂湧水被害が増大し、反面、水源涵養機能が低下して、水不足の問題も生じております。このような状況下で、限りある農業用水を末端まで効果的に供給させるため、詰まりや老朽化等が原因で漏水が著しい用排水路を対象に、防衛9条特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付を受け、用排水路の改修工事や測量設計を行うものであります。

15節の用水障害対策事業につきましては、本年度、用排水路の改修工事1か所を計画しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問。今の350万円の使い方、場所はどこですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 工事の対象となっておりますのは小山町用沢地先でございます。延長は92メートルの用排水路の改修工事となっております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問はありますか。

○5番（藺田豊造君） 質問はありません。

4番目の質問に移ります。

○議長（米山千晴君） 藺田議員、質問のページ、款項目節、これを言ってから質問に入ってください。

○5番（藺田豊造君） はい。ページは134ページの5款1項7目2節中山間地域総合整備事業5,130万7,000円、特に説明欄19についてお伺いします。県営中山間地域総合整備事業負担金、その負担割合と、前後しますが、事業内容、事業面積、場所についてお答えください。長く続けている事業ですが、この最終年度はいつごろになるでしょうか。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 予算書134ページ5款1項7目説明欄（2）中山間地域総合整備事業費5,130万7,000円のうち19節負担金補助及び交付金について御説明いたします。まず、県営中山間地域総合整備事業負担金4,950万円についてであります。この事業は、国55%、県30%、町15%の負担割合となっております。現在、町内では、足柄金時地区と北郷南西部地区という2つのほ場整備事業を実施中であります。

それぞれの地区の事業内容、事業面積、場所、事業の最終年度等について御説明いたします。まず足柄金時地区であります。事業区域面積は約51ヘクタール、所領、下原、桑木、吉久保、大胡田の5地区であります。平成28年度の主な事業として、所領と大胡田地区のほ場整備工事と所領の農道工事を予定しております。予算状況にもよりますが、事業完了見込みは平成32年であります。

次に、北郷南西部地区であります。事業区域面積は約33ヘクタール、下小林、一色、用沢、向田の4地区であります。平成28年度の主な事業として、下小林、一色地区のほ場整備工事、用沢地区の地形測量、換地設計、評価基準書の作成等を実施予定であります。予算の状況にもよりますが、事業完了は平成35年度の見込みとしております。

次に、県単調査費負担金150万円について御説明いたします。これは、町内新規中山間事業採択に向けた調査を県が実施するもので、負担割合は県50%、町50%で、平成29年度まで実施予定となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問はありません。

同じく歳出の部、ページは135ページ5款1項10目2節の説明欄14の土地の借上料についてです。この69万円は何平米の借地料か。また、平米単価では幾らであるか。それからまた、今後これを買上げる予定はあるのかについて御質問させていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 予算書135ページ5款1項10目（2）農村活性化センター管理費にかかわる14節使用料及び賃貸料のうち、土地借上料について御説明いたします。土地借上料60万円の内訳であります。対象となる面積は1,641.73平方メートル、年額1平方メートル当たり420円、総額68万9,526円を町内の地権者1名にお支払いしております。

また、土地の買い上げにつきましては、地権者の意向や町の予算もございまして、財政負担の軽減等も視野に入れ、今後、考えてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） ありません。

6番目の質問に入ります。ページは137ページ5款2項1目2節林業総務費392万7,000円のうち説明欄19の木質燃料ストーブ導入補助金30万円ですが、このものの27年度の実績は何台ぐらいあったでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 予算書137ページ5款2項1目（2）林業総務費にかかわる19節負担金補助及び交付金のうち、木質燃料ストーブ導入補助金について御説明いたします。年度内のため、平成27年度実績は出せませんが、平成28年2月1日時点で1件、町内で新築家屋にまきストーブを設置された方に5万円の補助を実施しております。平成26年度実績は6件、計30万円の補助を実施いたしました。今年度は低く推移しております。秋以降の石油製品価格下落等も、木質燃料ストーブの導入を鈍らせる一因となったのではないかと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問。再質問します。ただいま質問した燃料ストーブについてでございますが、これは木質燃料ストーブ補助金要綱によったものと思われ。この2条2項に、木質ペレットを燃料として使用する暖房器具または装置と書かれているが、このペレットを製造している会社、あるいは、それに準ずるものは小山町内に何件あるのか、あるいは、近隣に何件あるのかお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 藺田議員の再質問にお答えいたします。

ペレットの製造工場につきましては、私の把握している限り、町内では1件ございます。町外については、ちょっとわかりません。把握しておりません。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） 再々質問。この要綱についてですけれども、平成28年3月31日限りとあります。この効力を失うのが3月31日ですが、いまだに何も当局からは言ってきておりません。どういうわけでしょうか。条例が失効するのに予算立てしている。その理由をお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 藺田議員の再々質問にお答えいたします。

現在、これは要綱によって実施をしている補助制度でございます。現在、内部で、その要綱の改正に向けて調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 次の質問。

○5番（藺田豊造君） 6番目の質問が終わりましたから7番目の質問に移りますけれども、7番目の質問については、渡辺議員が質問してございまして、当局も津々浦々、いろいろと御説明くださいましたので、私はこれを省略させていただきます。

8番目の質問に入ります。同じく歳出、ページは156ページ7款2項4目（5）についてでございます。東名足柄関連町道整備事業費1億8,000万円です。説明欄15においては、町道整備1億8,000万円は、町道2414号線道路拡幅工事であります。これはスマートインターまでの整備事業だと思えますけれども、幅員、長さ、また完成予定年度についてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

予算書156ページ7款2項4目説明欄（5）東名足柄関連町道整備事業費の15節町道整備1億8,000万円は、足柄サービスエリアのスマートインターチェンジへアクセスします東名高速道路上り線と並走の町道2414号線の整備費でございます。幅員は、片側3メートルの2車線、両側の路肩それぞれ0.75メートルの総幅員7.5メートルでございます。延長は、計画しておりますスマートインターチェンジから町道足柄三保線の間の784メートルで計画しており、完成年度につきましては平成28年度内を目途としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問はありません。

これは全体的なことですけれども、今年度は95億ばかりの予算計上がされております。その中で、人件費は……。

○議長（米山千晴君） 藺田議員、9番の質問をしていません。

○5番（藺田豊造君） そうか。目が悪いもので申しわけない。

じゃ、9番の質問をさせていただきます。同じく歳出、ページは160ページです。7款4項2目（5）

説明欄13の足柄駅交流センター（仮称）は、足柄地区住民の最も関心の高いものでございます。基本計画策定業務150万円はどのようなことを予定しているのでしょうか。この150万円の使用計画を詳細に教えてください。

また、J R東海との了解進捗状況はどうなっていますか。それも併せてお答えください。

以上。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 予算書160ページ7款4項2目備考欄（5）13節足柄駅交流センター（仮称）になりますが、の御質問に対してお答えいたします。まず、どのようなことを予定しているのかとの御質問につきまして、現在J Rと協議を進めておりますけれども、そのJ Rとの協議に今後必要となる配置計画図の作成、そのための現地測量も含めて実施しようというふうに考えております。

次に2点目の、J R東海との交渉の進捗状況についてであります。今年に入ってから、J R東海静岡支社との担当レベルにおきましての、今年度2回目となります現地立会いを行っております。その際に、現地における支障物等の確認をしたところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問はありません。頑張ってください。

では、10番目の質問に移ります。今年度の予算総額の中で、人件費総額は、その割合をどのレベル占めているのでしょうか、お答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 人件費の総額と割合についてであります。一般会計、それから特別会計を含めました人件費の総額は19億7,189万円で、付属資料2ページにあります平成28年度予算の合計額の168億327万6,000円に対する割合は11.7%であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問。再質問します。一般会計部分においては幾らになっていますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。付属資料の6ページをお開き願いたいと思います。6ページに、4として一般会計性質別歳出の内訳（款別）という表がございます。A4横の表です。この中の左から4列目、人件費の欄の下から3つ目の欄、本年度のところを見ていただきますと19.1%という数字が出ております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） 再々質問はありません。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は、予算書付属資料から4点についてお伺いしたいと思います。

はじめに、付属資料15ページです。2款1項6目事業5の住民相談事業費。この住民相談の体制と、住民からどのような相談内容が寄せられているのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 立ったままでよろしいですか。（「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり）  
答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 池谷議員の御質問にお答えいたします。

住民相談の体制と、住民からどのような相談内容が寄せられているかですが、この住民相談というのは2つございます。町の方で行っている総合相談、これは総合相談室で行っておりますが、役場開庁日、月曜から金曜までの午前9時から午後0時まで、それから、午後1時から午後4時までということで、2人の相談員を張りつけまして、交代で対応をしております。

平成27年度は、2月26日までに89件、80名の方から相談がございました。主な相談内容ですが、町への要望、各課への問い合わせ、官公庁への手続き等行政に関するものが22件、それから、近隣の住民とのトラブルであるとかそういった相談が12件、相続の手続きやトラブルなど、こういったものが5件、騒音や悪臭など公害に関するものが3件、家族の介護や日常生活に関するものなどが9件といったものとなっております。

もう一方の相談であります行政相談ですが、こちらは、総務省の方から委嘱を受けた相談員が2人いらっしゃいます。月に2回、第2と第4の金曜日の午後、同じくこの総合相談室で相談を受け付けております。ただ、こちらの方は国が委嘱している部分ということで、内容、それから件数等は、町の方では把握をしておりません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○9番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。今、相談内容をお伺いしましたが、相談をされた方、そして、その対処方法、対処について、どのように町が対応されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

今、挙げました主な相談内容、それぞれございますが、基本的には、相談員が自分で解決できるものとは限りません。したがって、まず原則としましては、各担当課へ連絡をとり、担当課の職員を同席の上で対応に当たるというのを原則としております。基本的には、そちらで受けた相談につきましては、最後どういうふうになったかということろまで、プライバシーに関しますので、余り踏み込むことは難しいのですが、どのようになったかということろまで一応追跡をしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○9番（池谷洋子君） ありません。

次の質問に移ります。付属資料16ページです。2款7項1目事業2企画調査費の福祉理美容による地域活性化事業です。先ほど遠藤議員の方が質問をされて、この事業の具体的な内容と今後の展開は伺いました。私からは、大変素晴らしい事業だと思いますが、町民にはまだ十分浸透していないように思われます。今後どのようにPR、また、周知をされていくのかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 池谷洋子議員の質問にお答えいたします。

福祉理美容講座につきまして、おしゃれ講座等、広報おやま等でもお知らせしているところですが、議員おっしゃるとおり、周知がなかなか徹底できないということで、やはりホームページであるとか、あと、社会福祉協議会とも連携しておりますので、社会福祉協議会の方でも積極的に、ふれあいサロンですとかそういったところに広報していただけるような手だてをして、町民の皆様にも周知徹底をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○9番（池谷洋子君） ありません。

次に、付属資料16ページです。2款9項1目事業2の交通安全推進費です。この駿東地区交通災害共済の本町の加入状況をお聞きします。また、近隣市町の状況も併せてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 池谷議員の御質問にお答えをいたします。

駿東地区交通災害共済の本町の加入状況ですが、現在、小山町の加入率は58.8%となっております。こちらは、前年度に比べましてマイナス2.1ポイントということになっております。

それから、近隣市町の加入状況でございますが、御殿場市が36.8%、裾野市が16.5%、長泉町が13.5%、清水町が12.2%となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○9番（池谷洋子君） 再質問させていただきます。

他市町に比べて、当町の加入状況が大変多いように思われますけれど、町の分析、この加入状況が良いという分析はどのようにお考えでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 再質問にお答えをいたします。

駿東の2市3町の中で小山町の加入率がぬきんで高いというのは、全て地区自治会ですね。小山町の場合には、区長さん、班長さんが戸別訪問をし、集金までしていただいていると、この現実

が有効に働いていると考えております。

ちなみに、御殿場市さんも同じようなことはやっておりますが、残念ながら、小山ほどの加入率にはなっていないということでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○9番（池谷洋子君） ありません。

次に、付属資料19ページです。6款1項1目事業5の雇用対策事業費ですが、駿東地域職業能力開発協会に、本町の住民がどのくらい、どのような職業能力訓練を行っているのか、また、どのような資格を取得しているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 池谷洋子議員の御質問にお答えいたします。

駿東地域職業能力開発協会が運営いたします駿東地域職業訓練センターでは、パソコン講座や高度な技術を身につける養成訓練など各種講座を実施し、地域住民のスキルアップを図るなど、就職のための支援の取り組みを行っております。

職業訓練センターの利用状況につきましては、平成27年度が年度途中のため平成26年度の状況についてであります。職業訓練センターが主催いたします1年間の講座等の小山町民の利用人数は、延べ人数で764人です。特に小山町民が多く利用している講座は、パソコン講座をはじめ、第二種電気工事士実技受験対策講習、アーク溶接特別教育講習、伐木作業特別教育講習、フォークリフト運転技能講習、玉掛け技能講習、車両系建設機械運転技術講習などがあります。

資格につきましては、第二種電気工事士実技受験対策講習などの、講習修了後に国家試験を自ら受験し、資格を取得するものもありますが、アーク溶接特別教育講習やフォークリフト運転技能講習、玉掛け技能講習などの講座については、その講座を修了することによって、その業務に携わる仕事への就業が可能になるなど、就労のための技術、資格を取得することができることとなっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○9番（池谷洋子君） あります。再質問させていただきます。

今、764名というかなり大勢の町民が、年間通してここに行っているようですけども、ちょっと男女の比率を教えてくださいたいと思います。大ざっぱでもいいです。いろいろパソコンとか電気関係とかあります。何か見ると、多分男性が多いのかなと思いますけれども、教えてください。わかる範囲で結構です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 池谷洋子議員の再質問にお答えいたします。

人数につきましては、職業訓練センターの方から延べ人数ということで報告を受けているわけで

すけど、男女の比率については、現在、報告を受けておりません。

以上であります。

○9番（池谷洋子君） 以上で、質問は終わります。

○議長（米山千晴君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。日程第2 議案第29号から日程第10 議案第37号までの平成28年度特別会計及び水道事業会計の予算9件については、一括質疑にするとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第37号までを一括議題とします。

本議案につきましては、2月19日及び23日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 水道事業会計について質疑をしたいと思います。水道事業会計の予算書37ページ1款1項です。建設改良費において老朽施設の更新や耐震化推進などを行っていると思いますが、老朽施設や耐震化推進における工事は、今年度予算においてどのくらい予定しているのか。また、老朽施設や耐震化施設はあとどのくらい残っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

平成28年度での老朽施設や耐震化施設への取り組みにつきましては、予算書38ページ資本的支出1款1項2目配水施設費41節工事請負費2億9,000万円を計上しておりますが、このうちの1億2,000万円について、耐震性を有する配水管の布設替工事として計上しているものでございます。施工延長は2,633メートルを計画しているところです。

次に、老朽施設や耐震施設の状況であります。配水管につきましては、総延長157.5キロメートルのうち、耐用年数を経過した経年管路は27キロメートル。一方、耐震化された管路は35.2キロメートルとなる見込みであることから、今後、老朽管を含め、耐震化すべき管路延長は122.3キロメー

トルとなるものと考えております。

また、配水池につきましては、23施設のうち耐震化を有する施設は6施設であり、老朽施設1施設を含め、耐震化を検討する施設は17施設となっております。なお、配水池の有効容量による耐震化率は60.1%となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○3番（鈴木 豊君） ございません。ありがとうございます。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 国民健康保険特別会計について、まず2件質問をさせていただきます。予算書228ページ10款1項1目一般会計繰入金についてであります。昨年度、大幅な国保税の値上げに伴い、一般会計からの法定外繰り入れを3,000万円実施したわけですけれども、本年度予算を見ると、その法定外繰り入れが取りやめられています。なぜ取りやめたのか。税の二重取り論を持ち出して、独立会計内で処理することの主張を今回もするのでしょうか。

近隣の自治体を見ますと、法定外繰り入れ、一気に半額になってしまったというふうな自治体も、私、調べたところございます。ただ、昨年度実績でいきますと、どの市町でも5,000万円から1億円近い法定外繰り入れをして、高過ぎる国保税の負担軽減に努めている。国保税は高いという住民の声に応じて、本年度も法定外繰り入れをして、ゆとりある国保の財政運営を図るべきだったのではないかというふうに私は思うわけですけれども、その辺について、まずお答えをいただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員にお答えします。

一般会計繰入金において法定外繰り入れが行われていない理由、及びゆとりある国保運営をすべきではなかったかという問いについてであります。町の国保財政は、平成22年度から単年度収支が赤字に転じ、平成24年度から26年度まで、毎年1億円国民健康保険保険給付費等基金を取り崩して運営しておりました。このため、基金残高がわずかとなり国保の運営が厳しい状況になったことから、平成27年度に税率改正を実施しました。

また、平成30年度から都道府県が国保の財政運営を担うことを見据え、平成29年度まで税率改正を行わずに運営できる税率としたもので、その際、税率改正に伴う国保税の激変緩和措置として、本年度は3,000万円の法定外繰り入れを実施したものであります。

一方、平成25年度で歳出2款の保険給付費が約9.7%、金額にして1億2,000万円増加しましたが、平成26年度では5.3%、約7,200万円の減額となり、平成27年度においても平成26年度とほぼ同等の水準を保っております。

また、低所得者の保険税軽減に対する国の基盤安定負担金の支援率のアップや、介護保険制度改正に伴い、介護給付費等に係る費用のうち、国民健康保険被保険者等の2号被保険者の負担割合が

29%から28%に引き下げられたこと等により、本年度においては、単年度収支でプラスとなることが見込まれております。

また、被保険者数は1年前に比べ約100人減少しており、28年度診療報酬改定では、薬価等が1.33%引き下げることとなっております。

これらを踏まえ、平成28年度は、ゆとりのある国保の財政運営とまではいきませんが、県下第2位の高い国保税収納率と県下第3位の特定健康診査受診率による医療費の適正化等により、一般会計からの法定外繰り入れを行わないで運営していけるものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○4番（高畑博行君） 結構です。

もう1点、国保会計に関してお聞きします。現時点での国保会計の基金残高を教えてください。新型インフルエンザなどの大流行などの諸条件を考えれば、年間見通しは立ちませんけれども、基金の取り崩しをしなくてもやっつけていける見通しがあるのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 国民健康保険保険給付費等基金の残高であります。本年2月1日時点で5,882万5,249円であります。

また、平成28年度の見通しにつきましては、先に述べました法定外繰り入れを行わない理由等も踏まえ、現時点ではあります。保険給付費は、近年の推移から本年度と同水準になると予想し、基金の取り崩しを行わないで運営できるものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

水道事業特別会計についても実は予定していたんですが、先ほどの鈴木 豊議員の質問の中で答えがございました。小山町の水道管の老朽化に関して、専門業者さんなんかからも、小山の水道管、ちょっと心配だよというふうな話があったものですから、予定していたわけですがけれども、延長の工事予定の長さ等わかりましたので、私の方からは取りやめます。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） 国民健康保険特別会計について、2件質問させていただきます。まず1項目、245ページ8款1項1目13節特定健診の診査事業の対象者と受診率はどのくらいなのか。また、この目標値をどのくらいに設定しているのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 池谷議員にお答えします。

特定健康診査の対象者と受診率及び目標値についてであります。対象者は、当年度中に40歳とな

る国民健康保険被保険者で、妊産婦や長期入院者等を対象者から除外します。本年度の特定健康診査における11月の追加健診終了時の速報値の受診率は47.5%で、昨年同時期の47.7%から0.2%下がっております。今後、長期入院者等の除外対象者等を除き、最終的な法定報告による受診率が確定していきます。

また、平成28年度の受診率の目標は、平成25年3月に策定しました小山町国民健康保険特定健康診査等実施計画により57%と定めております。参考までに、県下35市町の健診受診率順位は、平成25年度が2位、平成26年度が3位であり、高い受診率を維持しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。

国保245ページ8款1項1目13節の特定保健指導事業が、平成27年度予算では197万9,000円でありましたが、本年度、平成28年度予算では95万1,000円と減額した理由を教えてくださいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 特定保健指導の当初予算が、平成27年度に比べ減額となっている理由についてであります。これは、過去の実績に基づき予算額を計上したことにより減額となっているもので、平成28年度の当初予算額95万1,000円は、平成27年度の決算額80万5,140円より14万5,860円多く計上しております。

特定保健指導は、特定健康診査の結果から内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドローム該当者及び予備群を抽出し、該当者の方には生活習慣病予防のための積極的支援を、予備群の方には動機づけ支援を保健指導として実施しております。

町では、在宅管理栄養士2名により積極的支援や動機づけ支援を実施しており、その内訳は、積極的支援対象者が20名分、動機づけ支援対象者が60名分であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解いたしました。

以上で、質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 菌田豊造君。

○5番（菌田豊造君） 住宅造成事業特別会計についてお伺いいたします。ページは354ページでございます。2款1項1目17節の説明欄17の1億2,104万円についてでございます。まず用地取得の目的、取得の場所、そして、地番、現在までの用途、また、取得面積、予定価格、それから、この買収については、不動産鑑定士を入れて評価したのかをお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 用地の取得の目的は何かという質問ですが、優良田園住

宅の基本方針に基づいた宅地造成事業を予定しております。取得場所の地番はというお問い合わせですが、用沢字南出口1169番2ほか5筆となっております。

現在までの用途でございますが、公簿上の地目につきましては山林原野、現況地目は宅地となっております。予定建築物の用途は、現在までは研修所、保養所の施設が建てられる用途となっております。取得面積につきましては9,757平米を予定しております。買収予定単価でございますが、平米当たり1万2,100円、坪単価にいたしまして4万円を予定しております。最後に、不動産鑑定を入れたのかということでございますが、不動産鑑定はいたしておりません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問します。この町の契約条項には、1つは、適正価格であるか、あるいは、現地にそれがあるか、あるいは、相手側の信用度があるかというような問題で、このような土地の取得があります。しかしながら、現在、言われました土地については、2億以上の担保になっています。この理由を説明してください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 2億の担保に入っているということですが、当然、用地を取得するに当たっては、抵当権だとか所有権を取得する側の、所有権を妨げるような権利がついているような土地については取得できませんので、引き渡しまでに、そういう抵当権等の、取得する側の所有権を妨げるような権利関係は除去していただいた上で取得する予定となっております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） ということは、議決を担保にして、これを抜くということになりますけど、これでよろしいでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 用地を取得するに当たりまして、当然議会議決承認の案件となります。議決をしていただく前に仮契約を結ばせていただいて、その契約内容を、いつ引き渡すという時期が明確になりますので、その引き渡しまでに、抵当権なり、それで所有権を妨げるような権利関係を除去した上での取得になります。それを含めて、それを前提に、議会議決の承認をいただく。そして、それが外れていなければ引き渡しできませんので、あくまでも引き渡しまでに担保権が外されているということが取得の条件になります。

以上です。

○5番（藺田豊造君） ちょっとそれはおかしいと思わない。そもそも、担保は向こうが抜くものであって、こっちが抜くものじゃないんだよ。議決をしてから抜くなんていうふうな問題は常軌を逸していると思う。それから、ほかの市町村でもって、こんなことは絶対にあり得ないこと。それを小山町でやるという、その趣旨は何ですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 担保権を外すのは、当然相手側が外す義務があります。例えば、一般の不動産売買で、引渡日に抵当権末梢の書類を買い主側がいただきます。それをいただいた上でお金を支払う。それを同時に行うということが一般に行われますので、当然、担保権を外していただくのは向こう側、売り主側ですが、その履行担保、私どもの所有権を確実にするための手続きとしては、担保権解除の書類を私どもが受け取ったときのみ、お金が払われるということで御理解いただきたいと思います。

何のために取得をするのかということですが、小山町の人口減少を食いとめるため、定住、移住、住まい先確保のために、宅地造成事業のために取得させていただきます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 質問は再々々まで受けておりますので、これにて終結いたします。（「何で。肝心な質問をしてねえよ、俺は」と呼ぶ者あり）3回までと決まっております。（「いつから」と呼ぶ者あり）3回と決まっております。（「何を言ってんだ、ばかやろう」と呼ぶ者あり）菌田議員、不適切な言葉等は、この場では使用しないでいただきたい。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定

により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は3月4日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 2 時 21 分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 佐 藤 省 三

署 名 議 員 鈴 木 豊

平成28年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成28年3月4日(第4日)

召集の場所 小山町役場議場  
開 議 午前10時00分 宣告  
出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君  
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君  
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君  
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君  
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君  
13番 米山 千晴君  
欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町長 込山 正秀君 副町長 田代 章君  
副町長 室伏 博行君 教育長 天野 文子君  
企画総務部長 小野 学君 住民福祉部長 秋月 千宏君  
経済建設部長 池谷 精市君 教育部長 田代 順泰君  
会計収納課長 後藤 雅幸君 町長戦略課長 長田 忠典君  
総務課長 小野 一彦君 未来拠点課長 遠藤 正樹君  
おやまで暮らそう課長 岩田 和夫君 税務課長 池田 馨君  
住民福祉課長 渡邊 啓貢君 健康増進課長 米山 民恵君  
防災課長 後藤 喜昭君 建設課長 岩田 芳和君  
農林課長 前田 修君 商工観光課長 山本 智春君  
都市整備課長 野木 雄次君 上下水道課長 池谷 和則君  
こども育成課長 湯山 博一君 生涯学習課長 大庭 和広君  
総務課長補佐 渡辺 辰雄君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君  
会議録署名議員 2番 佐藤 省三君 3番 鈴木 豊君  
散 会 午後2時58分

(議 事 日 程)

日程第1

一般質問

(代表質問)

12番 池谷 弘君

1. 平成28年度一般会計予算について
2. インバウンド誘致及び「世界遺産富士山」のイコモスへの保全状況報告書提出後の小山町への影響について

3番 鈴木 豊君

1. 平成28年度当初予算における町長の指針は！

(個人質問)

1番 遠藤 豪君

1. ごてんばこしひかりの販路拡大と所得向上策について
2. 三来拠点事業のアグリインダストリーエリア「富士小山次世代施設園芸事業」について

2番 佐藤省三君

1. 軽度発達障がいの子どもへの対応について

9番 池谷洋子君

1. ダブルケア「育児と介護が重なる」への取組について
2. 「病児・病後児保育」の充実について

4番 高畑博行君

1. 定住人口増加策について
2. 手話条例の制定について

7番 渡辺悦郎君

1. ふるさと納税の現況と使途および今後の展開について
2. 定住促進のための方策について
3. 少子化に伴う教育体制について

5番 藺田豊造君

1. 再び町の財政運営について問う

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまでございます。

ここで御報告します。阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨届け出がなされておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず、代表質問を行います。

最初に、12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） おやまの会を代表し、本日は2件の質問をさせていただきます。

1件目は、平成28年度一般会計予算についてであります。

平成28年度一般会計予算は、町税等の減収が見込まれる中で、95億8,000万円と、昨年比6.8%増の予算が組まれております。

町長は、平成28年度一般会計予算では、第1に、小山町版内陸のフロンティアを拓く取組の三来拠点事業として、新東名高速道路小山PA周辺地区、湯船原地区、足柄SA周辺地区の3地区の開発を中心とした施策、第2に、安心・安全なまちづくりや災害に強いまちづくりの施策、第3に、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策、第4に、お達者度の向上のための高齢者健康づくりに対する施策に重点配分を行うと述べられております。多くの主要施策が述べられておりますが、平成27年度予算には盛り込まれていなかった三来拠点事業を含む総務費、企画渉外費、企業立地推進費が6億3,491万8,000円と膨大な予算が計上されております。また、東名足柄SA周辺道路整備事業の起債も行われます。

小山町の人口は現在1万9,309人で、今後、人口減が危惧されている中で、三来拠点事業による転入者を2,084人と小山町で推計しております。このように、各種施策の中で特に内陸のフロンティアを拓く取組事業が今後の小山町の趨勢を決める事業と考えております。内陸のフロンティアを拓く取組事業は平成30年までの事業であり、期間も限られており、平成28年度は事業推進のためには重要な年であります。予算も膨大で、当局も多くの力を集中していく中で、事業の遅延は許されません。

そこで、当局に内陸のフロンティアを拓く取組事業について3点伺います。

1点目は、小山町の趨勢を決める内陸のフロンティアを拓く取組事業への現在の町長の意気込み

を伺います。

2点目は、平成28年度末までの町の内陸のフロンティアを拓く取組事業の進捗予定はどのようなのかについてであります。

3点目は、この事業には多くの予算が計上されており、計画どおりの進捗が特に重要であると考えております。今後の進捗状況をどのように管理していくのか伺います。

次に、2件目は、インバウンド誘致、及び世界遺産富士山のイコモスへの保全状況報告書提出後の小山町への影響についてであります。

2015年の訪日外客数は1,973万7,000人と過去最高で、2016年1月は前年比52.0%増の185万2,000人と、日本政府観光局から発表がされております。また同時に、2015年の訪日観光客による消費総額は3兆4,771億円となり、2014年の消費総額2兆278億円に対して前年比47.1%成長して、旅行者1人当たりの支出も2014年の15万1,174円に比べ、17万6,168円と16.5%増加しており、消費意欲が増大していると発表がされております。また、日経新聞のデータによると、2015年1月から10月の10か月間の訪日観光客の宿泊地は、静岡県は151万8,940人で、全国では第10位、2015年前期伸び率2.32倍で、伸び率は全国第3位となっております。

昨年、静岡市でのインバウンドに関する講演でも、講師が、インバウンドは2兆円産業になっており、製造業のように海外に行って売り歩くのではなく、日本国内で待っていれば訪日観光客が来ていただけるので、このインバウンドに関する産業を日本の更なる発展につなげていく必要性を強調しておりました。

このような中で、当局にインバウンドに関して伺います。

小山町は静岡県で浜松市に次いで第2位の外国人宿泊客があると聞いております。また、町内でも今後、研修所等の改築により、宿泊地の増大も予想されております。そこで、町内に多くの訪日客が訪れることによる消費等の喚起により、町の経済を活性化していく方法をどのように考えているのか伺います。

また、富士山観光が訪日観光客には人気があります。2016年2月1日までに世界遺産富士山のユネスコ世界遺産センターの保全状況報告書の提出が要請されており、1月27日に提出されました。登録時の決議で、増加する登山者の影響や情報提供、危機管理対策などについて指摘があり、保全状況報告書にはこれらの課題への対応策をまとめ、登山者数については、3年間の混雑度調査などをもとに、2018年7月までに複数の手法で適正水準を定める方針や、開発抑止策の強化や、噴火など自然災害への対応策なども盛り込まれております。この対応が訪日観光客にも大きく影響すると思っておりますので、当局に2点伺います。

1点目は、登山者数の設定等を柱とした保全状況報告書が提出されています現在、今後の小山町へはどのような影響が予想されるのか。

2点目は、今後は登山者数が設定される富士登山だけでなく、富士山周辺の観光も必要と考えております。今後の富士山周辺の観光についての考えを伺います。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、内陸のフロンティアを拓く取組事業についてのうち、事業への現在の意気込みについてであります。

平成25年10月に、推進機関である小山町内陸のフロンティアを拓く取組推進協議会を設立し、富士のふもとに三来拠点、3つの未来が始まるまちおやまをキャッチフレーズとした三来拠点事業が名実ともにスタートしてから2年4か月が経過をいたしました。平成24年度に本町が静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組に参画した際は、新東名高速道路に関連する（仮称）小山パーキングエリア周辺地区と湯船原地区という、内閣府の総合特別区域に指定された2地区のみを推進してまいりました。

平成25年度に、現東名高速道路の足柄サービスエリア周辺地区を加え、翌平成26年度には、家・庭一体の住まいづくりを体現するため、南藤曲地区と富士小山わさび平地区の2地区を加えました。

本年度に入り、駿河小山駅周辺の活性化と駅の防災・情報発信機能の強化のため、駿河小山駅周辺地区を加えて、現在、計6地区の推進に取り組んでいるところであります。

三来拠点事業の最大の目的は、優良企業を誘致し、雇用の場を創出するとともに、定住・移住政策と観光政策で、定住人口と交流人口を増やすことにより、本町を金太郎のような元気な町にしていくことであります。

静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組は、平成25年度から概ね5年間で方針を決定するという期間限定でありますので、残り2年余の中で全体の目途をつけようと全力で取り組んでおります。

次に、平成28年度末までの町の内陸のフロンティアを拓く取組事業の進捗予定についてであります。

はじめに、湯船原地区についてであります。

本地区は、再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業区域を標榜し、約300ヘクタールの広大な面積を6つのエリアにゾーニングしております。このうち、林業エリアでは、平成22年の災害の教訓から、森林整備に力を入れ、静東原木流通センターや富士小山工業団地内の製材所等を核とした持続可能な地域資源循環型林業の構築を目指してまいります。

次に、食品加工・生産エリアであります。本エリアでは、静岡県企業局が約30ヘクタールの小山湯船原工業団地を造成いたします。企業局では、本年度中に造成工事の事業者を決定し、来年度から工事を開始し、平成30年度の方譲開始を目指しております。

次に、エネルギー開発関連エリアであります。本エリアでは、再生可能エネルギーの拡充を目標に、東西約27ヘクタールにおいて太陽光発電事業を推進しています。現在、伐採工事が進んでおり、来年度、造成工事を経て、平成29年度からの発電開始を目指します。発電規模は1万6,320キロワットで、本町内の約4,000世帯の電力量に相当いたします。

次に、新産業エリアであります。本エリアでは、町が事業主体となって、約35ヘクタールの第2の工業団地の造成を進めております。現在、測量や自然環境等の調査を行っており、来年度の用地買収を経て、平成30年度の分譲開始を目途として、様々な分野の企業を視野に入れた拠点づくりを進めてまいります。

次に、アグリインダストリーエリアであります。本エリアでは、平成26年度、平成27年度の2か年で富士小山次世代施設園芸事業により、事業者であるサンファーム富士小山が約7ヘクタールの敷地に高糖度トマトの施設園芸団地を整備いたしております。現在、施設の建設工事を進めており、本年度内で完了し、いよいよ生産が開始されます。

また、本年度、小規模木質バイオマス発電、及び施設園芸団地を対象とした熱供給事業に関する導入可能性調査を実施いたしております。

来年度は、基本計画の策定と平行して、熱供給先となる施設園芸事業者の誘致を図り、平成30年度からの発電・熱供給開始を目指してまいります。

次に、ロジスティックターミナルであります。現在、国土交通省へ、国道246号裾野バイパスの4車線化を要望しており、国道から本エリアへ乗り入れ可能な町道について検討し、物流事業を集積する構想を進めております。

そのほか、湯船原地区の主要な排水路となる石沢につきましては、国道246号から上流部は、静岡県が平成27年度、平成28年度で復旧治山事業により整備を行っております。

また、国道246号から2級河川須川までの区間は、本年度、測量設計及び一部工事を行っており、来年度末までに整備を完了する予定であります。

次に、(仮称) 小山パーキングエリア周辺地区であります。

平成32年度に新東名高速道路が開通し、上下線のパーキングエリア内に、セミトレーラーまで通行可能なスタートインターチェンジを設置し、約30ヘクタールを開発していきます。開発手法については、土地区画整理事業を検討しており、昨年8月に小山パーキングエリア周辺地区土地区画整理組合設立準備委員会が発足いたしました。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、静岡県の東の玄関口にふさわしい地区として、新東名高速道路の開通に合わせて整備を進めてまいります。現在、地権者の意向調査が終了し、計画の精査を行っているところであります。

次に、足柄サービスエリア周辺地区であります。

本地区では、本町の豊富な地域資源の体験場所としての観光施設を目的とし、約30ヘクタールを開発してまいります。

昨年9月にスマートインターチェンジ準備会が発足し、東名高速道路上下線の足柄サービスエリア内へのスマートインターチェンジ設置に向けて作業を進めております。

昨年12月には、開発事業者の現地法人である株式会社ふじのくにアクアイグニスおやまが設立されました。現在、事業者が用地買収の準備を進めており、本年度と来年度で買収を行い、平成30年度の造成完了を目指しております。

また、本地区では、昨年10月に区域変更の指定を受け、竹之下地内の全国労働金庫協会富士研修センター跡地を含み、エリアを拡大しています。この跡地につきましては、三来拠点事業の趣旨に沿った、町内外からの交流拠点としての機能を発揮すべく、来年度に企画提案公募を行い、優れた提案に基づいて民間企業の土地利用を図ってまいります。

次に、南藤曲地区であります。本地区は、静岡県の家・庭一体の住まいづくりをコンセプトとしています。クルドサック16という名称で、本年度から約0.55ヘクタールを16区画に分譲中であり、現在12区画が完売済で、残りの区画についても来年度の完売を目指してまいります。

次に、富士小山わさび平地区であります。本年度策定する優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に鑑みて、昨年12月に静岡県内陸フロンティア推進区域の調査費を利用して基本計画を策定いたしました。来年度から、約2ヘクタールのエリアにおいて、生活と自然が調和した美しい住宅分譲を目指してまいります。

最後に、駿河小山駅周辺地区であります。本町の中心市街地であるJR御殿場線駿河小山駅周辺は、人口減少や高齢化に加え、工場や商店街の空洞化などによる地域力の低下が喫緊の課題となっております。また、当駅は無人駅であり、利用者の利便性が損なわれています。

本地区では、駅近接の工場用地への企業誘致を行いつつ、駅の情報発信拠点の強化を図るとともに、有事の際は、駅周辺地区での防災力の強化と帰宅困難者対策のため、立地企業による物資供給の防災協定を締結するなど、駅を核に、防災情報の的確な発信を目指してまいります。

本年度は、企業立地に努めた結果、飲料メーカーの工場進出が決定いたしました。その一方で、推進区域のテーマに沿ったワークショップを開催いたしております。来年度は、進出企業の工場が一部稼働を開始し、成美地区全体の賑わいを取り戻すべく、本地区の基本計画を策定してまいります。

次に、多くの予算が計上されている本事業の進捗管理についてであります。事業の進捗に当たっては、町の支出分のために必要な財源として、整備の目的に合った国庫支出金、県支出金、起債等を最大限に活用するとともに、事業の優先順位を考え、年度の予算規模に応じた計画的事業執行をしていくことが重要と考えております。事業の進捗管理につきましては、総合計画の実施計画により行っていくこととしております。

次に、インバウンド誘致及び世界遺産富士山のイコモスへの保全状況報告書提出後の小山町への影響についてお答えをいたします。

はじめに、町内に多く訪れる訪日客に対する消費等の喚起による町の経済の活性化についてであります。町の平成26年度の観光交流人口は約415万人であり、ここ数年増加傾向を示しております。町内の外国人宿泊客も約8万人おりますが、これは主に須走地区のホテルに宿泊している台湾からの観光客であります。約8万人もの外国人宿泊客に来ていただいているものの、多くの観光客は、周辺の観光地を回って町に宿泊のみされるケースが多く、余り町内の消費等の活性化につながっていないのが現状であります。

このため、外国人観光客にも町内で過ごしていただき、それが地元の消費喚起につながるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。例えば、宿泊先に町の観光資源や観光施設などの情報提供を行うとともに、町の資源を活用し、ハイキングや農業体験などを町内で楽しんでいただけるよう、町民や地域の団体などとも連携した取り組みを考えてまいります。消費喚起の観点からは、小山町内にある2つの道の駅では、増える中国人観光客の利便性を高めるため、銀嶺カードが利用できる体制を整えており、そのうち道の駅すばしりでは、外国人観光案内所や免税店の認定を受けるなど、外国人観光客の買い物の利便性を高める取り組みもしております。

今後は、道の駅に限らず、商工会等とも協力して、外国人観光客のニーズに合わせた観光商品を揃えたり、売り出すなどの取組も進め、町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に当たり、多くの外国人が日本を訪れると予想されることから、Wi-Fiスポットの整備などの外国人を迎え入れるための環境整備を進めてまいります。

次に、登山者数の設定等を柱とした保全状況報告書がイコモスへ提出された後の町への影響についてであります。登山者数の設定につきましては、保全状況報告書の中で、平成30年7月までに登山道ごとの1日当たりの登山者数を含めた望ましい水準を設定し、報告することとなっております。

この登山者数の望ましい水準の視点として、1つ目は登山の文化的伝統の継承、2つ目は展望景観の維持、そして3つ目として登山の安全性と快適性の確保の3つの指標が掲げられております。これに基づき、静岡・山梨両県が、週末に集中する登山者の平準化や周辺観光地を含めた山麓の構成資産への観光客の誘導等を推進するため、各登山口における受け入れ可能な登山者数を調査・検討することとしております。

しかしながら、現段階ではどのように設定されるのか分かりませんので、今後の動向を注視し、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の富士山周辺の観光についてであります。この取り組みについては、小山町観光振興計画の中に、富士山交流観光プログラムとして位置づけて、総合的かつ計画的に推進することとしております。

このプログラムでは、世界文化遺産に登録された富士山の文化、水と緑に恵まれた自然、抜群の景観を小山町の素晴らしい観光資源として活用し、観光交流客数を増やすという基本方針を定めております。ここには、富士登山に関する取り組みはもちろん、須走口五合目の再整備や、富士箱根トレイルの活用、富士山の眺望スポットの整備、富士浅間神社の魅力を高めるなどの富士山周辺の資源を積極的に活用した取り組みにも努めることとしております。

現在、町では、須走口五合目の再整備について、国や県等関係機関と協議を進め、噴火等災害時の避難機能を含めた情報提供施設の設置をはじめ、駐車場の整備や駐車場から登山口までの動線の改善などの面的整備の検討を進めております。

また、富士箱根トレイルについては、多様な植生やコース上のいろいろな場所から富士山が眺め

られるなどの素晴らしい景観が通年通して楽しめるコースであることから、情報発信をより強化するなどして、多くの方に訪れていただけるように努めてまいります。

更に、町内には素晴らしい富士山の眺望スポットが多くあることから、各スポットの駐車場や案内看板の整備を進めるとともに、案内マップの作成など、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

併せて、富士山と町の多様な景観を活用しながら、この地ならではのイベントや農業体験などの各種体験ができる計画を地域の方や団体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、富士山周辺の広域観光についても、周辺自治体との連携を進め、魅力ある観光資源を結んだモデルコースの開発を行うなど、広域的な取り組みも進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○12番（池谷 弘君） 今、町長より、内陸フロンティア、三来拠点事業についての答弁がありました。小山町発展のために、ぜひ平成28年度、この事業の進捗管理をしっかりと進めていってもらうことを強く要望いたします。

それでは、再質問させていただきます。

質問項目は、インバウンド誘致についてであります。外国人宿泊客は須走地区のホテルに宿泊している観光客が多く、須走の道の駅等の取り組みをしているとの説明がありました。外国人宿泊客のために道の駅等のスポットでの対応のほかに、面的な誘客や体験型観光が必要と考えております。

例えば、須走地区の宿泊に近接しているリサーチパークの木々の間のウォーキングのための整備、須走地区では本通りを歩いて、富士浅間神社を参拝し、そして須走道の駅までの散策や買い物等が今後考えられます。このような面的な誘客を実施して、より多くの訪日観光客を迎え入れるお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 池谷 弘議員の再質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、須走地先にあるホテルには多くの外国人宿泊客もおられることから、周辺のウォーキングを楽しんでいただくことは、おもてなしの有効な手段だと考えております。また、富士浅間神社については、世界文化遺産の構成資産でもあり、町といたしましても、ぜひとも観光客の皆さんには立ち寄っていただきたい場所です。併せて、本通りを歩いての参拝や道の駅までの散策などの取り組みについても、有効だと考えております。今後、須走地区の活性化を考えながら、観光客の皆さんが回って楽しめるような受け入れ体制や整備など、地元の皆さんや観光協会、商工会などの関係者と協議、連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○12番（池谷 弘君） 了解いたしました。

以上で質問を終了させていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 3番、鈴木 豊です。私は、会派、新生会を代表いたしまして、通告しました質問をさせていただきます。

平成28年度当初予算における町長の指針は！という件名で、5項目ほど質問いたします。

町長は、昨年4月の小山町長選挙に出馬され、無投票で当選されました。当選時に政策提言におかれまして、1期目の成果をもとに、金太郎大作戦の第2章として、新たな3つの挑戦に取り組む旨、言われました。

1つ目は雇用と賑わい創出への挑戦、2つ目は人口増への挑戦、3つ目として福祉充実への挑戦の3つであります。

三来拠点事業における内陸フロンティア政策は着々と進められており、平成25年と平成26年は種をまいた時期で、平成27年、平成28年度はつぼみとなり、平成29年、平成30年度には花を咲かせるであろうと我々は期待をしているところであります。

小山町のまち・ひと・しごと創生総合戦略にも、雇用機会創出や定住、移住、更に若者世代の希望に応える環境など、町長の目指す方向が盛り込まれております。PDCAサイクルの確立をしての取り組みもされております。特に、二、三年でなく、10年、20年先の将来の小山町をどうするかも考えられた政策に取り組んでいることも今回の当初予算には見受けられます。

さて、平成28年度の町長の提案書並びに一般会計予算書が私どもに届き、内容を拝見させていただきました。町長は、当初予算の予算編成において、町税は37億5,411万円で、昨年より1.1%減の見込みで、予算全体に対して39.2%です。昨年の町税の占める割合は42.32%ありました。

このような町税などの税収が減収見込みであります。4つの総合計画の基本目標に沿い、積極的に施策が予算に盛り込まれております。内容的にも、3つの挑戦が基本にされていると思われま

す。

そこで、質問いたします。

1つ目として、先ほども申しましたが、町長の政策提言も引き続き平成28年度当初予算に盛り込まれていると感じますが、町長の新年度に向けた事業に対する指針及び思いをあえて3点ほどで結構ですので、お伺いしたいと思います。

2つ目として、次に、自主財源の確保について、平成27年度当初予算は50億5,685万9,000円で、自主財源率56.4%、平成28年度当初予算は58億3,338万7,000円で60.89%と増加ですが、これはふるさと納税だと思いますが、今後の自主財源の見通しと、近隣市町と比べて自主財源率が高いのか低いのか、お伺いします。

続きまして、先ほど申し上げました町長の政策提言に挙げた3つの挑戦からそれぞれ質問いたします。

1つ目の雇用と賑わいの創出の挑戦において、まず雇用について、今後、内陸のフロンティアを拓く取組の企業誘致などにおいて、およそどれぐらいの規模の雇用を考えているのか。また、賑わ

いの創出において、今後、着地型や滞在型観光事業を推進する具体的施策についてどう考えているのか。その点の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、2つ目の人口増の挑戦で、小山町の人口は確かに減少しています。町長は、宅地開発や空き屋対策、更に様々な助成事業、婚活事業などを行っています。今後、若者をターゲットとした定住促進及び環境整備を進めるなどしないと人口は伸びません。また、雇用を考えた場合のアパートやマンション、更に住宅団地も視野に考えなければならないと思います。そこで、今後、魅力ある小山町に住んで良いまちづくりのため、どのような具体的方策をとっていくのかお伺いします。

3つ目の福祉の充実への挑戦ですが、福祉の充実には様々な福祉サービスの向上が必要となります。町民の中には、どのような福祉サービスが受けられるのかわからないや、地域の福祉を充実してほしいなど、意見があります。町長は、福祉を充実していく上での様々な事業も今年度予算化しておりますが、また課題もあると思います。今後、町の福祉充実に対して、具体的な考え、指針をお伺いします。

以上、私の代表質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、平成28年度当初予算における町長の指針のうち、私の新年度に向けた事業に対する指針及び思いについてであります。

議会初日の当初予算の施政方針と主要な施策の提案説明で申し上げましたが、新年度に向けた事業に対する指針として、当初予算編成に当たり、厳しい財政状況が続く中で、4つの分野に重点配分いたしました。

第1に、三来拠点事業の推進、第2に、安心・安全なまちづくりや災害に強いまちづくりの推進、第3に、地方創生の小山町版総合戦略の推進、第4に、高齢者の健康づくりの推進を掲げ、これら施策の推進に当たっては、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策とともに、小山町を金太郎のような元気な町にするために掲げた私の政策提言、金太郎大作戦第2章を踏まえた予算編成としているところであります。

新年度に向けた私の思いを3点ほどということですが、1つ目には、予算の重点配分の第1に掲げた三来拠点事業が本町にとって千載一遇のチャンスであり、雇用の拡大、定住・移住の促進につながる大変重要な施策であると認識しておりますので、平成28年度におきましても着実にしっかりと事業を進めていく所存であります。

2つ目は、私はこれまでと同様、限られた時間、人、物、金の制約がある中、全力でスピード感を持って施策の実現に向けて邁進していく所存であります。

3つ目は、施策の実施に当たっては、計画、実行、評価、改善を行う、いわゆるPDCAサイクルを推進するとともに、職員の能力及び意識の向上に努め、施策の実行力を高めていく所存であります。

次に、今後の自主財源の見通しについてであります。自主財源につきましては、自主財源の基幹である町税で大幅な増額が見込まれないことから、中期的には今後も同程度か、若干減少していくものと推計しているところであります。

また、自主財源比率の近隣市町村との比較ですが、南足柄市、山北町よりも高く、御殿場市、山中湖村よりも低いものとなっております。

次に、内陸のフロンティアを拓く取組の企業誘致によって、今後どのくらいの規模の雇用を考えているのかについてであります。議員御承知のとおり、昨年10月に、小山町人口ビジョン及び小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。この人口ビジョンにおいて、三来拠点事業による新規雇用創出数を2,305人と推計をしております。現に、平成28年度に向けて、湯船原地区の富士小山次世代施設園芸事業により30人、駿河小山駅周辺地区の飲料製造工場の一部稼働により50人の従業員の募集が始まっております。このように多数の新規雇用が見込まれることから、今後、庁内で様々な角度から新規雇用者の確保に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、着地型や滞在型観光事業を推進する具体的な施策についてであります。着地型観光事業は、これまで都市部の旅行会社などが旅行者のニーズを把握して企画する発地型に対して、旅行目的地側が自ら発信したい観光スポットや穴場、農業体験などを活用して旅行者に楽しんでいただく企画を提案する、地域振興も踏まえた取り組みであります。

小山町の着地型観光事業の取り組みにつきましては、小山町観光振興計画に基づき、町や観光協会、商工会、事業者のほか、町民や各種団体などにも協力をしていただき、一体となって取り組むこととしております。現在、小山町には、富士箱根トレイルハイキングや農業体験、おやまDEどんぶらこなど、小山町ならではの観光資源があります。

今後も、これらの地域資源を活用した取り組みを更に進めるとともに、地域の方も気づいていない、身近に隠れた地域資源の見直しや掘り起こしを行い、それを新たな観光資源の魅力として活用し、小山町独自の体験ができるモデルコースを計画し、旅行会社に提案する取り組みなどもしてまいりたいと考えております。

併せて、観光ガイドを養成し、小山町に訪れていただいた方々に観光案内をすることにより、町の資源を知っていただくとともに、お互いが交流することによって楽しんでもらえるような、おもてなしの施策についても進めてまいりたいと考えております。

さらに、フィルムコミッションで撮影しました町内ロケ地を観光資源として活用し、マップの作成やロケ地をめぐるツアーを企画するなど、観光客の集客につながる取り組みも促進してまいりたいと考えております。

滞在型観光事業につきましては、着地型観光事業を進める中で、更に小山町に滞在していただき、体験交流イベントなどに参加していただく取り組みをしてまいりたいと考えております。こうした宿泊を伴う参加型のモニターツアーを町内の宿泊事業者と連携するなどして企画し、旅行会社、出版社などへ積極的なプロモーションを展開するとともに、農業体験などしながら宿泊できる農家民

泊についても調査・研究してまいりたいと考えております。

併せて、富士山の抜群な景観と優れた自然環境に囲まれた立地の優位性を活かして、リゾート宿泊機能を持つ施設の誘致にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人口増への挑戦についてであります。昨年、国勢調査が実施され、先月、市区町村別人口が速報値として公表されました。この速報値によると、小山町の人口は1万9,516人で、5年前に比べて1,113人減少しております。

小山町の人口減少には、出生が死亡を下回る自然減と、転出が転入を上回る社会減の両面がございます。このため、まず自然減への対応として、少子化突破対策の観点から、結婚のきっかけとなる出会いの場の創出や、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援に取り組めます。

まず、おやま出逢い大社ブランドの婚活イベントのみならず、男子力・女子力のアップ講座や結婚セミナーの充実、結婚を切望する男女に対する結婚相談の拡充に引き続き取り組んでまいります。

次に、子育て支援拡充の観点から、保育園の保育料について、多子軽減の年齢要件をなくし、第2子を半額とし、第3子以降は無料とします。また、幼稚園の保育料についても、第2子から無料にするなど、子育て支援に取り組めます。

さらに、シティープロモーション活動を積極的に行い、子育て世代を対象とした移住・定住を促進し、合計特殊出生率の向上に取り組んでまいります。

次に、人口流出対策としましては、昨年9月に開設した移住・定住総合情報サイトASUOを活用し、移住の検討段階から実際に移住するまでに必要とされる様々な情報をわかりやすく発信してまいります。また、移住を希望されている方々へ、1日1組限定の小山町体験ツアー、ワンデイ・ワンセットを引き続き実施してまいります。

移住・定住を希望される方々へ、移住・定住を決断していただくためのインセンティブとなるよう、土地や住宅の取得等に助成する定住促進事業助成金、個人住宅取得資金利子補給金等の活用を促してまいります。

若者・子育て世代、移住・定住を希望される方々への住まい先の確保の観点から、小山町売りたい・貸したい不動産バンクの拡充に努めてまいります。

また、優良な宅地供給の観点から、平成28年度も引き続き宅地造成事業特別会計で用沢地区・わさび平地区において宅地分譲事業を展開してまいります。

さらに、今後、三来拠点事業により雇用が増加することが見込まれることから、平成28年、平成29年度の2か年で町営の南藤曲住宅の建設にも着手してまいります。

いずれにいたしましても、昨年10月に策定しました小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に町全体で取り組み、人口増へ挑戦してまいります。

次に、政策提言の3つ目の福祉の充実への挑戦についてであります。私は、福祉とは生活そのものであると認識しております。そこでまず、健康福祉会館を町民の健康と福祉の拠点としてリニューアルし、リラクゼーションスタジオやダンス・ヨガスタジオ等を新設いたしました。ここでは、

気軽にできる運動マシン等による継続的な運動や、ダンスやヨガ、太極拳、ストレッチ体操等を楽しんでいただくほか、お達者度測定会や運動教室等を開催し、健康マイレージ事業と併せて町民の健康づくりや介護予防をサポートしてまいります。

また、ふれあいサロンをもっと地域の方々を巻き込んで行えるよう、生活支援コーディネーターを置き、多世代交流コミュニティや生きがいの場を創出するほか、認知症地域支援推進員を置き、認知症予防事業の充実を図ってまいります。

また、議員御指摘の、どのようなサービスが受けられるのかわからないという方のために、総合相談や障がい福祉サービス相談、介護相談等の相談窓口を開設していることを広報紙やホームページ等でPRし、気軽に相談していただき、町民のニーズに応じてまいりたいと考えております。

一方、障がいのある方の就労の場である、役場本庁舎にある町民食堂ごちそうさんやカフェ・ポム等をもっと町民に御利用いただけるよう働きかけ、障がいのある方の社会参加を支援するなど、誰もが元気に安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○3番（鈴木 豊君） 2点ほど再質問します。

1つ目は、賑わいの創出についての観光事業で、着地型や滞在型の観光事業への取り組みの意欲は答弁でよく理解しました。

ただ、以前に富士箱根トレイルを新聞などでよく啓蒙宣伝し、ハイキングなどをよく行っていました。最近ほとんどイベントが行われると聞かれません。富士箱根トレイルだけでなく、もっと小山町の自然を活かした体験型ツーリズムなども行い、PRし、小山町に一度行ってみたいと思わせる、目に見えた観光を行う必要があると私は思いますが、その点のお考えをもう一度お聞きします。

2つ目は、小山町において多くの人数にて会議やパーティーを一度に開催できる会場が一つありません。御殿場市で開催しているのが現状でありますので、会議及びパーティーなどが一度にできる大会場のホテルなどの誘致も構想してほしいが、その点の考えもお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、目に見えた観光についてであります。富士箱根トレイルについての御指摘がございましたが、富士箱根トレイルにつきましては、四季折々の素晴らしい環境がありますので、小山町観光協会や富士箱根トレイル推進協議会などの関係団体と連携を図りながら、ハイキングなどのイベントを企画し、多くの方にまた利用していただけるようPRしてまいりたいと考えております。

併せまして、周辺には多くのハイキングコースなどもありますので、森林浴など、健康やスポーツをテーマにした小山町でしかできない自然体験を楽しめる企画などにも取り組んでまいりたいと

考えております。

このような機会を増やすことによりまして、より多くの方に小山町に訪れていただき、町民の方から見ても、多くの方が小山町に訪れていると実感できる、目に見える観光事業について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、会議やパーティーが開催できるホテルなどの誘致についてであります。現在、町内では、会議やパーティーができる施設としまして、小山町総合文化会館などの公共施設のほか、旅館、飲食店、ゴルフ場のクラブハウスなどが利用されています。町としまして、町内の施設利用を高めたいことが町の活性化につながると考えておりますので、町内にある施設の利用を高めるよう取り組んでまいりたいと考えております。

その一方で、市街化調整区域におきまして、町内にある富士山などの観光資源の有効な利用上、必要な、例えば観光ホテルや土産物店、地産地消の飲食店や販売店などですが、そういう施設の立地についても現在取り組んでおります。

具体的には、都市計画法に規定されております立地基準につきまして、町独自の運用基準を定め、これらの施設の立地を可能にしていくというものでございます。現在、本年4月1日の運用開始に向けて手続きを進めているところであります。この基準の運用によりまして、先ほど申し上げました観光資源の有効な活用に必要な施設としての施設立地が促進されると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ありません。以上で終わりにします。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時09分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） それでは、一般質問をさせていただきます。2件ほどお伺いしたいと思います。

まず最初でございますが、ごてんばこしひかりの販路拡大と所得向上策について、御質問いたします。

小山町の基幹作物と言えば水稲でございます。コシヒカリの栽培ですが、そのごてんばこしひかりの1俵、60キログラム当たりの販売単価が年々下がってきており、数年前までは一等米で1万6,000円前後、ところが昨年は1万2,000円前後、これはJAの仮渡しの率でございますが、農家に

とってはますます耕作離れが進み、若い人の農家離れも加速することが見込まれております。その要因の一つが、諸物価は上がるものの、米の単価は一向に上がらないことが挙げられます。

国においては、諸外国との間でTPP交渉がまとまり、農業はますます厳しくなってくると予想されますが、やり方次第では、再生の道がないわけではありません。これまでJA御殿場や市・町の農林担当者の努力により、ごてんばこしひかりは種苗の100%の更新をはじめ、米ぬかの肥料剤散布など、うまい米づくりに邁進し、そのブランド化にこぎ着けてまいりました。しかし、今考えますと、ブランド化されたごてんばこしひかりをどのように高く販売するかが全く見られません。

お米は現在、自由化され、これまでのように、供出米はもとより、個人販売もできるようになりました。そこで、JA御殿場管内の作付を見ますと、小山町が373ヘクタール、御殿場市が846ヘクタールの合計1,219ヘクタールが作付されております。およそ92%がうるち米のコシヒカリと見込まれますが、これに反収8.5俵を掛けますと、9万6,000俵あまりが生産されていることとなります。このうち、概ね3分の1は農家の消費米、残りの3分の1が農家の親戚あるいは職場等の仲間等、いわゆる知り合いに販売する縁故米、残りの3分の1が農協への供出米と言われております。ここ数年はますます出荷が減ってきておりまして、したがって、現在では3万俵どころか、その半分程度に落ち込んでおります。

そこでお伺いいたします。

まず1点目といたしまして、小山町産のコシヒカリは、JA御殿場の検査を受けなければ、ごてんばこしひかりを名乗れないとお伺いしましたが、事実でしょうか。

2点目といたしまして、26年産米のJA御殿場の販売実績を見ましたが、いまだに6割強が米穀商や経済連に販売し、残りがスーパーやレストランなどへの直接販売ですが、この実態をどう判断いたしますか。

3点目が、行政とJA御殿場が協力し、西を向かず東を向いて販路拡大に努め、企業や会社のオフィスが集中している東京の新橋や品川あたりにアンテナショップを開く考えはございませんか。各所から1人ずつ出向させ、各事業所の食堂やレストランなどへの営業活動も行い、コシヒカリの売り込みだけでなく、その他の産物の営業にも役立つと思いますが、いかがでしょうか。

4点目、以前、JAにそのようなことを話したところ、販売数量が少な過ぎると言われましたが、特別化や個別化するにはその方がやりやすいと私は思っておりますが、いかがでしょうか。価格が上がれば、必然的に縁故米は減ってくると言われておりますので、販売数量も増えてはくるという考えでございます。

次に、5点目の、今後、小山町内では大きなプロジェクトがめじろ押しですので、各方面で、まず地元食材を利用してほしいし、宣伝等もお願いしたいと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

これが1点目の質問でございます。

次に、2点目の質問についてですが、三来拠点事業のアグライндаストリーエリア富士小山次世

代施設園芸についてお伺いいたします。

本事業は、平成26年、平成27年度事業で、既に園芸ハウスも完成し、本年から生産の運びとなると聞いております。また、7ヘクタールの敷地に4ヘクタールのハウスを設置し、高糖度トマトと高糖度ミニトマトの合計252トンの年間生産を目指しており、4社の法人が対応していることも伺っております。

そこで質問ですが、このエリアでは将来的に施設園芸の一大拠点を目指すとのことですが、残り30ヘクタールを超えるような広大な敷地に、資本規模の小さい農業法人が大規模な施設を近々に進出するのはかなり難しいと思われませんが、あくまでも施設園芸の立地を目指すのか。それとも一部、他の立地も考えていくのか、お伺いをいたします。

2点目といたしまして、次世代施設園芸事業に4社の法人が参加してくれたことにより、小山町は、既存の施設園芸などと合わせ、トマトの生産量は比較的伸び、あるいは全国一のトマトの町かもしれません。そこで、多方面への宣伝効果も併せ、トマト生産者の横のつながりとして、町が中心となり、トマト生産者協議会のような団体を立ち上げるつもりはございませんでしょうか。

3点目といたしまして、また、町の施設として、農村活性化センターが4月から指定管理されますが、そこでトマトのB級品などを集荷し、6次化産業として加工販売なども考えられると思いますが、いかがでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 遠藤議員にお答えをいたします。

はじめに、ごてんばこしひかりの販路拡大と所得向上策についてであります。

J A御殿場管内で栽培されるコシヒカリについては、全国のお米コンテストにおいて幾度となく受賞しており、今年度においても、県主催のお米日本一コンテストにおいて、最高金賞、県知事賞のダブル受賞、また、大阪府民が選ぶ「いっちゃんうまい米コンテスト」では優良賞受賞を果たすなど、高品質でおいしいお米であります。

しかしながら、米価が低迷する中、必ずしも価格的に有利販売に結びついていないことが課題であることから、昨年度、J A御殿場、行政、生産者から成るブランド化検討委員会を立ち上げ、アドバイザーとともに販売戦略について検討を重ねてまいりました。

その結果、ブランド名を「ごてんばこしひかり」、キャッチコピーを「一粒ひとつぶが富士山のふところ育ちです」、コンセプトを「富士山の一番近くで水・土・風が育んだ甘さきわだつ極上米」としており、ロゴマークについても決定し、PRを行っていることは議員も御承知のことかと思っております。

そこで、最初の質問のごてんばこしひかりの基準についてであります。ごてんばこしひかりは、J A御殿場の栽培基準により栽培され、土壌分析・残留農薬分析、農産物検査の受検及び食味計による分別を実施し、基準を満たす必要があります。特に、分析機で、アミロース、タンパク質、水

分などを測定し、算出される食味値については80点以上を仕様基準とするなど、差別化を図り、ブランド化の推進をしているところであります。これらの基準を満たさなければ、ごてんばこしひかりとして名乗ることはできないことになっております。

次に、平成26年産米のJA御殿場の販売実績についてであります。JA御殿場に集荷された米の販売については、JA御殿場自身が有利販売をすべく販路を決定し、販売していることから、直接販売の比率が少ないことが不利であるとは一概には言えません。とはいえ、一般的には直接販売の方が価格決定において有利であることから、直接販売の比率を向上させる新たな取り組みが必要ではないかと考えております。

次に、行政とJA御殿場が連携し、アンテナショップによる販路拡大や個別化を図る営業戦略についてであります。アンテナショップの開設や営業活動のための町職員出向については今のところ考えておりませんが、首都圏向けの販売については、秋葉原にある県のアンテナショップ「ふじのくに おいしい処静岡」の活用や、JA御殿場のネットショッピングの活用を図り、特産品のPRに結びつけていくよう提案していきたいと考えております。

次に、ごてんばこしひかりの販売数量と特別化、個別化の取り組みについてであります。先ほど答弁したとおり、ごてんばこしひかりのブランド化推進のために、基準を設け差別化を図っております。販路開拓のための営業を行うには、ある程度まとまった数量が必要でありますので、JA御殿場への出荷が増えるような取り組みと、基準以上の高品質な米を生産できるよう、技術の向上を図る営農指導が必要であると考えております。

次に、各方面での地元食材利用と宣伝についてであります。議員御指摘のとおり、内陸のフロンティアを拓く取組により、新たな企業が小山町に進出してくることが想定されるため、ごてんばこしひかりに限らず、企業の皆様に積極的に地元食材を使っていただけるよう働きかけを行うとともに、より多くの地元の皆さんにも食べてもらえるよう、地産地消の取り組みを推進してまいります。

さらに、2020年には、日本一の規模を誇る、米・食味分析鑑定コンクール国際大会が本町で開催されます。JA御殿場、行政、生産者が一体となって大会を盛り上げ、ごてんばこしひかりのブランド化を強力に進めることで、農家所得の向上に努めるとともに、小山町を全国的に発信してまいります。

次に、三来拠点事業のアグリインダストリーエリア、富士小山次世代施設園芸事業についてのうち、本エリアでの施設園芸の立地についてであります。30ヘクタールを超えるアグリインダストリーエリアは、次世代施設園芸事業をはじめとする本町の農業の未来がかかる非常に重要なエリアであります。その全体の整備につきましては、平成28年度に基本計画を策定することとし、必要な経費は平成28年度当初予算の三来拠点事業委託業務に含まれております。

議員お尋ねの施設園芸の立地を目指すのかにつきましては、前述いたしましたように、湯船原地区内に位置づけさせておりますアグリインダストリーエリアを中心に基本計画を策定する中で、具体的に検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） トマト生産者協議会のような団体を立ち上げるつもりはあるかについてであります。町内におけるトマトの生産については、道の駅などの農産物直売所に出荷させる品数も徐々に増加し、生産者についても増加傾向にあります。特に、株式会社富士小山企画の生産する金太郎トマトにおきましては、ふるさと寄附の返礼品として人気があるなど、水稻以外の農産物の生産が増加していることはとても心強いことでもあります。

御質問の次世代施設園芸については、この2月よりいよいよ生産が開始され、約3か月後には待ちに待った出荷がされる段階となりました。この施設園芸団地につきましては、国の農業施策である攻めの農林水産業の大きな柱として位置づけられている次世代施設園芸導入加速化支援事業を活用しており、生産量のみならず、その先進性など、町はもとより、静岡県、国においても大変期待が大きいことは議員も御承知のことかと思えます。

この施設園芸団地で生産される高糖度トマト、アメーラは、県の農林技術研究所の開発した養液栽培方式をベースとして、独自かつ高度な管理方法により生産されております。この技術は、厳格な契約を交わした生産者だけに生産が許され、技術の流出を防ぐとともに、収穫されたトマトは専用の選果場のあるJA大井川に全量集荷され、全品糖度チェックを行うなど、厳しい品質管理のもとに首都圏や関西圏に市場を中心に出荷することで、ブランド評価の維持に努めていると聞いております。

議員御質問のトマト生産者協議会のような団体の立ち上げにつきましては、新たに4社の若い生産者が本町に大きな夢を抱いてチャレンジを始めるので、生産者同士の意見交換の場となるような組織づくりを関係者を交えて検討してまいりたいと考えております。

次に、トマトのB級品を集荷し、6次産業としての加工販売についてであります。小山町農村活性化センターにつきましては、6次産業化や地産地消を推進し、農業の健全なる発展、地域の活性化及び町内外の人々との交流を図ることを目的に設置されており、本年4月から小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターと一体的に、指定管理者である株式会社富士小山が管理運営を行うこととなっております。農産物の加工販売の強化につきましては、指定管理者の事業計画でも積極的に取り組むこととしていることから、町としても、当該施設を6次産業化の拠点となるよう支援していきたいと考えております。

また、トマトの加工につきましては、金太郎トマトジェラートやジャム、アメーラピュレなどが既に販売されておりますが、議員御指摘の規格外品を活用した加工品の開発など、指定管理者とともに推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番(遠藤 豪君) ありがとうございます。1点、行政とJA御殿場が連携し、アンテナショップによる販路拡大や個別化を図る営業戦略について、再質問させていただきたいと思います。

現在のところ、職員等の出向は考えていないとのことですが、残念ながら秋葉原にある県のアンテナショップの活用は無理があると思っております。なぜかと申しますと、ごてんばこしひかりはこの地区では特化されておりますが、静岡県の中に入りますと静岡こしひかりとなってしまう、なお一層米の単価が下がってしまうことは周知の事実でございます。これらのことから、直接の売り込みはどうしても必要となります。

また、これらの営業については、時限を決め、数年間で良いと思いますが、併せサンプルとして地元の富士山湧水が無償配布し、その水で御飯を炊くなど、実践を示して営業活動をするなどの考えはございませんか。再度お伺いいたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

かつてと申しますか、平成23年6月29日ですが、私は川崎の溝の口にある有限会社丸正長田商店へお訪ねいたしました。これはアンテナショップのお願いに行きました。この社長さんは私と同じ一色の出身の方でございまして、大きなスーパーでございました。ここに、今、おっしゃるような形で、こしひかり、また水かけ菜を置いてくれと、また小山フェアをやってくれと、こんなことでお願いに行きました。そのときに、もう既にごてんばこしひかりの米が店頭と並んでおりました。これは御殿場農協の部長が個人的にやったかどうかは知りませんが、農協に確認しますと、農協としてはやっていないということですので、そんなこともございまして、いろいろ話を聞いて、協力していただくような話を持って帰ってきたんですが、なかなか町としてやっていただけるプレーヤーが出てこなかったということで、今に来ているということでございます。いいお話を聞きましたので、この話もまだつながっていると思いますので、また川崎にお邪魔して、町といろいろ相談して、アンテナショップになるか、どういう形になるかわかりませんが、またトライしてみたいと思いますので、ひとつ後方支援をよろしくお願いたしたいと思っております。

ごてんばこしひかりの関係であります、リンガーハットの系列会社の浜勝というとんかつ屋がございまして、御殿場にありましたが、最近撤退しました。ここにリンガーハットから依頼がありまして、小山町の米を納入しております。今、年間800俵、48トンですか、これを今、納めさせていただいております。これは農協を通してお願いしてございまして、量としてもっとほしいという要望がございましたが、御殿場農協ではこれしか出せないということで、今、お願いをして続けていると、こういう状況がございまして。

また、かつて、私が県議当時、当時の御殿場農協の専務と台湾の方に米の販路を求めて行きました。いろいろ人の紹介によって、いい話に進んだんですが、当の御殿場農協が対応できないと。コンテナ一杯集めるだけできないと。こういうことになりまして、この話も頓挫しちゃっていると。こんなこともございましたが、また新たな形で、ここでTPPも始まることだし、良い品質の米

を作ることは農業を生かすことだと思しますので、農林課を中心にまたいろいろ検討していきたいと思しますので、ご理解いただきたいと思します。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 軽度発達障がいの子どもへの対応について、御質問をしたいと思します。

このところ、各学校や園では、軽度発達障がいと判定される子ども達が目立つようになりまして。これらの子どもを持つ御両親や御家族の御心労は大変なものと思承っております。

ただ、目立たなくとも、多くの大人達も何らかの、あるいは幾つかの軽度発達障がいの傾向を持っており、成長の過程で、周囲の援助、本人の自覚などで乗り越え、社会人として成長してきているものと思考えられます。

ある記事によりますと、東京大学の学生の4分の1がアスペルガーの傾向があるとのことであります。また、かの有名な発明王エジソンも発達障がいの傾向が顕著であったと言われております。これら発達障がいを持った人達は、一方で集中力、理解力に鋭いという面もあるようでございます。

我々議員においても、この問題について理解を深めたいと、静岡県東部の県議会議員や市町村議会議員の有志による勉強会を開いております。今年度は、これらの子ども達の指導を進めている専門家や大学の先生などからお話を伺うなど、2回開催いたしました。少しずつ理解を広げようとしているところでございます。

さて、これらの子ども達の多くは、団体、集団行動が苦手で、自分の興味を優先した行動をとりがちであり、学校、園では指導・対応に苦慮する場合もあると聞きます。皆さん既に御承知のことと存じますが、この障がいは、研究者によれば、概ね次の3つに区分されるようです。すなわち、自閉症・アスペルガー症候群として、自分に閉じこもりがちで集団生活に適応しにくいグループ。ADHD（多動性注意欠陥症候群）として、何よりも興味の向いた方に次々と注意が移り、行動に表れてしまうグループ。LD（学習障害）として、数字の理解だけが難しかったり、あるいは文字の理解が難しかったりする、そのような障がいを持ったグループ。中には、これらの障がいが複合して表れる子どももあるそうであります。多くの場合、他者とのコミュニケーションが難しく、誤解されがちで孤立しがちです。ひどい場合には、いじめのきっかけとなることもあるとされております。統計をとってみると、これらの子ども達は1クラスに1人、2人いてもおかしくはないようです。

一方、先ほども述べましたが、これらの子ども達は集中力、理解力に優れ、興味・関心のあるものについては、知識、その活用ともにすばらしい能力を発揮する場合があります。これらの子ども達への指導・対応がより具体的にできるようになれば、この子ども達が将来立派な社会人になることが約束され、社会に有用な人間となると考えます。

そこで、教育長に以下の5項目について伺います。

小山町には、このような子ども達は小中学校に何人ぐらい在籍しているのでしょうか。また、学齢期前の子ども達の把握はどの程度でしょうか。

2つ目、小山町では、このような子ども達にどのように接していますか。子ども相談員の活動も含めてお教えてください。また、これらに対応する町の担当者や臨床心理士等の専門家の配置はどうなっているのでしょうか。

3つ目、各学校、園などの現場では、これらの子ども達への指導をどのようにしているのでしょうか。

4つ目、町や各学校、園での指導・対応により、これらの子ども達の成長ぶりを示す例があれば教えてください。

最後に、私はこれらの問題について、幼少期から小中学校までにコミュニケーション能力を高め、これらの子ども達の持っている良さを引き出すための指導・助言がなされることが大変重要と考えております。今後もこれらの問題を抱える子ども達を支援し、その周りの人達とのコミュニケーション能力を高めるため、町としてのお考えがあればお教えいただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員にお答えいたします。

軽度発達障がいの子どもの対応についてのうち、はじめに、町内には何人程度いるのかについてであります。

まず、障がいの有無については、医師の判断によるところであり、何人の児童生徒が医療機関を受診し診断を受けているかの正確な数値は把握しておりません。しかし、特別な教育的支援が必要な子どもが何人いるかは毎年把握しているところです。

具体的に何人いるかについてであります。主観的な要素が全くないとは言えませんので、おおよその割合を申し上げますと、小学校で6から7%、中学校で4から5%ほどの児童生徒が特別な支援を必要としていると捉えております。学齢期前の子ども達については、教育支援委員会における情報共有など、就学前の子ども達の情報を多く得るように努めているところであります。

次に、対応や専門家の配置についてであります。まず、子ども相談員についてですが、現在2名の相談員を配置し、きたごうこども園に拠点を置き、菜の花相談室として相談を受けております。更に、各学校に特別支援員として非常勤講師を配置しております。本年度は、県の支援員は2名ですが、町の単独費用で15人程度の支援員を配置しております。そのほか、県からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置があり、意見を聞き、お互いに連携して、子どもや保護者に対応しております。なお、臨床心理士等の専門家については、巡回相談という形で、各学校、各園を年に2回程度訪問し、指導していただいておりますが、人材の確保が厳しい状況にあることは否めません。

次に、現場での指導についてであります。特別な支援が必要な子ども達は、それぞれ集団生活の

中で困り感を抱えております。その中で、各学校ともユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業を進めており、例えば、誰にもわかりやすい板書の工夫や教師の指示の仕方を工夫などをし、少しでも「わかった、できた」など成功体験を増やしていき、自己肯定感を増すことができるように取り組んでいます。もちろん、このようなことは、支援が必要な子どもに限らず、どの子ども達にも当てはまることであり、各学校で取り組んでいるところであります。

次に、子ども達の成長を示す例についてであります。授業などのときに席を立ったり、教室から出て行ってしまうなど、ある多動の子どもについてであります。まず、指導をする担任とクラスに入る支援員は、専門家の意見を参考に、指導の方向性についてよく話し合いをしました。また、状況によっては臨機応変に分担を変えるなどの工夫をいたしました。更に、どんな細かい行動も見逃さないようにし、少しでも良い表れがあれば、大いに褒めることを心がけました。もちろん、保護者の理解と協力も重要であり、「だめなものはだめ」、「良いことは褒める」と確認をしました。これらの実践により、この子どもは1か月程度で席を離れてしまうなどの行動がなくなりました。ただし、この例のように、全てがうまく進めば良いのですが、より工夫が必要な事例もまだ多くあるのが現実であります。

最後に、コミュニケーション能力を高めることについてであります。発達などに心配がある子どもは、主に子ども相談員が相談を受けたり訪問する菜の花相談室などにおいて、コミュニケーション能力を高めるために、専門家を紹介したり、医療機関などにつなげていくなどしております。園の活動や学校での授業においても、その子の良さをお互いに理解し、学び合いや多様な活動によりコミュニケーション能力が高まるように工夫をしているところであります。今後は、専門家の配置など、更に効果的な体制を整えるなどの方法も探っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 再質問ではありません。これからの要望でございます。

大変きめ細かい指導を進めていただいて、大変ありがたいと思いますが、軽度発達障がいであるということの自覚は、その子、その人にとって大きな支えになると言われております。人と違う自分自身を発見し、把握することができるからであります。これがないと、その後の人生は大きく変わる例が多々あると聞きます。例えば、職場の人間関係がうまくいかず、転職を繰り返したり、引きこもりがちになったり、夫婦関係がうまくいかないなどもあると聞いております。このようなことが少しでも少なくなりますよう、教育委員会、町の担当の方々の御努力をお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） 次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は2件の質問をさせていただきます。

はじめに、ダブルケア、この取り組みについてお伺いいたします。ダブルケアとは聞きなれない言葉ですが、今後、少子高齢化と晩婚化などが加速していく中で、福祉という点からも大変深刻な

課題になっていく言葉だと考えています。

子育ての忙しい時期に親の介護が重なる人が増えています。こうした状況をダブルケアと呼びます。この背景には、先ほど述べましたように、晩婚化による出産年齢の上昇に加え、育児や介護を手伝ってくれる兄弟、姉妹、親族の減少といった家族関係の変化が複雑に絡み合っています。また、その負担は女性に集中することが多いこともわかっています。私の知人に、孤独感を抱えながら、経済的に困窮したり、心身ともに疲労困憊している人がいます。

本町もそうですが、多くの自治体は育児と介護の担当部署が縦割りのため、連携が十分ではありません。例えば、親の介護のときに子どもを預ける場所がないと悩んでいても、自治体の窓口では必要なサービスや情報を十分にできていないのが現状ではないでしょうか。

そのような中で、ダブルケアの取り組みを始めた横浜市では、地域のNPO法人が主催するダブルケアサポーターの養成講座に市職員の受講を促し、相談や対応の改善を試みたり、ダブルケアの受け皿となる育児や介護サービスを行う民間企業を育てるため、地元の信用金庫と連携した融資相談事業も実施しています。

子どもがもう1人ほしいと望んでも、育児と介護の両立に悩んで、あきらめる親がいるかもしれません。このような当事者に寄り添いながら、どのような課題があるのかを詳細に把握し、支援策につなげなければならないと考えます。出産や育児をしやすい環境を整えるのは、政治、行政の役割です。

以上を踏まえ、次の2点について伺います。

1点目、育児や介護などの分野を問わず、ワンストップで対応できる窓口の設置について。

2点目、福祉サービス全般の知識を有する相談支援員の育成や配置の考えをお聞きします。

2件目は、病児・病後児保育の充実についてお伺いいたします。私は以前にもこの質問をさせていただきました。その時、先輩の御婦人から、「自分の子どもの看護のために仕事を休むことは当たり前、それが親の責任ですよ」と言われたことがあります。確かにそれが理想的であると思います。

一方で、子どもの急病のため、看護休暇や有給休暇を使い果たし、職場を去ったり、転職を余儀なくされたことは少なくありません。この病児・病後児保育というものの意義は、単に子どもを預けるというだけの話ではなく、女性が社会の中でどのように生き残れるかという問題も含まれていると考えます。どんな優秀な女性がいても、なかなか働く機会や活躍できる場面が得られないことは何とも理不尽だと思いますし、社会的に見れば大きな損失です。

また、これが母子家庭であれば、即経済的に深刻な問題になります。さらに、父子家庭の場合は、重大な問題となることがあります。例えば、重要会議のプレゼンを計画している父親が会議を欠席することは、会社にとって大きな損失になり、その狭間で父親は苦しい立場で選択をしなければなりません。このようなときに、病児・病後児保育があれば、働く母親、母子家庭、父子家庭の親達がどんなに助かることでしょうか。

また、病気の子どもの預け先となる病児保育は、医療機関や保育所に併設されていることが多

く、看護師や保育士が子どもの世話をします。一定の条件を満たせば、国や自治体から運営費が補助されます。厚生労働省によれば、急性期の子どもを預かる病児対応型、また回復期の病後児対応型の施設は、2014年度現在、全国に1,271か所あり、年間で延べ57万人が利用しています。このほか、保育所などで具合が悪くなった子どもを預かる体調不良児対応型が563か所や、保育スタッフが児童宅を訪ねる訪問型、5か所の病児保育もあり、徐々にその数は増えています。

近年、働く親の増加に伴い、病児保育の需要は高まる一方で、受け皿の一層の拡大が求められています。仕事と育児の両立を支援する観点から、病児・病後児保育の充実を推進すべきと考えます。

以上を踏まえ、次の5点について、町の見解を伺います。

1点目、本町の病児・病後児保育の現状は。

2点目、病院併用型の病児保育施設設置の考えは。

3点目、病児・病後児保育の充実のための財源確保は。

4点目、働き方改革については。例えば、もっと看護休暇が取りやすくなるような改善ができないか。

5点目、地域の支援体制づくりが必要と考えますが、町の所見を伺います。

以上、2件の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、ダブルケアへの取り組みについてのうち、育児や介護などの分野を問わず、ワンストップで対応できる窓口の設置についてであります。

現在、町では、町民の日常生活で生じる悩み、または町政に対する意見、疑問等について、適切な助言等を行うため、総合相談室を設置いたしております。相談員は行政全般に知識を有する者を配置しており、相談者からの相談内容を聞き取り、内容に応じて担当課職員を相談室へ呼び、対応を求めることとしております。

育児と介護が同時に重なるダブルケアにつきましても、相談者からの相談を受け付けましたら、育児に関しては、母子保健を所管する健康増進課や児童福祉を所管するこども育成課、また介護に関しては、介護保険及び高齢者福祉を所管する住民福祉課の担当職員を同席させることにより、迅速かつ適切に対応しているところであります。また、複数の案件を抱えた相談者が直接担当課に相談した場合においても、各担当課の間で連携をとり合い、相談者の要望にお応えしております。

議員御指摘のとおり、今後、ダブルケア人口は団塊ジュニア世代を中心に増加することが予想されますが、総合相談窓口を軸として、各担当課にまたがる横断的な事務連携を強化することによって対応していくことを考えております。

次に、福祉サービス全般の知識を有する相談支援員の育成や配置の考えはについてであります。高齢化社会の中で、福祉サービスに対する相談の需要が今後ますます増大していくことが想定されております。こうした中で、高齢者福祉を一つの例にとりましても、介護だけでなく、健康、医療、

生活支援、消費者被害など、様々な分野の相談に総合的に対応するために、町では地域包括支援センターに社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーを配置し、高齢者総合相談を実施いたしております。

加えて、これに経済的な問題や家庭内暴力、育児等の問題が重なった場合には、地域包括支援センターだけでなく、関係部署を集め、個別ケア会議を開催し、対応しております。

また、福祉の相談窓口は役場の窓口だけでなく、各種相談員のほか、社会福祉協議会や民生委員、児童委員、障がい者相談支援センター等がありますが、どこへ相談されても、必要に応じた部署が集まり、個別ケア会議を開催するなど、複数の問題についても検討していける体制を整えております。

福祉サービスには、社会福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等、様々なものがあり、制度も幅広く複雑化していることから、それぞれの分野で専門的な知識を必要としております。こうしたことから、福祉サービス全般の知識を有する相談支援員の育成や単独配置では複雑なケースの対応が困難なものと考えております。今後も、現在ある総合相談を活用しながら、困難事例に対してチーム対応で解決を図ってまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、関係課長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 次に、病児・病後児保育の充実についてのうち、本町の現状についてであります。病児・病後児保育事業の実施に当たりましては、看護師を配置することが必要であり、更に施設につきましても専用の保育室が必要となります。これまで、町立保育園、町立こども園では病児・病後児保育事業は実施しておりませんでした。この4月に開園いたします菜の花こども園では、病後児対応型の病児・病後児保育の実施を予定しており、菜の花こども園の在園児はもとより、有償ではありますが、菜の花こども園の在園児でなくとも利用することができることとなります。

次に、病院併用型の施設設置についてであります。先ほど申し上げたとおり、町内で初めての病後児保育が菜の花こども園で実施されることもあり、また、小山町子ども・子育て支援事業計画策定の際に実施いたしましたニーズ調査におきましても、必ずしも大きな需要が見られないことから、施設設置につきましても検討する必要はないのではないかと考えております。

次に、財源確保についてであります。菜の花こども園が実施いたします病児・病後児保育事業に対しましては、国、県及び町で補助金を交付することとなっております。それぞれ3分の1ずつを負担いたしまして、来年度当初予算におきましてはおおよそ240万円を病後児保育事業費補助金として計上しているところであります。

次に、働き方改革についてであります。少子高齢化社会を迎える中で、本年度から新たに始まった子ども・子育て支援制度をはじめ、子育て支援に関する制度は改善されつつあると感じておりま

す。しかし、法整備等による制度改革も重要ではありますが、職場の環境や一人一人の意識の改善も重要であると考えております。これらのことにつきまして、行政ができることには限りがあるとは思いますが、広報や啓発活動などに力を入れるなど、工夫をしてまいりたいと考えております。

次に、地域の支援体制づくりについてであります。病児・病後児保育について、直接的に地域の方々が支援するという事は難しいと考えますが、小さいお子さんのいる家庭に対して気にかけるなど、地域の方々が精神的な支えになることは十分に可能でありますし、既にそのような例もあると考えております。

いずれにいたしましても、本町の病児・病後児保育の環境はこの4月から大きく変わることになりますので、利用状況など推移を見守っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、ダブルケアへの取り組みについての1点目、育児や介護などの分野を問わず、ワンストップで対応できる窓口の設置についてです。答弁では、ダブルケアの相談を受け付けたら、育児に関しては母子保健を所管する健康福祉課、児童福祉を所管するこども育成課、また介護に関しては介護保険及び高齢者福祉を所管する住民福祉課の担当職員を同席させて対応する。また、複数の案件の相談者には、各担当課の間で連携を取り合い対応、更に総合相談窓口を軸として、各担当課にまたがる横断的な事務連携を強固にすることにより対応していくと、そういうお話でございました。私は、実際的には総合相談窓口で一本化した対応ができるようになれば、何回も足を運ぶ必要もなくなり、時間の短縮、またスピーディーな対応につながると考えます。しっかりと統括的な判断をしてくださる方、町の職員は優秀ですから、そういう方を配置していただけると、相談者は本当に安心をしたいと思います。

これはダブルケアの例ではありませんが、体が急激に悪くなった高齢者が先に社会福祉協議会に相談に行ったところ、福祉課に介護登録するように勧められて、福祉課に行って登録をしました。そのときに、その高齢者の方は足が悪かったんです。職員の方が無料で社会福祉協議会から車椅子を借りられますよということで、また社会福祉協議会の方に、健康福祉会館の方に戻って車椅子を借りたということも聞きました。このように健康福祉会館と本庁を行ったり来たりしたわけです。

今後、福祉、医療、介護、育児、様々なこういう相談が増加することが予想されます。そのためにも、分野を問わない、ワンストップで対応できる窓口の設置を考えていただきたいと思いますが、再度、町の考えをお聞きしたいと思います。

次に、病児・病後児保育の充実についての3点目、財源確保について再質問をさせていただきます。町の補助金については了解いたしました。国の2016年度予算案では、更に仕事で手が離せない親にかわって、保育所で体調が悪くなった子ども、急に発熱したりすると、普通、保育所の方から親御さんに電話が行って、親御さんが迎えに行きます。そういうことではなくて、体調が悪くな

った子どもを拠点となる病児保育施設まで看護師が送迎する費用も助成するとされております。このことについて、町の考えをお伺いしたいと思います。

以上、2点について再質問をさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの総合窓口の設置についてでございます。先ほどのお話ですと、あっちに行ったり、こっちに行ったりということがあったと。いわゆる、たらい回しということがあって、そういうことにつきまして、町としてそういうことがないようにということで総合相談室を設置しております、今、答弁の中にもありましたが、役場OBの専門的な職員を配置しておりますので、更にそういうたらい回しにならないような、そういう対応ができるように、まずは総合相談室を充実させよう。あと、相談される方は本庁の方に来ればいいわけですが、それぞれの相談窓口に行ったときに、その場で、各相談窓口間の連携をより一層充実、連携して、横断的な連携をとって、あっちに行ったり、こっちに行ったりしないような体制づくりに今後とも取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

池谷議員おっしゃられたとおり、平成28年度から病児保育普及促進事業というのが国で始まるということは承知しております。病気になった子どもの送迎についての補助金を出すということも聞いておりますが、それにはまず病児保育センターということで、病児・病後児保育をやっている箇所がまずは前提になりますので、平成28年度から小山町では菜の花こども園が病児・病後児保育を行いますので、それに対する送迎につきましては、4月以降、病児・病後児保育事業が実施されてから、状況を見守ってこのような事業に対しても対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） 再々質問ではありませんが、先ほど言いましたように、出産や育児をしやすい環境を整えるのは政治、行政の役割ですので、これからも、私たち議会もそうですが、しっかりとまた行政の方でも頑張って推進をしていただきたいと思います。

以上で質問は終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 私は、定住人口増加策についてと手話条例の制定の2つの質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、定住人口増加策についての質問です。

今年1月の地元地方新聞で、昨年4月から9月末までに小山町に移住した人は17人で、県内自治体でトップ、県内の異動者を合わせると53人となり、こちらも県内2位だったという報道が目を引きました。また、宝島社が発行する移住者向け情報紙「田舎暮らしの本」が行った日本住みたい田舎ベストランキングで、小山町が県下3位、東海エリアで9位という記事も目を引きました。

人口減少は全国的傾向で、どの自治体でも人口減少防止と定住人口増加策には苦勞しています。これは、今や地方の市町だけでなく、地方の中核都市でも抱える悩みです。本町の人口は、昭和35年、1960年の2万9,000人をピークに減少し、今年2月1日現在では1万9,309人となっています。日本創生会議が発表した人口推計では、24年後の平成52年、2040年には本町の人口は1万3,400人まで、約6,000人更に減少するとされており、中でも深刻なのが、20歳から39歳までの若い女性の55%が減少するという一方で、消滅可能性都市と位置づけられているのは承知のとおりです。

こういうことから考えると、人口減少対策は喫緊の課題であることは言うまでもありません。本町では、小山町人口ビジョンを策定し、人口の将来展望を行うとともに、人口ビジョンに掲げる2060年に1万7,000人程度の人口を維持するという目標を達成するため、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定しました。

小山町のホームページを開くと、「小山に住もう 定住促進」の案内や住まい・引っ越しのコーナーがあり、小山町への移住や不動産情報も、パソコンさえ操作できれば容易に入手しやすくなっています。当局もこれらの努力はしているわけですが、今後、長期的展望に立った定住人口増加策について質問をしたいと思います。

まず、町長にお聞きします。平成24年に始まった不動産バンクをはじめ、須走地区、大胡田、南藤曲と宅地分譲を進め、将来的にも用沢、わさび平で宅地分譲を行う計画ですが、定住人口を増やすための町長の基本的なお考えをお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

小山町の総人口は、1960年の約2万9,000人をピークに、1980年に約2万3,000人、2000年に約2万2,000人、更に本年2月には約1万9,309人と減少傾向が続いてきております。

そこで、昨年10月に小山町人口ビジョンを策定し、人口の将来展望を行いつつ、2060年に1万7,000人の人口を維持する目標掲げるとともに、この目標を達成するために、平成27年度から平成31年度までに取り組むべき施策を定めた小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであります。

定住人口を増加させる打ち出の小槌のようなものはございません。したがって、長期的な展望を見据えた小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を堅実かつ確実に遂行していくことが必要で

あると確信しているところであります。

以上であります。

○4番(高畑博行君) それでは、以下、具体的な質問をいたします。

最初に、須走地区、大胡田、南藤曲地区ごとの分譲状況、例えば入居件数や入居率などと、それぞれの分譲地ごとの町内、町外からの入居者数を教えていただきたいと思ひます。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長(岩田和夫君) 須走緑ヶ丘、大胡田ヒルズ・ギンキョウ、南藤曲クルドサック16の分譲状況と入居者数についてお答えします。

まず、須走緑ヶ丘分譲地の販売状況であります、14区画造成し、12区画が販売済みとなっております。販売件数は、町内が7件、町外が5件、合計12件となっております。入居者数は、町内が24人、町外が14人となっております。

次に、大胡田ヒルズ・ギンキョウの販売状況ですが、6区画造成し、6区画完売となっております。販売件数は、町内が3件、町外が3件、合計6件になります。入居者数は、町内が11人、町外が13人となっております。

最後に、南藤曲クルドサック16の販売状況は、16区画造成し、12区画が販売済みとなっております。販売件数は、町内が5件、町外が5件、合計10件となります。12区画販売のうち、2区画はモデルハウス用地として購入されたもので、現在入居者はございません。クルドサック16の入居者数は、町内が17人、町外が18人となっております。

参考までに3分譲地の合計の販売率は83.3%となっております。

○4番(高畑博行君) ただいまの答弁に対してお聞きします。定住人口増加という点では、町内からの異動では効果は半減なわけで、町外からの移住者を大いに期待したいわけですがけれども、この3分譲地での町外からの入居者数をみて、当局としてはどのように評価しておられるのかお伺いいたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長(岩田和夫君) 私の記憶ですと、足柄の区画整理だとか、合土ヶ久保だとか、ほかの区画整理したところの状況をみますと、多くは町内から町内の町内転居が多かったんですが、最近、町の分譲地でも大体半々、あと、小山町を売りたい・貸したい不動産バンクの案件でも、町外から土地を求めて家を建てる方が半数となっております、町内からと町外、半々で、手前みそですが、いい線で推移しているのかなと思ひています。ただし、今後も議員御指摘のとおり、町外から人口を増やしていかなければなりませんので、町外からの人口増に引き続き努めてまいりたいと思ひております。

○4番(高畑博行君) それでは、次の質問です。

大胡田や南藤曲の分譲では、子育て世代を対象に分譲価格を割安に設定したことによる効果があったと考えられますけれども、どの程度の割安度合いに結果的になったのか。また、入居者の主な

入居理由もそこにあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 大胡田ヒルズ・ギンキョウと南藤曲クルドサック16の分譲販売時の割安度合いと入居者の購入理由についてお答えさせていただきます。

大胡田ヒルズ・ギンキョウは若者世帯支援区画として3区画、南藤曲クルドサック16は子育て世代支援区画として4区画、それぞれ坪単価3万円を値引きして分譲いたしました。坪単価3万円を値引きした目的は、小山町が子育て世代を全力サポートする自治体であることを町の内外へ発信するとともに、シティープロモーション活動を通じて首都圏の子育て世代の方々へアピールする狙いがありました。若者世帯支援区画並びに子育て世代支援区画は、募集開始と同時に全区画応募があり、申込者が重複した区画については、作文審査をした上で購入者を確定させていただいております。

若者世帯支援区画並びに子育て世代支援区画に応募された方の主な理由は、住宅ローンの月々の返済額を低減できることが一番の要因であると推察いたしております。

以上です。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

分譲価格の割安設定は、確かに移住を希望する方にとっては魅力だと思います。ただ、行政主導で行うこれらの誘致が大規模になればなるほど、民間ディベロッパーの民業圧迫にならないのか、気がかりな点です。当局としては、その点はどうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 民業圧迫との兼ね合いなのですが、確かに町が土地を取得し、宅地に造成し、分譲販売する。まさにこれは民間さんのお仕事であります。確かに、そういう意味では民にできることは民にということは、私もそう思います。ただし、逆に言えば、官がやることは官がやる。パブリックセクターがやるべきことは何かというと、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも明記されていますように、合計特殊出生率を上げていく。このために町は責任を負っている。住民の皆様に責任を負っている。その手法として、宅地造成事業を展開しております。その中で、極めて限定的に割安区画を出して、町の姿勢を町の内外にアピールし、県外に情報発信して、移住・定住を促進させていきたいと強く思っております。

以上です。

○4番（高畑博行君） 次の質問です。

一般的に、人がその町に住もうと考えるとき、どんな条件を考えるとと思いますか。分譲価格も極めて重要なファクターですが、決してそれだけではないと思います。そこを分析して条件整備をはじめて定住人口増加を将来的に継続可能なものにできると思うので、お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 土地を取得して町外から転入される方で、夫婦のどちら

か、あるいは夫婦ともに小山町出身の場合は、一番こだわるのは学区であります。その理由は、実家に近いところ、自分あるいは自分たちが通っていた学校に子どもを通わせたいとの思いが強いからだと考えております。

また、町内転居で土地を購入される方の一番の理由は、住み慣れた町から離れたくないとの理由が一番多いと思われまます。

実家に近く、また、かつて自分が通った学校や住み慣れた町にこだわるのは、そこに町に対する愛着、誇り、自負心という、いわゆるシビックプライド、小山町に住むことへの共通の価値観、すなわちアイデンティティーがあるからだと考えております。したがって、転出を抑制し、転入人口を増加させるためには、町に住む一人一人のシビックプライド、いわゆる金太郎プライドを向上させていくことが一番大切なことだと考えております。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

私も、もし自分がどこかの町に移住しようとした場合、様々な条件を考えます。病院や役所などの施設は近いか。緑や空気などの自然環境は良好か。買い物には便利か。公共交通機関は充実しているか。防犯・防災上の不安はないか。適切な娯楽・スポーツ施設はあるか。福祉環境サービスは充実しているかなどです。さらに、子育て世代なら当然、保育園、幼稚園、学校への距離は、また、子育てサービスの充実度はどうかなどの要素も入ってきます。これらは、第4次小山町総合計画後期基本計画の中でも、アンケート調査結果としてまとめられています。

ですから、定住人口を増やそうということは、単に分譲を促進するだけでなく、その自治体、その地域の住環境全てのレベルアップがなければ、そう簡単に移住してこないと思うのですが、その点はどうお考えになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 全く同感でございます。そのために、昨年10月、小山町におきましては、町長戦略課を主体に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめさせていただきました。高畑議員御指摘のとおり、全ての分野で全ての職員が努力する、これ以外に道はありません。ですから、まち・ひと・しごと創生総合戦略を、町長が申し上げたとおり、堅実かつ確実に実行していくことが定住人口の拡大につながると固く信じております。

以上です。

○4番（高畑博行君） 次の質問です。

定住人口増加は、分譲して他の市町から移住者を迎え入れるだけでは不十分だと私は考えます。町は更に、学生向けU I J ターン促進事業や婚活事業等も取り組んでいることは承知しています。

ただ、お亡くなりになられる方の自然人口減は別として、この町から出て行く人口を食い止める必要がどうしてもあります。小山町人口ビジョンと絡めて、その具体策はお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） まず、小山町人口ビジョンについて御説明させていただきます。小山町人口ビジョンは、人口減少による負の影響をできるだけ少なくするために、人口減少の要因となる自然減と社会減の両面から対策を検討し、小山町の目指すべき将来の方向を実現した場合の試算をした上で、1万7,000人を2060年の目標人口として設定したものでございます。

まず、自然減への対応といたしましては、結婚のきっかけとなる出会いの場の創出、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援により、合計特殊出生率を現在の1.50から2020年に1.72に上昇させ、2030年には2.07を達成することを目標に掲げています。

次に、社会減への対応につきましては、町内で住み、働くことができるような雇用の場の創出を図りつつ、住環境を整備することにより、町内への定住や小山町出身者のUターン、首都圏からの移住を促進することにより、2020年には転出と転入を均衡させることを目指すものであります。

小山町人口ビジョンをもとに定めた具体策については、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめさせていただいたところでございます。とりわけ、2020年には合計特殊出生率を現在の1.50から1.72へ上昇させるため、また、転出と転入を均衡させるための施策を重点的かつ集中的に実施してまいります。

人口というものの捉え方は、自分自身と家族や親族、職場や学校、今、住んでいる地域や生まれ育った郷里、様々な出来事があった過去や次世代が暮す未来、それらを時間的、空間的に結びつけた概念であると言われております。したがって、人口減少は、就職、結婚、出産、子育て、住まい、暮らし、教育、スポーツ、文化、芸術等、様々な時間、空間でのあらゆる分野での課題であると考えています。

人口増への挑戦については、やれること、やるべきことをオールおやまで取り組んでいく必要があります。行政の各分野での取り組みに加え、議員の皆様、そして小山町に暮す皆様のご協力なくしては人口増はなし得ないと考えています。

町の人口急減対策に取り組むうえで最も重要な視点は、繰り返しになりますが、住民の幸福度の向上や、いわゆるシビックプライド、小山町に住むことへの共通の価値観、アイデンティティーの確立であることから、町民の皆様の小山町に対する幸福度、価値観、いわば金太郎プライドを小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進しながら向上させていきたいと考えております。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

今の町の取り組みをみると、他地域からの移住者獲得に比重がかかっているように思います。そうではなく、今、小山町に住んでいる方の流出をいかに食い止めるかという点から見ると、どうやったら流れを食い止めるかという点について、ただいまの答弁では具体性に乏しいように思えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 具体的な施策を述べなくて、大変恐縮だったんですが、おやまで暮らそう課以外でも、様々なまち・ひと・しごと創生総合戦略にいろんな取り組みが記載され

ております。るる具体的には私から申し上げますが、そこには明確に小山町が各分野でやるべきことが記載されています。それを各課が一進一退、一丸となって、小山町役場一体として取り組んでいくことが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に明記されていますので、ぜひそれに基づいて推進しているんだというこで御理解いただければと思っております。

○4番（高畑博行君） 更に再質問です。

私は、定住人口増加のためにはハード面だけでなく、ソフト面からの切り込みも必要だと考えています。滋賀県長浜市が9月から全小学校の学校給食無料化に踏み切り、本年度予算に計上したというニュースを目にしました。理由は、少子化対策と定住人口増加の目的だそうです。また、静岡県では初ですが、西伊豆町では2016年度から保育園、幼稚園の無料化と給食費を完全無料化し、既に行っている18歳までの医療費無料化と併せて子育て支援の三本柱を決定し、新年度当初予算に盛り込んだそうです。これも少子化対策の一つだそうです。

本町でも、保育園等で第2子以降の保育料免除等の取り組みも新たに考えられておりますけれども、このようなソフト面の支援拡大で定住人口を引き寄せようというアイデアは現在の小山町としては、ほかに持っておられないのか。お尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 今、高畑議員が言われた視点で、平成28年度におきましては、少子化突破対策の観点から、移住・定住を促進する上からも、町内の人口減少を減らすために、まず、結婚が遅くなって出生率が低くなっている、そういったところの視点にまず切り込むために、更に婚活事業と申しますか、縁結び事業を推進してまいります。併せて、結婚、出産、子育て、育児、そういったものの切れ目のない支援ということで、引き続き出産祝い金も取り組んでまいります。更には、先ほど言われたように、保育園、幼稚園の無償化についても取り組んでいく。そうしたものをワンパッケージにした政策を町の内外に発信して、シティープロモーション活動を通じて首都圏へ情報を発信して、小山町の子育て世代の皆さんのサポートをする町だということ強くアピールしていきたいと考えております。

○4番（高畑博行君） それでは、1件目の最後の質問です。

かつて本町でも1年だけ行い、大変好評だった住宅リフォーム助成制度を再び再開し、今の住居に住み続けてもらう方策をとったり、疲弊した商店街を活気づかせるために、商店に特化した商店リフォーム助成制度などをやってみることも、人口流出防止につながると考えます。商店リフォーム助成制度は、実際にやっている自治体もあります。私は、好調なふるさと納税の活用なども視野に入れながら、小山町の魅力をアピールして、これらの定住促進策をやってみたらいいのではないかと考えているのですけれども、これらの導入は全く考えておられないのか伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 住宅リフォーム助成については、平成23年度に、円高・デフレ対策のための緊急経済対策事業として、町内商工業者への受注機会の拡大を目的に、まさに

緊急的に実施いたしました。

商店に特化した商店リフォーム助成制度の導入については、現在設けている制度といたしましては、小山町小口資金融資促進利子補給金制度があります。一般的に、収益事業を行うものに直接的な補助金を交付することは困難であるため、利子補給制度や税制の優遇措置を講ずることが行政上の有効な支援策と考えています。

また、住宅のリフォームや商店のリニューアルについては、史上最低の金利水準であることから、この機会に実施されることが期待されております。

現在、町では、空き屋対策の課題を解決するために、空き屋のスクラップ事業やリノベーション事業の助成制度を、地方創生加速化交付金を活用して実施することを検討いたしております。その中で、議員から御指摘のありました住宅リフォームや商店に特化した商店リフォーム制度についても、人口急減対策の観点から、町での起業・創業を希望される移住者向けの制度の導入について幅広く検討させていただきたいと考えております。

**○4番（高畑博行君）** いずれにしても、定住人口増加策については、宅地分譲をし、移住促進を図っても、そのときだけの一過性のもので終わってしまうおそれがあります。もちろん、やらないよりはやった方がはるかにいいわけですが、定住人口増加に向けては様々な切り込み口から多角的に推し進めていく必要があります。今後の当局の間口を広げた更なる研究と工夫に期待し、1件目の質問を終わりにいたします。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、手話条例の制定についてであります。

手話を言語として認め、障がい者や健常者に普及させることなどを盛り込んだ手話条例を整備する動きが全国各地で進んでいます。鳥取県が全国で初めて2013年10月に制定して約2年半になり、この4月で33区市町が施行の運びで、検討している自治体を加えると40自治体を超えるということです。我が静岡県では、富士宮市が4月1日に施行、浜松市や県もその方向だということです。

これだけ広がってきた背景に、平成11年の障害者基本法改正や平成14年の障害者権利条約批准があるとされています。実際、条約施行をきっかけに、13自治体で関連予算が増え、5自治体が本会議や首長会見を手話でホームページ上に流す取り組みなどを始めたそうです。

そこで、条例制定まで至った自治体が少ない本県の先駆けになるように、本町での手話条例の制定に向けた検討をすべきと考え、質問いたします。

まず、町長にお聞きします。2015年、2016年にかけて、各自治体の条例施行の動きが活発なわけです。既に施行している自治体と検討中の自治体を合わせると40自治体を超えるわけですが、手話を言語として認め、障がい者や健常者に普及させることは意義深いと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

**○議長（米山千晴君）** 答弁を求めます。

**○町長（込山正秀君）** 高畑議員にお答えいたします。

障害者の権利に関する条約が平成18年に国連総会において採択され、我が国では平成26年に批准しました。

町においては、聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を推進するとともに、聴覚障がい者への理解を広めるため、手話奉仕員養成講座を実施するほか、手話通訳者派遣事業に取り組んでおります。

また、平成26年小山町議会9月定例会では、議員発議により、手話言語法（仮称）制定を求める意見書が可決、採択され、小山町議会として国に意見書を提出されております。

このような中で、手話条例の制定につきましても、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及促進を進めるため、近隣の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をいたします。

町内には、程度の差こそあれ、聴覚障がいをお持ちの方はどの程度おられるのか。担当課では把握しておられるのでしょうか。その数がわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 町内で聴覚障がいをお持ちの方は、2月1日現在、46人です。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 次に、町内で行われる講演会や各種行事で、手話通訳さんが立たれる件数はどれくらいあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 町が関わった講演会等で手話通訳を行ったものは、平成27年度では、合同開催をしました産業祭・ふれあい広場をはじめ、社会福祉大会、御殿場・小山自立支援協議会講演会の3件であります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 町内在住の手話通訳さんの数は何人おられるか、把握しておられたら教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 手話通訳者は、全国手話通訳者統一試験合格者のうち、静岡県認定の手話通訳者で、町内在住の方ではありませんが、町の手話通訳者派遣事業登録者台帳に登録されている方が12名おります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 先進自治体の一つである北海道石狩市では、救急や教育現場で手話の普及が進み、行政だけでなく、民間の意識も変わり始めたと言います。

現場でどう変わったかという消防の例を一つ挙げます。それは救命救急の現場で、どうしました

か、おなかが痛いですといったような会話を手話やわかりやすいイラストを使って聴覚障がいの方とコミュニケーションをとる実践です。石狩市の消防は、2014年の条例施行をきっかけに手話研修を開始。石狩消防署では、昨年4月から1回30分の研修を定期的実施し、昨年6月は9回開いたと言います。緊迫した現場でも意思疎通できるレベルが目標だと言います。

これらの取り組みが進めば、聴覚障がい者の救命救急に関しても大いに前進するわけで、条例制定前でも実施可能と考えるわけで、御殿場、小山の消防署もこのような取り組みをすべきと考えます。ただ、この領域は広域行政の分野ですので、広域行政組合議会での議論に委ねるとして、手話講習の拡大について、担当課の立場としてはどうお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 手話講習としては、御殿場市、裾野市、小山町の2市1町合同で、手話奉仕員養成講座を開催しております。これは、厚生労働省手話奉仕員講座に対応した手話講座で、手話通訳士への第一歩となる講座です。

救急救命の現場では、言葉が出ない場合でも状況を伝えることができるようなカードを利用しておりますが、手話も意思疎通を図る有効な手段であることから、講座の募集に当たり、積極的にPRしながら受講促進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

本年度一般会計予算書の障害者福祉費手話奉仕員養成講座負担金を見ると、予算額はわずか5万1,000円しか計上してありません。この額が全てを物語っていると私は思います。もし本年度中は無理だとしても、講習の拡大や手話奉仕員の育成拡大の具体化を図っていくべきと考えますが、予算額増額と併せてどうお考えか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 予算の手話奉仕員養成講座負担金5万1,000円は、2市1町で行う手話講座の講師関係が主なものであります。今年度の手話講座は、入門編としまして、5月17日から9月27日まで18講座3講義を行うものであります。予算にはありませんが、講座の募集等のチラシ、これを役場の方で印刷しまして、全戸配布する等、受講促進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 次に、教育現場での普及についてです。

鳥取県は、手話ハンドブックと名づけた学習教材を作り、小中高など約240校の約7万6,000人に配布、手話で歌やダンスを披露して表現力などを競う全国高校生第1回手話パフォーマンス甲子園も開いたと言います。また、石狩市立小中学校の授業でも、手話を学ぶ機会は増え、市が講師を派遣する講座の受講生は約3,600人となり、学年ごとに教材を分けたプログラムも整備中と言います。

聴覚障がいをお持ちの人に手話でコミュニケーションをとることは、相手の立場を思いやった優

しさを育てることに通じます。それは必ずいじめ防止策にもつながるものだと私は考えます。教育現場では、総合的学習の時間等を活用すれば手話の普及は不可能ではないと考えますが、教育長のお考えを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 高畑議員にお答えいたします。

現在、学校教育においても、ユニバーサルデザインの考え方は重視されており、障がいを持つ方への理解を深め、ともに生活することについて取り組んでいるところでございます。

この理念のもとに、手話に関する興味や関心、更に理解を深めることは大いに意義があると考えております。

さらに、2020年に東京パラリンピックの開催もあることから、障がいを持つ方への理解を深め、共生を図っていく絶好の機会とも考えております。

したがって、これからの教育は総合的な学習の時間はもとより、学校教育のあらゆるところで取り組んでいく必要があると考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） いずれにしても、手話条例の整備をすることは決して悪いことではないですし、逆に聴覚障がいの方にとっては大変ありがたい動きなわけですから、ぜひ当局は前向きに研究し、検討していただきたいと思います。このように思います。

また、消防や教育現場では、条例制定前であっても、できることがあれば積極的に取り入れていただきたいと思いますという希望を述べて、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、7番 渡辺悦郎君。

○7番（渡辺悦郎君） 本日は3件の質問を一括質問にて行います。

まず、ふるさと納税についてであります。

本町も昨年9月から開始し、約半年が経過いたしました。昨年12月末までが平成27年の税控除の対象となり、また、マスコミも大きく取り上げたことと、インターネットで簡単にでき、返礼品も様々なものがあるとのことで、全国的にふるさと納税が増えたと聞いております。

本町でも年末までに全国から約7億9,000万円が寄附されたと聞いております。この制度を利用された方々は、小山町に様々な期待をし、寄附を行い、返礼として町の特産品等を手に入れることができるメリットによるものと感じております。

それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まず、使途目的は大きく5項目ありますが、それぞれの優先事業について、どのような判断で、どのように考えているのか伺います。

次に、現状の使い道区分を増やしたり、細分化することで、納税者等にわかりやすく、額も上がった自治体もあると聞いております。

2番目の質問です。納税者が寄附金の使途を選択する区分について、今後、今までと異なる使途

を考えているのか伺います。

次に、この制度の納税者、寄附者にとって、返礼品が目的とする方も数多くいると考えます。本町でも、小山町を選んだ理由の大半が返礼品となっていると聞いております。

返礼品として、物だけでなく、短期滞在型体験もあると考えます。特に団塊の世代がリタイアし、時間をどのように過ごすのか。また、若い世代が訪れて、小山町の魅力を体験するとともに、交流人口の拡大につながり、また町内の産業、特に農林業の振興につながるのではないかと考えます。

伺います。返礼品として、農林業の体験ツアー等を考えているのか伺います。

次に、定住促進のための方策についてであります。

昨年実施された国勢調査によりますと、全国的に、また県内でも減少が加速し、本町でも予想以上の減少となってきております。町でも、去る19日、本会議において議決された第4次小山町総合計画後期基本計画2016～2019の基本構想でも述べておりますが、人口減少の歯どめとなる施策が必要と感じております。

我が国では、高度経済成長期ころから核家族化が進み、現在に至っております。小山町でも多くの方々が高齢者世帯、壮年世帯、若者世帯がそれぞれ別に居を構えている現状があります。町も中学校まで医療費無償化を地域でも先行的に導入し、また平成28年度から幼児保育などに新施策を導入しており、頑張っているところであります。

振り返ってみますと、高度成長期当時は若者世帯へ配慮したことで核家族化が進展して現在に至っております。現在、問題となっている介護の問題や幼児・児童の問題、待機児童や放課後児童クラブ等の問題を緩和し、人口減少の歯どめの一つの方策として、3世代同居、または同じ敷地内でも可ですけれども、3世代同居世帯に対する優遇施策が考えられますか。町長の考えを伺います。

次に、少子化に伴う教育体制についてであります。先ほどから人口減少の歯どめということで質問いたしましたが、少子化の進む中、地域から幼児・児童・生徒が減少していることに憂慮しております。町内でも地域格差が発生し、減少傾向の成美、明倫、足柄校区では、平成28年度の入学予定者がようやく2桁を確保できる状態と聞いております。

この種の発言をすると、即、統廃合とかの話題になってしまいますが、その前に現状を分析し、地域との話し合いを進め、問題を解決しなければなりません。数年でできる問題ではなく、長期的スパンで考えなければならない問題と考えております。

県も新年度に幼児教育推進室を新設し、就学前教育を充実する方向で進めていると聞いております。小山町でも、小一問題がないとも言えません。子育て世代の保護者から、安心して子どもが産め、育てる環境を整えてほしいとの声が数多く聞こえてまいります。

具体的な質問をさせていただきます。

1学年1学級を維持していくために、最低限必要な児童生徒数は何人か。小学校、中学校についてお答え願います。

次に、少人数学級のメリット、デメリットをどのように考えているのか伺います。また、少人数

学級でも、より良い教育体制を保持するための施策を伺います。

次に、各地でも様々な理由で小中一貫校が開設されております。児童生徒数の減少によるため、費用対効果と教育の質を上げるため等、理由を掲げております。私は、一言で言うと、メリット、デメリットあると思いますけれども、規制の中で目新しい教育を目指しているのではないかと察しております。町内で小中一貫校の計画はないのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

最近、町内におきまして、3世代同居世帯住宅の建設が相次いでいます。また、実家の隣接地等の近居住宅の建設も見受けられます。

3世代同居を推進することは、結婚、妊娠、出産、育児に対する子育て世代の不安や負担を軽減し、少子化対策にもつながるとの指摘もあります。また、子育て世代を担い手とした親世代の介護が自助で行われることにより、介護費の抑制などの高齢社会対策にもつながると言われております。こうしたことから、国では3世代同居の推進に向けた現行制度の拡充策や、税制面での優遇措置等が検討されております。

そうしたことを踏まえ、3世代同居や近居について、今後、国の政策動向を注視しつつ、当面は現行の定住促進助成金や個人住宅取得資金利子補給金制度等を活用していただき、3世代同居について引き続き支援していきたいと考えております。

なお、その他の質問につきましては教育長、関係課長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） ふるさと納税の現況と使途及び今後の展開についてのうち、はじめに、使途目的の5項目について、それぞれの優先事業をどのように考えているかについてであります。昨年9月から、本町にふるさと寄附をされた方に返礼品を贈呈することといたしましたが、寄附をしていただく方には、小山町を金太郎のような元気な町にするため、5つの取り組みから寄附金の使い道を選択していただいております。

まず1つ目は、町長のマニフェスト、金太郎大作戦にあります、雇用と賑わい創出、人口増対策、福祉充実を実現するための事業に充てること。

2つ目は、世界遺産富士山を訪れる人のために、ビューポイントである誓いの丘など、富士山を生かしたまちづくりを進める事業に充てること。

3つ目は、金時公園などを整備する金太郎のふるさとづくり事業に充てること。

4つ目は、豊門会館・森村橋などの登録有形文化財等を保全、活用するための事業に充てること。

5つ目は、小山町のまちづくりのために幅広く活用するということで、指定なしであります。

少し前になりますが、先月、2月18日現在、ふるさと寄附申し込み合計額が約8億2,100万円のうち、最も多く選択されている使途目的は、先ほど申し上げました5つ目の幅広く活用するが約3億

6,800万円、45.4%となっており、2番目に多いのが、富士山を生かしたまちづくりに対し、約2億2,600万円、27.9%となっております。

寄附の募集に当たりましては、先ほど申し上げた5つの使い道の中で、金時公園の整備や豊門会館及び森村橋の改修などを例に挙げ、募集しております。したがって、基本的にはそれらの事業を優先的に行うこととなりますが、ふるさと寄附の使途目的に係る事業においても、本町のまちづくりの指針である第4次小山町総合計画の後期基本計画に基づき実施していくことになります。

次に、納税者が選択する寄附金の使途について、今までと違う使途を考えているかについてであります。現在のところ、寄附の使い道を変更することは考えておりませんが、今後、施策を展開していく上で、必要が生じた場合には、寄附者の方に御納得いただけるような追加、変更等をすることも検討してまいりたいと考えております。

次に、返礼品として、農業や林業の体験ツアーを考えているかについてであります。農業、林業の体験ツアーは、小山町の賑わいの創出や交流人口の拡大に寄与するものと考えております。返礼品として実施し、効果を上げるためには、年間を通じていつでも受け入れできる体制や、イベント型の体験であるなら募集期間を限定にするなど、課題があると考えられます。農業、林業の体験ツアーについては、受け皿となる実施主体や募集方法等を今後十分に研究して取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 渡辺議員にお答えいたします。

はじめに、少子化に伴う教育体制についてのうち、1学年1学級を維持するために必要な人数についてであります。学級編成の人数は法律で基準が定められており、その基準人数を下回ることが見込まれるときに、複式学級の編成を検討していくことになります。具体的な人数は、1学年8人以下かつ連続する学年が16人以下であり、この人数が最低限必要な児童数、生徒数であると考えられます。

次に、少人数学級のメリット、デメリットについてであります。少人数学級のメリットとして考えられることは、個に応じた丁寧な学習指導や生活指導がしやすいこと、集団規模が小さいので、けんかやいじめが起きにくいことなどがあります。

デメリットとして、競争意識が育ちにくいなどと言われるところではありますが、競争が必ずしも子どもの心を良くするとは限りません。子ども達がそれぞれ目標を持ち、それに対して頑張っていくことが大切なことであり、少人数学級ではそれを見届けられる良さがあると考えております。うさぎと亀の童話にもありますように、相手に勝つことだけを目的としてしまうと、本当の心の強さは養えないのではないのでしょうか。そんなふうを考えております。

このように、少人数学級に大きなデメリットがあるとは考えておりませんが、多くの子ども達との交流や連携も大切なことであります。したがって、教育課程を作る際にも、小学校同士、中

学校同士の交流活動を積極的に設けているところであります。

次に、小中一貫校の計画についてであります。県内のある町では、各学校の人数が非常に少ないため、授業によっては1か所に集まって活動する方法を取り入れております。ここまで少人数であっても学校を残すということは、学校がその地域の拠点であることを示している良い例であると思っております。

本町も小規模校の良さを生かし、小学校同士の交流、小学校と中学校の交流を新たに企画しているところであり、より一層、小規模校であることを生かした学校教育に取り組む必要があると考えております。したがって、小学校、中学校の一貫校の計画については慎重に検討すべきものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 再質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税寄附についてでございます。当局が様々な角度から多くの研究をされ、わずか半年余りで8億円以上の納税寄附を集められたことはすばらしいこととあります。しかし、返礼品の多くが企業からの商品であると聞いております。予算質疑でもある議員が、より多くの地場農産物を継続的に提供できる体制を作れないかと発言しておりました。そのことが地域振興にとっても必要だと認識をしております。

収穫品はその年の気候等に左右されることも十分承知しております。また、答弁にあったように、関係諸団体との調整等も大変だと思いますが、ただ単に返礼品に終わらすことなく、季節による農林業体験、例えば田植えや稲刈り、またタケノコとり、トマトの収穫等の作業を通して、小山町の産品の知名度を上げ、農林業振興に結びつけていただけたらと考えます。再度答弁を願います。

次に、3世代同居、近居についてであります。小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略、富士山金太郎未来タウン構想の実現に向けて、人口の減少は、労働力の減少や商店等の生活利便施設の減少など、地域経済や町民生活に深刻な影響を及ぼすことから、人口減少対策は喫緊の課題であると述べられております。答弁で、このような住宅の建設が相次いでいるとございました。このような傾向を一層加速し、定住人口を確保すべきと考えます。

同居、近居の現状について伺います。わかる範囲で結構です。近年の新築家屋数と同居、近居の概数がわかりましたら教えていただきたいと思います。

次に、町が現在計画している住宅用分譲地にこのような住宅が建てられるような区割りを考えているのか伺います。

次に、少子化に伴う教育体制についてでございます。先ほどの答弁で、うさぎと亀の童話を引用され、わかりやすい答弁をいただきました。ありがとうございます。その中で、町内の学校でも学校同士の交流を設けているとのことでございました。

現在、町内の小学校、中学校の交流について伺います。どのような活動をどのぐらいの頻度で行

っていらっしゃると思いますか。中学校、小学校に分けてお答えください。

小中一貫校について、現状では一貫校については考えていないと受けとめました。では、一貫校のメリット、デメリット、また検討すべき事項がございましたら伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時19分 休憩

---

午後 2 時29分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと寄附の返礼品に農林業体験などを入れていくことについてであります。農林業振興にもつながることを考えておりますので、農林課や関係者等とも連携し、受け入れ体制及び募集方法等について検討し、取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 3世代同居と近居についての再質問にお答えさせていただきます。

まず、近年の新築家屋数ですが、手持ちの資料で3か年分でございますが、静岡県が発表しております新規の住宅着工件数から数字を拾いますと、平成25年分、1月から12月で58件、平成26年が90件、平成27年が97件の新規の着工件数となっております。昨年の97件は、私の記憶ですと、過去10年の中では最多件数となっております。

次に、3世代同居あるいは近居の概数についてなんです。3世代同居だとか近居についての統計資料がございませんので、大変恐縮ですが、私の主観的な印象で申し上げますと、須走の緑ヶ丘で3世代同居が1件、大胡田のヒルズ・ギンキョウで1件、クルドサック16で2件が最近3世代同居住宅として新築がされております。近居につきましては、小山町売りたい・貸したい不動産バンク、あるいは先ほど言った3地区の分譲地の中でも、非常に実家に近いところということで土地を購入されている方が多くあります。

次の質問で、町が今、計画している分譲地で3世代の同居住宅用地を考えているかということですが、通常、小山町の宅地造成では大体60坪、200平米を標準区画としております。そうはいつても、議員御指摘のとおり、3世代同居等も念頭に入れて、これから造成します用沢、優良田園住宅で計画しておりますわさび平におきまして、3世代同居が可能となるような造成をしていきたいと思っております。なお、3世代同居となりますと、坪数といたしますが、延床面積が大きくなります。また、それぞれの車台数も多くなりますので、当然広い区画が必要となってくると思っておりますので、3世代同居の造成ができるよう、誠意を持って誠実に対応していきます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 渡辺議員の再質問にお答えします。

少子化に伴う学校の体制のあり方ですが、まず1つ目の、現在、交流はどのくらいかということですが、小学生の方の交流、明倫小、成美小、足柄の子ども達につきましては、一緒に一度活動したということがあります。ただ、修学旅行等は一緒にいつも行っています。来年度につきましては、これを年間3回、子ども同士と一緒に学ぼうということを実施する計画でいます。教員の方は、月一で学年打ち合わせというか、それぞれの小学校の先生が集まって、現状について話し合う機会を設けるようにしています。

2番目のどのような活動をしているのかということですが、小中の交流の中では、挨拶を中学生が小学校に行きに行くとか、それから読み聞かせ活動をやるのかなどしています。または小学生がもちろん中学に行き、コーラスというか、中学生の合唱を聴くという機会も持っています。

それから、小中の方の交流では、今、指定校でこの研究を進めていただいていますので、平成28年度は北郷小学校が指定で、これらを一緒に発表する予定でいます。次年度からは須走の方へ移る予定でいます。

それから3つ目ですが、小中一貫校のメリット、デメリットについてですが、メリットは、子ども達が1年生から9年生までということの見通しがあるかもしれませんが、中一ギャップをなくすというメリットはあるかもしれませんが、教員数がぐっと減らされてしまうという大きなデメリットがありまして、連携をすることに良さを感じています。ですから、今後も、今、お話ししましたように、今年度は北郷小学校で行いますが、その小中の連携を生かして、子ども達を少人数の中でいかに育てていくかということをもっと発表していきたいと思っておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

どのような活動の中で、中中、要するに中学校同士の活動もありまして、部活動の交流をいたしました。でも、これにつきましては、なかなか地域が余りにも遠くあり過ぎまして、非常に時間的なロスも大きくて、非常に改善が必要とされて、またこれから研究していくところです。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 今の教育長の答弁に対しての再々というか、私の思いも入らせていただきます。

今回の質問は、本意というのは、少人数学級とか小規模校への賛否ではありません。答弁にございましたように、メリット、デメリットがございます。児童数、生徒数が減少していく中で、より良い効果的な教育を行うには、地域、保護者、教育委員会を含む教育者が同じ土俵にいないと考えると考えております。規制の中で目新しい教育を目指す時期に来ているのではないかと考えております。

少人数学級の教育を受けさせたいために本町に転入された方、また、多くの生徒の中で教育を受けさせるために本町から転出された方、両方の方から声を聞きました。そうしますと、保護者と教育委員会を含む教育者との話し合いが持たれているのかどうか、疑問に感じたからであります。学校運営について、地域や保護者と意見交換があったのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 渡辺議員にお答えします。

保護者との話し合いがあったのかということですが、その都度の話し合いなどはありませんが、長期的に見て、教育委員会が集めて、小山町の教育のあり方については話し合いを持っております。それにのっかって今現在進めているところです。

○7番（渡辺悦郎君） 以上をもって一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 質問に先立ちまして、過日、議場において私は不適切な発言をし、皆様方に不快な思いをさせたことを深くおわび申し上げます。

今日は1件3項目についてお伺いいたします。再度のことですが、町の財政運営について質問させていただきます。

さて、町を運営していくということは、当然、町民の福利向上を願っていくことが第1点だと思います。教育、医療、福祉、土木、交通、災害など、十分な対応がされ、日々安心と安全の中に暮らせる、そういう世の中を作っていくということが政治の主たる思いだと思います。

幸いにして、町はここ数年、大きな災害もなく、穏やかな日々が続いています。しかも、世の中は景気も戻りつつあると聞いております。

しかしながら、私どもには一向にその実感がありません。なぜでしょうか。町の税収を見ても、それがわかります。基本となるべき町税が平成28年度予算では前年度比1.1%の減収で、マイナス4,258万円、平成27年度当初予算では平成26年度より8,070万円の減収でした。2年で1億2,328万円の減収になります。これでは、町に景気が戻ったという実感がわからないのも当然であります。

かつて町は健体康心というまちづくりをスローガンに掲げました。それがいつの間にか消え、金太郎のような元気なまちづくりに変わりました。町民を鼓舞するにはとても良いスローガンだと思います。確かにスポーツ面において幾多の名選手を出現し、また、県の駅伝大会や中学生の野球大会にも上位に名を連ねております。

それでも、町に活気と明るさがないのはなぜでしょうか。私が町を歩き、多くの人々に尋ねられるのが、小山は大丈夫かというものです。そういう中で一番聞かれるのが、町の財政運営のあり方でございます。

町は今、財政の健全化に向けてどのように取り組んでいるかをお聞かせください。現在は平成27年度中の予算を執行している最中です。まだ終わっていませんが、税の収納率を聞くこと、多少不

適切だと思いますが、どのようになっているのでしょうか。かつてより小山町は県下で一、二の収納率を誇ってきました。3位などは私は聞いたことがありません。近年の実績を含めて教えてください。

このことについて、私は、これらは全て町民の勤勉さと誠実さの表れだと思います。本当に誇っていいことだと思います。だからこそ、使う側にはより一層気を締めていくことが肝要だと思います。

次に、町の起債残高、すなわち借金についてお伺いします。小山町のホームページを見ますと、現在、97億円が起債であると出てきます。1万9,300人の現在の人口からしますと、1人が50万円強の借金を背負っていることとなります。一度、事があつたら財政調整基金にてそれを充当していかねばなりません。これらを含めて、小山町には積立基金として16本の基金があります。この総額を教えてください。かつては、この基金の全てが17億円以上あつたときもありました。しかしながら、平成26年度においては総計で5億9,300万円ばかりです。これについてお答えください。

さて、私たちは数年前、高橋宏町長のときに、自主自立を政策の柱に掲げておりました。これは、財政力指数1.0化を目指すことでありました。町としても、とても誇れることでございます。現在の財政力指数は県下でも決して悪くありません。平成26年度では0.951までありました。しかし、今年の見込みでは0.916までわずかながら下がると予想されています。

現在の増収見込みはふるさと納税にかかっております。これを増収に見込むには、余りにも不確実な要素を含んでいると、また持続可能とは言い切れません。こうした場合、民間活力の導入こそが第一だと思いますが、町はそれさえも遮っています。更に、担保物件でさえ借金までして買収しようとしています。どこに健全化の努力があると言えるのでしょうか。

余談になりますが、かつての町は1.0以上、平成12年頃まで続けてまいりました。これは町として誇るべきものでございました。町は常に高い道德性と自主自立の矜持をを持っていくことが私は肝要だと思っています。

町の中期計画には、平成28年度、平成29年度、町債の残高が増加するとありました。借金には利息がかかります。そこまでする事業にはどのようなメリットがあるのでしょうか。将来負担率は今や県下一番です。

さて、最後の質問に入ります。私の12月の質問に対して、総務課長は一定期間を置いて単年度ならば赤字でも良いと答弁されました。この答弁は非常にわかりにくい。そういうことで、また、真面目に税金を納めている方々に大変に失礼だと思います。町民の心を踏みにじるもののようにも聞こえます。

借金について言えば、現在97億円の借金も、1年放置すれば1億9,000万円ばかりの利息がつきます。具体的、論理的に御説明ください。

以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○会計収納課長（後藤雅幸君） 菫田議員にお答えします。

再び町の財政運営について問うについてのうち、平成27年度の税の収納率についてであります。本年2月10日現在において、調定額に対して、現年課税分、滞納繰越分を合わせたの収納率は町税全体で81.7%であります。その内訳として、個人町民税は78.4%、法人町民税は99.6%、固定資産税は79.7%、軽自動車税は99.5%、町たばこ税及び入湯税はともに100%であります。

町税全体の収納率の近年の状況でございますが、平成23年度は97.0%で県内で2位、平成24年度は97.4%で1位、平成25年度につきましては97.2%で2位、そして昨年度の平成26年度につきましては97.6%で第1位という実績でありました。本年度も昨年度以上の数値目標を掲げ、徴収の強化に努めるとともに、収納率の向上を目指しているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 菫田議員の2問目の質問の再び町の財政運営について問うのうち、現在までの起債残高及び基金の総額についてであります。平成28年1月末日現在の起債残高は78億2,023万6,086円、同じく1月末日現在の基金総額は5億4,757万5,942円となっております。

次に、財政力指数1.0化への努力をしているかについてであります。財政力指数は基準財政需要額と基準財政収入額から算定されます。財政力指数を上げるためには、基準財政収入額、こちらを増やす必要があります。基準財政収入額を増やすためには税を増やす必要があります。そのため、町では法人町民税等の増額を目指し、内陸のフロンティアを拓く取組を推進し、積極的に企業誘致に取り組んでいるところであります。

次に、単年度収支についてであります。12月議会でも答弁させていただいたとおり、単年度収支は一定の期間を置いて赤字になるのが健全であると認識しておるところであります。

具体的には、町民から税金を1万円いただき、9,000円を使ったとしますと、1,000円の黒字となります。その翌年度以降も単年度収支を1,000円の黒字にしていくためには、町民から同様に1万円をいただくものとする、使える金額は9,000円ということになります。これを毎年繰り返していくと黒字が貯まる一方になるわけで、累積の黒字額は10年で1万円となります。

こうした状況は、納税に応じたサービスができていないというふうに考えるところであり、ある年度では累積した黒字額を活用し、住民生活の向上に取り組むことが必要であると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（菫田豊造君） 1点だけ再質問させていただきます。

小山町の中期財政計画の図表を見ますと、平成28年度、平成29年度は起債残高が増えますと出ています。そうすると、公債費比率も上がってくると思えますけれども、財政調整基金は右肩上がりです。当然、増収増益がなければ、このような右肩上がりの数字が出てこないと思えます。どのような錬金術があるのか。それについてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 菌田議員の再質問、中期財政計画の再質問についてお答えいたします。中期財政計画は財政的見地から策定しているものでございます。投資的経費等の計上により、中期的な財政支出を推計することで健全な財政運営を堅持し、限られた財源の有効な運用を図るものであります。目的といたしましては、1つ目に、総合計画及び総合計画の実施計画に掲げられている各種事業を実施するための財源的裏づけとすることと、2つ目といたしましては、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金を計画的に積み立てることを目的としております。

中期財政計画は毎年3月に策定しておりますが、昨年の計画におきましては、財政調整基金の積み立て目標を4億円と設定いたしまして、厳しい財政状況の中ですが、毎年度計画的に1,500万円を積み立てることとしております。

菌田議員の再質問において、増収増益との御質問でございますが、自治体にとって増収増益は、自主財源であります町税の増額であります。中期財政計画の中では、町税の大幅な増額を見込むことはできておりませんが、現在、町が進めて推進中であります三来拠点事業が完成いたしまして、企業が工業団地に進出することにより、新たな雇用が発生し、また定住人口が増加することにより、固定資産税あるいは法人、個人の住民税等の町税が増加するものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） ありません。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月16日水曜日 午前10時開議

議案第16号から議案37号までの22議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。続いて、請願に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時58分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴  
署 名 議 員 佐 藤 省 三  
署 名 議 員 鈴 木 豊

平成28年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成28年3月16日(第5日)

召集の場所 小山町役場議場

開会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	3番	鈴木 豊君
	4番	高畑 博行君	5番	藺田 豊造君
	7番	渡辺 悦郎君	8番	梶 繁美君
	9番	池谷 洋子君	10番	込山 恒広君
	12番	池谷 弘君	13番	米山 千晴君
欠席議員	2番	佐藤 省三君	6番	阿部 司君

説明のために出席した者

町長	込山 正秀君	副町長	田代 章君
副町長	室伏 博行君	教育長	天野 文子君
企画総務部長	小野 学君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教育部長	田代 順泰君
町長戦略課長	長田 忠典君	総務課長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君
税務課長	池田 馨君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	米山 民恵君	防災課長	後藤 喜昭君
建設課長	岩田 芳和君	商工観光課長	山本 智春君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	池谷 和則君
生涯学習課長	大庭 和広君	総務課長補佐	渡辺 辰雄君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 3番 鈴木 豊君

閉会 午後 1時55分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第16号 町道路線の廃止について
- 日程第2 議案第17号 町道路線の変更について
- 日程第3 議案第18号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第19号 小山町行政不服審査法施行条例の制定について
- 日程第5 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第21号 小山町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第22号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第23号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第9 議案第24号 小山町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第26号 小山町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第27号 小山町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算
- 日程第14 議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第16 議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第19 議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第21 議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第22 議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算
- 日程第23 請願第1号 所領区スクールバスに関する請願
- 日程第24 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明

追加日程第2 同意第1号 小山町教育委員会委員の任命について

追加日程第3 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命について

追加日程第4 議案第38号 工事請負契約（変更）の締結について

「平成27年度社会資本整備総合交付金事業 町道1063号線道路改良工事」

追加日程第5 議案第39号 工事請負契約（変更）の締結について

「平成27年度町単工事 町道1478号線（向井田橋）橋梁整備工事」

追加日程第6 議案第40号 工事請負契約の締結について

「平成27年度用沢宅地造成工事」

追加日程第7 議案第41号 訴えの提起について

追加日程第8 議案第41号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

追加日程第9 発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

追加日程第10 発議第2号 活火山防災対策の強化を求める意見書

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司議員並びに佐藤省三議員は本日の会議を欠席する旨届け出がなされておりますので御報告します。

ただいま出席議員は10人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。こども育成課長及び農林課長は、公務のため本日の会議を欠席しておりますので、報告いたします。

---

日程第1 議案第16号 町道路線の廃止について

日程第2 議案第17号 町道路線の変更について

日程第3 議案第18号 町道路線の認定について

日程第4 議案第19号 小山町行政不服審査法施行条例の制定について

日程第5 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第6 議案第21号 小山町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定について

日程第7 議案第22号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第8 議案第23号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

日程第9 議案第24号 小山町部設置条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第25号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第26号 小山町税条例等の一部を改正する条例について

日程第12 議案第27号 小山町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第16号から日程第12 議案第27号までの12議案を一括議題といたします。

それでは、2月19日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） ただいまから、2月19日、総務建設委員会に付託された10議案について、審議の経過と結果を御報告します。

3月8日午前10時から会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長及び課長補佐等、また、議会から議長立ち会いのもと、委員4名が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第16号 町道路線の廃止について、議案第17号 町道路線の変更について、議案第18号 町道路線の認定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 小山町行政不服審査法施行条例の制定についてを報告します。

委員から、具体的にどういう方が審理員になるのか。との質疑に。

その処分に関与していない役場のほかの課の課長補佐以上の職員を想定しています。先日、課長補佐以上の職員を対象に、審理員としての研修を実施したところです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 小山町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、近年多発している消費者被害を防止する意味で大変重要な条例だが、小山町消費生活センターは常設組織か。また、相談員の目途はあるのか。との質疑に。

小山町消費生活センターは、総務課暮らし安全班の中に常設しており、相談等は役場1階の相談室で対応しています。相談員は、資格者が最優先で想定されていますが、町ではそれに加えて資格のない者であっても、知識、経験、実績のある者を相談員とすることができると規定し、現在の相談員も研修を重ねています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第24号 小山町部設置条例の一部を改正する条例について、議案第25号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、小山町で、実際に分割納付をしている人はどのくらいいるのか。との質疑に。

小山町で、現在、誓約等による分納の件数は、徴収嘱託員による臨戸訪問が約120件、自主納付を

している者等が約100件です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第26号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された10議案の審査の経過と結果について、委員長報告とします。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、2月19日、文教厚生委員会に付託された2議案について、審議の経過と結果を御報告いたします。

3月9日午前10時から会議室において、当局から町長、副町長、教育長、関係部課長、専門監及び課長補佐等、議会から議長立ち会いのもと、委員5名が出席し、審査を行いました。

議案第23号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、議案第27号 小山町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された2議案の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第16号 町道路線の廃止についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第17号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 小山町行政不服審査法施行条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号 小山町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第24号 小山町部設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第10 議案第25号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第26号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第27号 小山町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算

日程第14 議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第15 議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第16 議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第17 議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第18 議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計予算

日程第19 議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算

日程第20 議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第21 議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第22 議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算

○議長(米山千晴君) 次に、日程第13 議案第28号から日程第22 議案第37号までの平成28年度予算に係る議案10件を一括議題とします。

それでは、2月29日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長(遠藤 豪君) 2月29日、総務建設委員会に付託されました平成28年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算6件の審査を行いました。

はじめに、議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算を報告します。

委員から、歳入予算のふるさと寄附金について。平成28年度10億円の予算が計上され、非常に大きなウエイトを占めている。平成27年度の返礼品の上位の品と金額、今後の見込みは。との質疑に。

3月6日現在、1位がアイスクリーム商品券8枚つづり、1億2,154万円のほか、アイスクリーム商品券各種、掃除機や布団クリーナーなどが上位に入っており、寄附金については、今年度並みに推移すると考えています。との答弁がありました。

委員から、自主運行バス負担金が、平成27年度予算から倍増となっている。その理由は。との質疑に。

平成27年10月から実証実験により運行を開始した、小山足柄循環ルート・湯船柳島ルートを引き続き運行するための運行費です。との答弁がありました。

委員から、ユニバーサルタクシー事業の内容と免許証を返納した高齢者のためのタクシー補助等の考えは。との質疑に。

タクシーの町内常駐を目的とし、ユニバーサルデザインに配慮した車両の購入補助や、期間を限定したタクシー利用助成を試行的に実施したいと考えています。また、免許証を返納した高齢者へのタクシー補助等については、現在、予定はありませんが、公共交通会議等の中で将来的にはタクシー利用の支援について検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、森林認証取得のメリットは。との質疑に。

製品を差別化することで、町産材の利用拡大や林業の成長産業化が図られます。また、静岡県森林認証推進協議会も設立され、県等と協力して認証を取得していく考えです。との答弁がありました。

委員から、須走口五合目再整備基本計画策定業務の詳細は。また、富士山世界遺産センターとの協力体制は。との質疑に。

情報提供施設は、環境省と町が協力して設置する方向で検討しています。富士山の自然環境や文化的価値の啓発、登山道の情報提供や避難所機能を持った施設として考えています。富士山世界遺産センターとの連携については、今後検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、足柄駅交流センター基本計画策定業務について、足柄地区住民の計画への関与は。との質疑に。

足柄地域金太郎計画2020策定の際に行われたワークショップで、足柄駅に期待すること等の意見をいただいています。また、現在までの新施設の機能や配置案について、3月中にワークショップを開催し、意見をいただく予定です。との答弁がありました。

委員から、駿河小山駅周辺地区調査業務の調査対象範囲や内容は。との質疑に。

静岡県内陸フロンティア推進区域、駿河小山駅周辺地区の未利用地を中心とした調査です。範囲は駅前通り、健康福祉会館、JR駿河小山駅を含めた30ヘクタールとし、生活と観光の拠点となる駅周辺の地域づくり計画の策定及び事業の可能性調査を、ワークショップ開催等も行い、意見の集約に努めながら行っていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、企業立地振興費の事業用地の詳しい説明を。との質疑に。

平成30年度内の運用開始を目途としている。足柄スマートインターチェンジ及びアクセス道路用地の事業用地のうち、主としてアクセス道路の用地についての用地購入費です。との答弁がありました。

委員から、ふるさと納税返礼品で、大手企業の家電製品等は一度購入したらもうその人はリピー

ターにはならないと私は判断をしている。その点についての考えは。との質疑に。

現在、ふるさと納税の経験者は人口の0.4%程度、寄附額にすると控除額上限を2兆円と見込んだ中で、わずか4%の実績にとどまっているようです。今後、リピーターにも期待したいところですが、平成28年度新たに寄附をする方が、まだいるのではないかと考えています。との答弁がありました。

委員から、ため池耐震計画策定の詳しい説明を。との質疑に。

国の補助金100%で、中島貯水池、棚頭用水池のハザードマップ作成を行うものです。内容は、万一堤体が決壊した場合の氾濫解析を実施し、下流域での洪水到達時間等を算定し、図面上にハザードマップとして表示したものを、地元などへ危険周知を図るため公表します。との答弁がありました。

委員から、公共施設地区内対応事業費について。昨年度と比べ増額にはなっている。しかし、却下される項目も多いと聞いている。地区要望の何パーセント程度が実施できているのか。との質疑に。

要望は提出された時点で地区と町による現場確認を行い、実施に向け優先順位を小学校区ごとに説明し、各地区の理解を得て実施しています。平成27年度は332件の要望のうち163件を実施し、実施率は49.1%です。との答弁がありました。

委員から、豊門会館基本計画策定業務の詳しい説明と豊門公園の整備も地元ボランティアに頼るだけでなく、もっと金も人もかけて整備してみたらどうか。との質疑に。

豊門会館（和田邸）は、文化財的価値がありますので、その部分を基本としながら、豊門会館の利活用を図るための計画と考えています。豊門公園の整備は、今回の豊門会館の計画と合わせて整備することにより、相乗効果が期待できる等の見方があれば、その点も取り入れながら進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、南藤曲団地建設工事について詳しく説明を。との質疑に。

平成28年度から平成29年度にかけ継続費を組み実施します。総事業費を2億5,000万円。そのうち1億円を平成28年度に計上し、社会資本整備総合交付金事業を活用して、木造2階建ての15戸を設計施工一括のプロポーザル方式により計画しています。との答弁がありました。

委員から、都市計画道路大胡田用沢線は、平成28年にどこの場所まで実施するのか。との質疑に。

通称八久保通りを起点とし、町道一色中日向線との交差点までです。ヴィラージュ用沢については、平成28年度の対象区域に入っていません。との答弁がありました。

委員から、都市計画道路大胡田用沢線について、事業の最終年度は。また、地元から、アクセス道路をつくる時に手戻りがないような連結道路を考えてほしいとの要望があったが、その点については。との質疑に。

当面の目途を平成30年度としています。アクセス道路については、現在、沿道区画整理という制度があり、それができるかを検討しています。その他の方法も含め、うまく道路を入れることがで

できればと考えています。との答弁がありました。

その他、合併処理浄化槽・河川水質・林道金時線・ハイキングコース維持管理・文化財保護基金・急傾斜地崩壊防止事業・ゴルフ振興事業交付金について質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第28号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算を報告します。

委員から、下水道使用料は昨年度比2.7%減に対して、一般会計から1億円に近い繰り入れをして運営している。将来見通しは。との質疑に。

下水道事業は、公共用水池の水質保全を図るなど、重要な役割を担っています。今後、下水道使用料の大幅な増収は見込めない中、施設の経年経過を考慮すると、運営は厳しい状況と考えますが、施設の安定的な稼働を確保し、一般会計からの繰出金の削減に努めます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算を報告します。

委員から、用沢とわさび平に宅地造成をするため起債をかけ、用地取得・造成工事をするわけだが、将来の見通し・財政負担についての考えは。との質疑に。

一般会計から繰り入れによる返済の回避を一番の念頭に置いて事業を実施します。据え置き期間を十分に置き、設計施工一括発注方式により、土地を分譲していく時間に余裕をつくるなど、宅地造成事業が独立、安定し、かつ健全な運営ができるように十分注意を払って進めます。との答弁がありました。

委員から、用沢宅地の分譲区画はどのように決定していくのか。との質疑に。

設計施工一括発注方式のプロポーザル方式で計画が採択されています。3月3日に事業予定者が特定され、案では20区画ができます。そのうち6区画は3世代住宅や2世帯住宅が可能となるような造成が用意されています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算を報告します。

委員から、古くなった配水池の今後の修繕予定は。との質疑に。

須走低区配水池は、平成30年・31年度で改築を計画し、藤曲の小山高区及び低区は、第5期拡張事業の中で施設を集約し、耐震化を図る計画となっています。

滝沢配水池も含め、計画的に整備していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された平成28年度予算6件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） 2月29日、文教厚生委員会に付託されました平成28年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算5件の審査を行いました。

はじめに、議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算を報告いたします。

委員から、御殿場市救急医療センター負担金で、平成27年度で小山町と御殿場市での救急搬送された人数と予算の内訳は。との質疑に。

平成27年12月現在、救急搬送された人数は、御殿場市が7,416人、小山町が1,632人です。予算の内訳は、診療報酬等の収入を除いた不採算見込額3億344万3,000円に対して、小山町の人口割負担割合を18.025%として算定されています。との答弁がありました。

委員から、各種がん検診から、子宮がん検診の巡回検診がなくなると聞いたが。との質疑に。

平成28年度は、受診率向上、受診者の利便性、未受診者対策に効果的であると考え、誕生月検診とします。なお、産婦人科での子宮がん検診となります。との答弁がありました。

委員から、消防団員の定数と現在の団員数、団員を増やす施策は。との質疑に。

定数は188名と規定されています。平成28年度3月1日現在の実団員数は165名で、充足率は88%です。団員の募集は、各分団で、知人や友人等を通して積極的に勧誘しており、操法大会のチラシへ募集案内を刷り込み、町内各班の回覧板で募集を行うなどしております。今後も団員が活動しやすい環境づくりや、処遇改善を行いながら、団員の確保に努めていきます。との答弁がありました。

委員から、耐震防火貯水槽について、小山町の市街地にはどのくらい設置してあるか。との質疑に。小山消防署管内で119基あります。年に1基ずつ更新しており、小山町の市街地に必要な所に設置しています。との答弁がありました。

委員から、スクールバス運営費の内容は。との質疑に。

駿河小山幼稚園の登園と降園に使用しております。内容は、運転手の運行委託業務が主なもので、車検代、燃料費、消耗品等を見込んでおります。との答弁がありました。

委員から、部活動交付金での中学校の部活動について、最近、生徒も少なくなり、スポーツ部の活動が非常に困難になりつつあると聞いている。実態や今後の見通しは。との質疑に。

子どもの数は減っていますが、部活動は文部科学省でも欠かせないものであると重視している傾向です。部員数が少なくなっているという現状もありますが、同一町内で連合チームを作るなどの対応をしています。部活動指導は、仲間づくりやいじめ防止など、非常に価値ある活動と考えてお

り、内容を充実させ、中学校間で連携をとりながら盛り上げていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、町民体育大会の予算が計上されているが、町民体育大会は日曜であれば参加しやすいし、人も集まりやすいと思うが、なぜ毎年日曜日にやらないのか。との質疑に。

10月第2週の3連休の土日は、他の公的行事と重複しているため、体育の日である3連休の最終日に実施しています。との答弁がありました。

委員から、保健衛生費補助金について、不妊治療への助成が、この4月からどのように変わるのか。との質疑に。

現在、小山町では全ての不妊治療について、20万円を限度として助成しています。平成27年度県の助成額が、上限額の2分の1から10分の7となったため、町でも同様の改正をしたところ。との答弁がありました。

委員から、こども医療費助成で、多い病気の種類や長期入院者は何名いるか。との質疑に。

こども医療費助成は、現物給付ですので、病気の種類等の集計は行っていません。との答弁がありました。

委員から、2市1町共通無料入浴券の発行枚数と利用率は。との質疑に。

平成27年度では、3,882人に6枚ずつ、2万3,292枚を発行し、平成28年度においても同数を想定しています。利用率は平成26年度の実績で51.2%です。との答弁がありました。

委員から、共通無料入浴券をもっと利用してもらうために、どのように考えているのか。との質疑に。

施設利用箇所を増やすなど、努力をしております。今後も皆さんの健康増進のために使っただけのように考えていきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算を報告いたします。

委員から、高額療養費が増加しているが、主な病気は何か。高額療養費を少なくするための対策は。との質疑に。

主な疾患は、統計的に心臓疾患の狭心症や脳梗塞、がん等が多くなっています。対策として、生活習慣病を抑制するため、特定保健指導等を充実させていく方針です。との答弁がありました。

委員から、脳ドック検診について、受診者数と突然の脳障害による大きな事故も起きている。脳ドック受診の啓蒙が大切であると思うが。との質疑に。

平成26年度実績で73件、平成28年度当初予算では70人分を計上しております。脳ドック受診の啓蒙も大切なことであり、特定健診と合わせて啓蒙していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、無受診者脳ドック検診と特定健診に準じた検査の内容は。との質疑に。

無受診者脳ドック検診は、1年間療養給付を受けなかった世帯が脳ドックを受診する場合、奨励の意味もあり、全額を補助するものです。また、特定健診に準じた検査は、40歳未満の方で希望される方に、特定健診に準じた検診の受診をしていただく制度です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算を報告いたします。

委員から、育英奨学資金の最近の貸付傾向は。との質疑に。

高校生への貸し付けは減っています。大学生は、同数か増えている傾向と考えています。平成28年度は大学生5人へ貸付を審査しています。との答弁がありました。

委員から、町の奨学資金は予備校に通う子どもへの貸付はしていないのか。との質疑に。

貸付対象は、高校、大学、文部科学省に認定されている専門学校を対象としています。予備校は行っていません。との答弁がありました。

委員から、貧困家庭でも塾や予備校に行って、上の学校に行きたいと願っている。それらに対する手だては。との質疑に。

生活困窮者に関する支援は、毎年度文部科学省がいろいろな手だてを打っています。それに従って教育委員会でもできる範囲で実施しています。ただし、町の育英奨学資金については、規定上、予備校生への貸付はできないことになっております。今回、教育振興基本計画策定の議論の中で、貧困者に関する部分もあり、トータル的な教育振興を図っていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、奨学金を返すことが厳しい方もいると聞いている。町の状況はどうか。との質疑に。

償還者の中で償還が滞っている方もいます。その方については、面と向かって面談し、当初の償還計画を変えるなど、生活が苦しい方については相談に乗るようにしています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算は特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された平成28年度予算5件の審査の経過と結果について委員長報告といたします。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第13 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 高畑博行君。

○4番(高畑博行君) 議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

国内経済は一定程度回復基調にはあるというものの、その成果が見られるのは大企業にとどまり、地方の中小零細企業まで景気回復の実感が持てないのが実態です。更に、最近の株安円高傾向も経済の不安定さを助長しています。庶民はどうかといえば、年金の目減りや物価上昇で、実質賃金は下がっており、景気の回復感を感じられないというのが事実です。

そんな中での平成28年度小山町の予算編成であるわけですが、歳入の根幹である町税収入が4,258万円の減収をはじめ、軒並み多くの歳入が減少する厳しい財政状況にもかかわらず、歳入総額は6億1,000万円増の95億8,000万円です。しかし、その中身を見ると、ふるさと納税のふるさと寄附金で10億円を見込む予算となっています。

こういう本年度の予算編成ですが、幾つかの疑問点があります。

まず第1に挙げたいのは、今回の一般会計予算は、内陸のフロンティアを拓く取組等に係る大型開発に大きく軸足を置いた予算であり、子どもから高齢者までを含めた住民福祉が置き去りにされている点を指摘しないわけにはいきません。内陸のフロンティアを拓く取組により、町内各所で工事、工事の計画がめじろ押しです。

私はそれらの開発行為を全面否定するつもりはありません。遊んでいる場所があるなら、そこを有効活用する方向性はいいことだと思います。ただし、広い場所で伐採される森や林の緑が失われる環境問題や、行き交う車両の激増に伴うリスクには十分な配慮が必要だと考えます。開発と環境のバランスの問題は、古くて新しい課題です。

また、町自身が起債を起こして宅地開発に乗り出す事業も大変不安な点です。こういった開発行為に多くの町民の血税を注ぐ一方で、住民福祉や教育に関する新しい取り組みはほとんど見られません。リニューアルされた健康福祉会館の新たな利活用や、幼稚園、保育園児の第2子以降の保育料の軽減策が打ち出されましたが、大開発の金額と比べれば微々たるものです。

逆に、国保への法定外繰り入れを取りやめるなど、後退している部分もあります。実質賃金が下がり、生活苦を訴える庶民が多い中で、住民福祉への積極的取り組みに目新しいものがない点は、本予算の大きな問題点です。

2点目に、歳入で計上した10億円のふるさと納税のふるさと寄附金についての問題です。昨年9月から開始したふるさと納税は大変好調でした。その実績に基づいて、本年度も昨年度並みの推移を見込んでいるとのことでしたが、返礼品ベストテンは全て町内に工場を持つ大企業の返礼品です。食品ならまだしも、電化製品や鍋、枕やマットレスといったものを同じ人間が何回も注文するはず

もなく、それらのリピーターは期待薄です。

また、企業方針が一たび変われば大きく変化するふるさと納税は、大変不確定要素の高いものと言わざるを得ません。町民税や固定資産税などの見通しの持てる税収とは異なるだけに、不安材料は極めて大きいです。現に9月からの開始当初と比較すると、今年に入ってから1、2月は減少傾向にあるといます。それらを総合すると、ふるさと寄附金に10億円を見込むことの不安は払拭できません。

3点目ですが、定住人口増加策と町のお金の使い方との関連です。町では新たに大学生等U I J ターン促進事業や婚活事業などに取り組んでおり、少なくない予算をつぎ込んでいます。これらについては、今後の取り組みに期待するところですが、実績を上げなければ意味がありません。

小山町はこんなに頑張っているよとアピールするだけでだめです。それは単なるショーで終わってしまいます。補助金の活用とはいっても、大金を使ってのそれぞれの取り組みを実のあるものに行なかなければなりません。

また、わさび平の宅地開発問題もそうです。今まで宅地分譲してきた緑ヶ丘、大胡田、南藤曲の入居者数、特に町外からの移住人口が入居者の約半数を占めるという点は評価できますが、わさび平が今までの開発以上に大規模であり、多額の起債を起こしての事業だけに、町民に対する説明責任は大きいですし、事業の推移、お金の流れについては丁寧に報告していく必要があります。

4点目ですが、小山町総合計画後期基本計画で示されている健全な財政運営の確立では、平成31年に将来負担率を平成27年度の現状値106.5%から36.3%以下までにするという目標を立てています。更に、財政調整基金残高も平成27年度の現状値3億3,900万円から平成31年度には5億2,000万円まで増やすという計画です。

平成26年度会計の決算時に、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担率は106.5ポイントで、県下自治体の最下位でした。また、その自治体の借金依存度を示す実質公債費比率も10.3ポイントで、県内で下から6番目でした。

これら健全財政を図る上の数値で見ると、小山町は財政上の冒険はこれ以上すべきではないと思われれます。大型開発めじろ押しの中で、大型起債まで行って事業を推進しようとするなら、小山町総合計画後期基本計画で示された平成31年度目標は夢物語で終わるおそれが大きいです。

その点で、本年度予算は小山町の健全財政の建て直しを図るという点から見ると、大いに疑問であると言わざるを得ません。

その他にも、臨時職員数が極めて多く、それらの職員は低賃金などの待遇格差の中で懸命にその職責を果たしている現実がある点。相変わらず疲弊化した商店街の実態があり、町内では欲しいものがそろわないという声や、買い物難民に匹敵するような高齢者対策もできていない点。劣悪な環境の北郷小学校放課後児童クラブの移転問題が今年もテーブルに載っていない点など、挙げればいろいろありますが、先に挙げた4点を主な理由として、平成28年度小山町一般会計予算についての反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、議案第28号 平成28年度小山町一般会計予算について、賛成の立場からその討論を行います。

まずはじめに、当初予算は95億8,000万円で、前年度当初予算89億7,000万円に比べますと6億1,000万円、6.8%の増額であり、私が代表質問でも申しましたが、税収が減少見込みでありながら、4つの総合計画の基本目標に沿い、積極的な施策が予算に盛り込まれております。

また、ふるさと納税が町の起爆剤となり、平成28年度は10億円計上してあり、町の活性化の一助となっていることは間違いありません。

主な事業として、三来拠点事業、すなわち内陸のフロンティアを拓く取組であります。それに伴いますインフラ整備は必要不可欠であります。小山パーキングエリア周辺地区の測量業務、湯船原地区では再生可能エネルギー事業設計や工業団地造成事業、足柄サービスエリア周辺地区ではスマートインターチェンジ道路整備に伴う道路網の整備、駿河小山駅周辺地区では駅周辺の創出を具体化する基本計画策定など、ボリュームあるメニューが組み入れてあり、積極的な予算と評価するものであります。

次に、雇用の拡大ですが、内陸フロンティア事業における企業誘致の中で2,305人の雇用を推計しています。また、雇用に伴う定住や移住の促進においても、用沢地内やわさび平地区の宅地造成事業にも取り組み、更に南藤曲地区への町住建設等も考え、様々な新築や小山町に住んでいただく助成事業も引き続き行われています。

町の活性化を進めるため、菅沼地区区画整理調査や、落合地区利活用検討業務などを取り組み、また、足柄地域活性化を進めるための（仮称）足柄駅交流センター基本計画策定業務を予算に盛り込んであります。

次に、人口増の施策において、少子化突破策において、結婚に至る出会いの場の創出、妊娠、子育ての切れ目のない支援に取り組む姿勢が見てとれます。特に子育て格差の観点から、保育園の保育料について多子軽減の年齢要件をなくし、第2子を半額とし、第3子以降を無料とし、また、幼稚園の保育料については、第2子から無料にするなどの政策が予算に表れています。

次に、防災面では、災害に強いまちづくりを目指すため、災害時の体制強化へ組立式避難所用トイレ等の防災機材の整備や広域連携による消防体制の充実に努める姿勢がうかがわれます。また、治山防災工事や山林の早急な復旧工事など、災害に強い森林づくりを目指していると考えられます。

次に、福祉の充実において地域福祉計画をもとに地域生活支援事業の推進などを図り、健康福祉会館をリニューアルし、町民の健康と福祉の拠点とするなど、介護予防にもサポートになるであろうと思われます。また、町民全体の健康づくりとして、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実に努めているものと見受けられます。

町長は、将来負担比率を抑えるための新規借入地方債を償還額以内にしていく健全な財政運営に努力する旨も言われております。平成28年度一般会計予算は、2、3年先ではなく、5年、10年、

20年先の将来の小山町も見据えて考えられた予算であると思われます。

この本予算に基づき、事業を執行されますことを要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数。したがって、議案第28号は、各委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時17分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第29号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第30号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第31号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第32号 平成28年度小山町下水道事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第33号 平成28年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第34号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。5番 藪田豊造君。

○5番(藪田豊造君) 通告しました議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算につき、以下の理由をもって反対いたします。

さて、この議案についてですが、小山町もかつて公有財産に関する条例があったわけですが、平成19年に廃止され、代わって平成19年の3月22日付で、規則第11号として、小山町契約規則になっております。ちなみに御殿場市では、財務規則第76条に、公有財産取得として、公有財産を取得するときは、あらかじめ当該財産について必要な調査を行い、私権の設定、または特殊な義務があるときは所有者または当該権利者をしてこれを消滅せしめる必要、また、その措置をとらなければならないとあります。

全国の自治体を調べますと、大概がこのようになっております。我が小山町がこうした条例を外した理由は、初めからこうした物件を取り入れないという善意的な理由が働いているからだと思えます。

しかしながら、35号議案にある物件には、現在2か所、合計2億4,500万円の担保設定がなされております。先日の予算質疑において、当局は同時抹消の方法があるからと答弁でしたが、いやしくも町民の税金を充てるのに、このような方法がたとえ合法的であっても、やってはならないことだと私は思っています。

さて、この土地について、今予算では宅地造成費として2億8,904万円が計上され、そのうち公有財産購入費として1億2,104万円が計上されています。到底担保に見合う数字ではありません。購入代金をもって売り主の借入金返済をするということに足りるかどうかというリスクを、つまり町側が背負うことになります。

言うまでもなく、これは町民がそのリスクを背負うということでございます。そもそも公有財産を取得するに際しては、繰り返すようですが、1つ、土地の価値、2つ、状況、3つ、相手方の信用度、この3点をもっとも重要視すべきだと思います。

第1の土地の価値については、不動産鑑定士等を入れての評価などをすべきであります。今回はそれさえもなされておられません。小山町では、他の土地収用には、山林は幾ら、あるいは市街化区域は幾らと、毎年発表される路線価なども重要な参考資料として買い上げを行っているようですが、皆さんの周知のとおりです。今回は、こういう手順さえ無視された感があります。単純に安い、高いの問題ではなく、自治体として一定のルールがあってしかるべき。それが他の規範となるべきことを心得ていなくてはならないと思っております。

また、2番目の状況については、山林であり、目的とする住宅地にするには相当の整備が必要とされます。3番目の信用度については、これは税を取り扱う者にとって特に重要なことですが、どのような調査がなされたのでございましょうか。

担保には、当該地のほか、別件ですが、10件が入っております。A団体の担保は当該地では2番目となっております。総額では2億3,000万円ですが、この物件の順位は、1番目が町金融の会社でありまして、1,500万円であります。当局側はこの残高をまだ私たちに、担保設定の残高です、この残高を私たちに示していません。しかもA団体は同物件に対して順位2番目の抵当権でありますから、当然通常ならば金融会社よりも低い評価がなされて当たり前だと思っております。

この予算に計上されている土地収用価格ですけれども、1億2,104万円であります。余りにもそうしたことからいうと高いと言わざるを得ません。事実、反対側マツダの土地は道を隔てて、先日買うことが決定いたしました。1万223.15平方メートルです。坪に直すと3,092.5坪であります。これを4,600万円で購入いたしました。坪単価に直しますと1万4,874円であります。

この案件にも私は反対しました。なぜなら、用沢公民館裏の土地を買ったばかりで、また、わさび平は長年業者でさえ苦戦しているからでございます。今回のやはり宅地造成に関する起債は、すなわち借金残高は4億8,600万円と見込まれております。これらを書かれている年利5%にいたしますと、年利は2,430万円となります。これが利息です。

今回の買収は、また工事は全て起債、すなわち借金でございます。先ほど来数字で示したとおり、これは明らかに町民のためという大義名分に隠された、土地所有者のためになす案件だと言わざるを得ません。

私は、先般、一般質問に対しても申しました。小山町の税の収納率は県下で1番であります。すなわち、これは健全な財政運営をしろという叱咤激励でもあります。誠実なる運営こそが私は、この答えになると思います。

さて、るる述べてきましたが、私の反対分の第1、この物件が担保物件であり、現在までその財務残高さえも示されておられません。誠に不透明なことでございます。これを買うということはとても健全な財政運営とは言えません。更に、他の市町村では、先ほど申したとおり、このような物件を買うことはありません。

第2に、用沢公民館の上でさえ、まだまだ先の見えぬ状態であります。更には当該地においては、長い間業者さえが苦心しております。私はこの物件をやるということは投機だと言わざるを得ないと思っています。

第3に、反対理由として、当該物件に不動産鑑定士等の第三者の意見を聞くでもなく、その基準たるものがないということでございます。この案件の全てが起債であり、売れ残れば将来の負担率が更に増すことが考えられるからであります。

この3つが、私の反対する理由であります。

議員諸氏に訴えます。町政は町民のものであり、決して議会人のものではありません。ゆめゆめそのことを忘れず、この議案の慎重なる審議、また懸命なるを持って臨まれることを切に望みます。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。8番 梶 繁美君。

○8番（梶 繁美君） 私は、議案第35号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算について、賛成の立場から、賛成の討論をさせていただきます。

はじめにお断りしますが、私たち議会では、内陸のフロンティアを拓く取組事業を推進するための特別委員会が結成され、全員の議員がその審議に当たっております。その一環事業であります本宅地造成事業について、ただいま藺田議員がるるおっしゃいました。その間、いろいろお話を聞いて

てきました。議員懇談会や、あるいは全員協議会、あるいは特別委員会、そのたびごとに聞いてきて、その聞いてきた内容と藺田議員が今おっしゃったことが違うということでございます。

そのことを先に指摘したいと思います。それじゃないと、この本日の会議は全庁にテレビが放映されておりますし、当然、いろいろな形の中で町民の中に知れ渡ってきます。そのときに違う数字が出たり、違うことが出ていることは、私たち議会人としても許されません。

指摘します。第1点目の財務規則がないと、小山町だけだとおっしゃっていますが、平成19年にこの財務規則をもっと発展的に規則を分解して、性質別、あるいは目的別につくろうということで、4つか5つに分けて規則をつくりました。当然、ただいま指摘された御殿場市では、その財産購入に当たって私権が発生しているか、していないかということをおっしゃっていましたが、小山町の公有財産管理規則にしっかりと、あなたが持っている例規集の中に、公有財産管理規則があります。その第19条にしっかりと書いてあります。よって、小山町にもそういった抵当権が発生している、別の私権が発生しているという場合には、それを全て解除して、後に全額を、お金も払うということになっております。それはぜひご認識、藺田議員も、ぜひ帰ったら例規集を見ていただきたいと思います。

次に、お金のことでございます。数字的に私たちが聞いている数字と、ちょっと違う点がございます。いろいろ予算ですから、こっちの予算、あそこの事業、ここの事業まとめて、宅地造成費として2億8,904万円は計上されておりますけれども、それは南藤曲団地だとか、いろいろ含んだという数字の中で出ておりますもので、これも若干違いますよということを指摘します。

それから、路線価のこの問題でございしますが、今回、そういった手順がされていないとおっしゃっていますが、私は今回の委員会を開くに当たって、事前に確認しました。小山町では公有財産を、土地を購入する場合には、購入の評価調書というものをつくっております。それは、当然、いろいろな観点から見比べて、この価格が幾らで買うことが妥当であるかということ調書として作り上げ、これを上げてその調書に従って買うと。これは、国の行う会計検査上でも重要な書類として重要視されております。そういう実態もありますから、そのこともご認識していただきたい。それじゃないと、あたかも内で勝手にやっていると誤解されるんじゃないかと私は憂えるわけでございます。

次に、私は、用沢に住んでいます。湯船、わさび平の土地については、多くの方から何とかしてください、何とかするには、今の都市計画法上の問題では個人、あるいは会社では解決できない問題があります。それを解決できるのは町しかない。町は行政として取り組んでほしい。そうじゃないと、あの土地全てがゴーストタウン化してしまう。いろいろな研修施設が建たって、今、全部空き家状態になったりしています。買い手もいます。

しかしながら研修施設とか、そういうものはもうこの時代では不用の建物と。もうそういうものは手を出さない、ほかのどこかを借りてやる方が安いという仕組みになっているそうです。買って用途を変えて何かを使おうとすると、それができない。あくまでも研修施設しかできない。そう

すると、買い手がなくなってしまう。

今回、あそこを小山町が責任を持って地区計画を立てて、そうして常々議員の皆さん全員がおっしゃっている、人口対策の一つの打開策として、あそこへ持って行く。更に内陸のフロンティアを拓いて、多くの方が小山町で働くことになるでしょう。かつて棚頭工業団地、湯船原の工業団地をつくりました。働くのは小山町、住むのは御殿場市、あるいはそれ以外の所という、何かそういう現象を起こしました。

やはり、働くことも住むことも小山町にさせていただきたい。そう願うわけでございます。そういうことによって人口増加する。それには、皆さんがこっちに働きに来て、あるいは会社がいろいろ住宅手当をしようといったとき、優良な宅地がないと、また御殿場へ行ってしまう。やはり門戸を開いて待っていなきゃならんだろうと、私は思います。

そういう意味で、用沢の代々の区長さん方々からも、あるいは地権者の方々、あるいは所有者の方々からも、何とかしてほしいという話でございます。そのことも菌田議員、ぜひご認識いただきたい。私は思います。

それから、その単純に高い、安い問題については、このことに進みます。それで、2の言っていました現況は山林であり、宅地化するには相当の金がかかるとおっしゃっておりますが、菌田議員、その現場へ行かれましたか。あそこはもう造成済みです。平地になっております。あとは区画整理だけ、区画割りだけすれば済むんじゃないかなと。外周もちゃんと木を植えてあります。若干手前の方には、緑地の関係で、多分雑木が15、6本ありますけれども。

要するに、もう既に宅地化されているということで、そんなにお金はかからんんじゃないかということだと思います。

それから、マツダの自動車との土地の価格の問題をおっしゃっていましたが、前の、昨年10月ですか、そのときに、当局からお話があったとおり、マツダでは、マツダ自動車工業、あそこでは、もう研修施設は造らない。社の方針として造らない。だから、もう不要の土地、それをいろいろな管理費とか払うと負の財産になってしまう。だから、小山町が必要ならば、小山町のためになるならお譲りしましょうということで成立しましたというお話を伺いました。だから、相当安かったと、私は思います。

向こうがそのようなご意思のもとであったためだと思いますから、それはちょっと比較にならない。いろいろな土地を買うときには、いろいろ事情はありますから、それは一步譲って菌田議員のおっしゃることもわかりますけれども、そういう裏に話がある、そういうことを聞いているということも御認識いただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、町債のことに触れておりました。残高が4億8,600万円、これを年利5%でやると2,430万円と金額を指定しておっしゃってました。確か、予算書では5%以内。これはいろいろなテクニックがございまして、どこの市町村でもどこのところでも、かつて菌田議員は広域行政の副議長をやられております。そのときも5%以内という数字が出たと思います。でも、今、現

況は、現実にはコンマ以下です。利息は、利率は。これが、今の貸し出しの金利だと。

多分、0.0か0.00とか以下の数字に金利がなってくるでしょう。それは、まだ借りてみないとわかりませんが、これは当然そのときになればわかる話でございますもので、そういう5%となっているけど、これを即掛けて、これだけやるとこれだけかかるんだという数字がひとり歩きするんじゃないかなと。そんなに借りてよ、そんなに金利払ってということがあっちゃいかんという思いでございますもので、そのことだけ、この5点を指摘して、賛成討論に入らせていただきます。

昨年実施されました国勢調査の速報値によると、小山町の人口は1万9,516人で、5年前に比べ1,113人が減少しております。過日の一般質問で池谷 弘議員がこのことについてお聞きしておりました。社会減、自然減、要するに町内から出ていく方、死亡される方、あるいは逆に自然増、生まれる方、あるいは社会増、転出して来る方、入ってくる方、これらを合わせていくと、どうしても年間1,000人程度の人口減に陥ってしまうということでございます。そういうことがございますもので、5年間で1,113人が減少しているということだと思います。

この人口減少や少子高齢化がこのまま進行し続けた場合、地域経済の衰退や医療、介護等の生活サービスそのものの維持が危ぶまれるなど、町民生活に多大な影響があることが想定されます。こうした人口減少による負の連鎖を断ち切るには、従来の地域活性化ではない、新しいコンセプトで取り組み、推進することが重要であります。

地域の中に成長と発展の種をまき、町外から若者や子育て世代を取り込み、発展していくモデルの構築も目指すべきではなかろうかと思慮されます。現状にこだわっているとき、行き詰まる可能性が高いと認識すべきであり、従来の町の政策のあり方を見直して、思い切った選択と集中が必要となります。

小山町の人口急減対策の観点から、また、少子化突破対策の観点から、人口減少の負の連鎖を打開すべきだと思います。

あるいは、政策や予算を小出しすることなく、いわば戦力の一つに打ち込み、集中してやる必要があるだろうと思いますし、人口減少への対応が後手後手にならないようにすることが肝要であると考えます。

今回、この会計は、小山町が宅地造成事業を実施する目的として、また、小山町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にこのことが明確にうたわれております。あるいは定められています。それは、1つには、今後の5年間で、合計特殊出生率が現在の1.50から1.72へ上昇されること、2つ目に、転出、転入を均衡されることが命題となっております。

この人口目標を達成するための手段として、宅地造成事業が最も直接的で効果のある事業であることはめいめい明白であります。宅地造成事業特別会計だけで見れば、土地を取得し、宅地に造成し、分譲販売するという、いわゆるハード事業と捉えがちになりますが、平成28年度の一般会計予算では、結婚のきっかけとなる出会いの場の創出、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援策というソフト事業予算がふんだんに織り込まれております。宅地造成事業は、ハード、ソフト事

業をパッケージとして事業を展開していくことが必要だろうと思います。

5年後には合計特殊出生率を現在の1.50から1.72へ上昇させること、転出転入を均衡させる目標が達成されることを願い、極めて高い判断だと言えます。確かに多額の起債をすることから、大きな債務残高が一定期間積み上がります。

住民の皆さんにおかれましては、財政上のリスクと感じられ、不安に思われるかもしれませんが、人口減少による負の連鎖を断ち切るには、恐れず、ひるまず、とらわれず、ピンチはチャンス的信念で、変革に向けた取り組みが、小山町行政には必要欠くべからざる問題であるのではないかと私は思います。

平成28年度宅地造成事業予算が成立すれば、必ずその成果と結果が出ていただき、その果実が広く住民の皆様の公共の福祉へとつながる、あるいは増進になると確信しております。

以上のことから、私は本議案第35号の賛成討論とさせていただきます。

どうぞよろしく、議員の皆様、ご判断をよろしくお願い申し上げます。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、梶繁美議員から、先ほどの討論内容について訂正発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

○8番（梶 繁美君） 先ほど、賛成討論の中で、財務規則が平成19年の3月22日に変更され、廃止され、新たに財産管理規則が公布されたとき、そのときに菌田議員は議員在職中というふうに申しましたけれども、在職しておりませんので、そのところを削除をお願いいたします。

以上でございます。大変菌田議員、失礼しました。

○議長（米山千晴君） 日程第21 議案第36号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第37号 平成28年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第23 請願第1号 所領区スクールバスに関する請願

○議長(米山千晴君) 日程第23 請願第1号 所領区スクールバスに関する請願を議題とします。

それでは、2月19日、総務建設委員会に付託しました請願につき、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長から委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長(遠藤 豪君) ただいまから、総務建設委員会に付託された請願1件について、審議の経過と結果を御報告します。

3月8日、当局提案の条例・予算の審議の後、当局退席後、会議室において議長立ち会いのもと、

委員4名が出席し、審査を行いました。

請願第1号 所領区スクールバスに関する請願についてを報告します。

はじめに、事務局長から、請願の趣旨及び理由、請願の項目、同様に、当局へ提出されている要望の回答について説明を受け、質疑・討論を行いました。

委員から、私自身もこの場所を見たが、所領区のスクールバス単体ではなく、町からの回答があったように、小山町全体としてどうあるべきかを考えるべきだと思う。北郷地区でも2キロや3キロ以上ある通学地もある。個別の事情ではなく、町全体を考えるべきである。との発言がありました。

また、委員から、公共交通に関しては、全ての人の要望・要求を満たすことが難しい点である。ただし、この請願は、以前のものがなくなってしまったということも大きい。そこで、保護者の方々が危惧している点が大いなのではないか。単体のスクールバスを出すことは難しいと思うが、各項目を全部クリアすることは無理にしても、何か救いの手を当局としても考えてやってもらえないかとの気持ちである。との発言がありました。

委員から、現実に1キロや2キロの距離である。昔は、田んぼや草花、昆虫など、かえって楽しかった。農家の方も声をかけるなど、向こう三軒両隣の精神が日本の文化だろうと思う。小山地区でも下谷など遠い地区もある。送り迎えを自分の車でしている地区もある。どうしても子どもたちが歩くことが困難であるのであれば、町がタクシー券を出すなど、限られた場合には対応するということであらばと思う。との発言がありました。

また、委員から、私も請願の話を聞いて、距離を現地で確認した。一番遠いところで2キロ弱、近いところでは1.5キロ程度。所領へ下りていく道路はほとんど車がないと感じた。むしろ消防署の裏へつながる道路の方が危ないと感じた。ただし、夕方は寂しい場所なので心配なところもあろうかと思うが、各地区ともおじいさんやおばあさん、友達の親が迎えに来るなど、努力をされて安全を守っている。町全体的に考えるといかがなものかと思う。との発言がありました。

以上の質疑・討論の後、採決の結果、請願第1号は賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

以上で、総務建設委員会に付託された請願1件の審査の経過と結果について委員長報告といたします。

○議長（米山千晴君） 以上で、総務建設委員長の報告は終わりました。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

○3番（鈴木 豊君） ただいま、総務建設委員長から、審査の経過と結果について、不採択の報告がありましたが、紹介議員として署名した立場から質問させていただきます。

この請願の総務建設委員会の討議の中での、特に2点だけお伺いします。今回、地区としての請願を提出していることに対する重さがある、ないとかの意見は総務建設委員会では出なかったのか伺います。

また、不採択の理由が経過の中でありましたが、その中で一番多かった意見は何だったのかお伺

いします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） お答えいたします。

2点の御質問ですので、まず1点目の、地区からの請願という重い点についてどうかということですが、この点については、その点についての検討は特にはございませんでした。

2点目の質問ですけれども、主な内容はということについては、小山町内の他の小学校区との関係もあり、小山町全体で検討すべきというのがほとんどの、大半の内容でございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告にしたがい、討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、今回の本請願について、紹介議員の立場から賛成討論をいたします。

総務建設委員会において不採択の結果が出まして、せめて継続審査にできなかったのか、まずもって残念でなりません。

今回、紹介議員としている藺田議員とともに、昨年9月21日に所領子供会の会合に招かれまして、10月からスクールバスのコミュニティバスへの移行について意見を聞くために所領区のコミセンに行きました。

その中で、今回の請願の理由である意見が出されました。理由の中で、特に子どもの通学の安全のためには、コミュニティバス運行の方法を考え直してほしい旨、強い意見が保護者からありました。行きは小山町役場で乗りかえ、明倫小までのバスで行きますが、帰りは遅い時刻のバスしかなく、長い時間待つ時間となるなどの状況であります。

昔は所領から坪入橋を渡り、明倫小学校へ行っていましたが、近隣においても危険な出来事が多くなり、安全安心のため、町は明倫小や足柄小の桑木方面の子もスクールバスになったと記憶しております。

このように、一度以前にスクールバスの運行をしたとなりますと、コミュニティバスに移行してからも所領の子供会やPTAの保護者からは、やはり安心安全な通学を望むのは当然だと思います。ほかの学校では、もっと遠くから通学していることも承知であります。いろいろな意見もあるのも当然であります。今回の請願がだめでなく、どのようにしたら少しでも請願に応えられるのかも考えたらどうでしょうか。

地区民の請願の重さも考えてほしいものです。今後、町に対してコミュニティバスの運行について、所領区だけでなく、ほかの学校も、先ほども委員長の発言にもありましたけれども、ほかの学

校も含めての運行時刻、運行経路の検討をしていただくこともお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

議員の皆さんの御賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

請願第1号 所領区スクールバスに関する請願を採択することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立少数。したがって、請願第1号は、不採択することに決定いたしました。

---

日程第24 議員の派遣について

○議長（米山千晴君） 日程第24 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、4月22日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会総会に副議長、5月30日から31日までの間に東京都で開催されます全国議長会議長副議長研修会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議員派遣については、これを行うことに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときには、議長に御一任願ひたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員の派遣について変更を要するときには、議長一任で変更できることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま町長から、同意第1号 小山町教育委員会委員の任命について、同意第2号 小山町教育委員会委員の任命について、議案第38号 工事請負契約（変更）の締結について「平成27年度社会資本整備総合交付金事業 町道1063号線道路改良工事」、議案第39号 工事請負契約（変更）の締結について「平成27年度町単工事 町道1478号線（向井田橋）橋梁整備工事」、議案第40号 工事請負契約の締結について「平成27年度用沢宅地造成工事」、議案第41号 訴えの提起について、議案第42号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての7件と、また、議会から発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第2号 活

火山防災対策の強化を求める意見書の2件、合計9件の追加議案が提出されました。

発議2件につきましては、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の同意第1号及び同意第2号、議案第38号から議案第42号の7議案並びに議会提出の発議第1号及び第2号の2件の合計9件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしく願いいたします。

---

追加日程第1

町長提案説明

○議長(米山千晴君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、同意第1号及び同意第2号、議案第38号から議案第42号の7議案について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 追加提案いたしましたのは、人事案件2件、工事請負契約変更の締結2件、工事請負契約の締結1件、訴えの提起1件、条例の改正1件の計7件であります。

はじめに、同意第1号及び同意第2号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

両案は、いずれも本年3月31日をもって任期満了となります委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第38号 工事請負契約変更の締結についてであります。

本案は、町道1063号線道路改良工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号 工事請負契約変更の締結についてであります。

本案は、町道1478号線(向井田橋)橋梁整備工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号 工事請負契約の締結についてであります。

用沢地内において宅地造成工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号 訴えの提起についてであります。

本案は、町営住宅入居者のうち、町営住宅使用料に係る長期滞納者に対し、町営住宅明け渡し請求及び滞納使用料支払い請求の訴えを提起するものであります。

次に、議案第42号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が行われたことから、上位法の改正に基づき、小山町消防団員等公務災害補償条例について、傷病補償年金及び休業補償

の額に乗じる調整率の改正を行うものであります。

なお、この後、人事案件については、私から説明し、その他の案件につきましては、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

---

追加日程第2 同意第1号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 同意第1号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第1号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

小山町教育委員会は、4名の委員をもって組織し、運営しておりますが、このうち、米山芳子さんが本年3月31日をもって任期満了となります。

米山さんは、平成24年4月1日に教育委員に就任され、以来4年間にわたり小山町の教育行政推進に御尽力をいただいております。

米山さんは、人格高潔で、教育、学術及び文化に高い識見を有しておられ、教育委員に適任の方でありますので、引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、同法附則第4条において、施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、法第4条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で、当該地方公共団体の長が定めるものとする規定されたことにより、本年4月1日から平成31年9月30日までの3年6か月間あります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

---

追加日程第3 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長(米山千晴君) 追加日程第3 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

小山町教育委員会は、4名の委員をもって組織し、運営しておりますが、このうち、保護者代表の齊藤広人さんが本年3月31日をもって任期満了となります。

齊藤さんは、平成20年4月1日に教育委員に就任され、以来8年間にわたり小山町の教育行政推進に御尽力をいただいております。ここに改めて、心より感謝を申し上げますところであります。

後任には、小山町小山693番地の1にお住まいの相原正和さんを保護者代表の委員として任命いたしたく、お願いするものであります。

相原正和さんは、成美小学校PTA会長や小山町PTA連合会会長及び小山町総合計画審議会委員などの役職を務められ、地域の信望も厚く、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有しておられますので、教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、同法附則第4条において、施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で、当該地方公共団体の長が定めるものとする規定されたことにより、本年4月1日から平成29年9月30日までの1年6か月間であります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

---

追加日程第4 議案第38号 工事請負契約(変更)の締結について

「平成27年度社会資本整備総合交付金事業 町道1063号線道路改良工事」

○議長(米山千晴君) 追加日程第4 議案第38号 工事請負契約(変更)の締結について「平成27年度社会資本整備総合交付金事業 町道1063号線道路改良工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第38号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。

本案は、平成27年12月定例会において議決をいただいた平成27年度社会資本整備総合交付金事業町道1063号線道路改良工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約(変更)の締結案件であります。

変更の内容は、新設します山留め構造物上段背後地の安全対策と、工事区間内の雨水排水対策のため、転落防止柵工73メートル、U型側溝工60メートルを追加施工し、事業の進捗を図るものであります。

変更による増額分は260万3,880円で、総額6,740万3,880円となり、うち消費税相当額は499万2,880円であります。

なお、完成期日は平成28年6月30日を予定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第5 議案第39号 工事請負契約(変更)の締結について

「平成27年度町単工事 町道1478号線（向井田橋）橋梁整備工事」

○議長（米山千晴君） 追加日程第5 議案第39号 工事請負契約（変更）の締結について「平成27年度町単工事 町道1478号線（向井田橋）橋梁整備工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第39号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成27年9月定例会において議決をいただいた平成27年度町単工事 町道1478号線（向井田橋）橋梁整備工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の内容は、降雨により野沢川の河床地形に変状が生じ、仮設工における河川の増水対策として、仮排水管の口径を直径1メートルから2メートルに大きくするとともに、作業ヤードを形成する大型土のうを52袋から104袋に、また、盛土の数量を370立方メートルから5,210立方メートルに増量し、工事の安全と円滑な工事進捗を図るものであります。

変更による増額分は1,317万7,080円で、総額9,882万1,080円となり、うち消費税相当額は732万80円であります。

なお、完成期日は平成28年5月25日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第6 議案第40号 工事請負契約の締結について

「平成27年度用沢宅地造成工事」

○議長（米山千晴君） 追加日程第6 議案第40号 工事請負契約の締結について「平成27年度用沢宅地造成工事」を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第40号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成27年度用沢宅地造成工事の請負契約の締結案件であります。

契約内容は、宅地造成に必要な測量・設計・施工及び法的手続について、設計・施工一括発注方式による請負契約となります。

事業内容は、既に取得済みの用沢公民館西側の市街化区域約6,200平方メートルに20区画の宅地造成を実施するものであります。

本請負契約の締結に当たっては、設計・施工一括発注方式による指名プロポーザル方式により、去る3月3日に事業予定者特定委員会を開催し、技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの後、審査を行い、臼幸産業株式会社を事業予定者として特定いたしました。

見積金額8,170万円に、消費税相当額653万6,000円を加え、8,823万6,000円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、平成28年10月31日を予定しております。

以上であります。

**○議長（米山千晴君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**○議長（米山千晴君）** 起立全員です。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第7 議案第41号 訴えの提起について

**○議長（米山千晴君）** 追加日程第7 議案第41号 訴えの提起についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

**○経済建設部長（池谷精市君）** 議案第41号 訴えの提起についてであります。

本案は、長期間住宅使用料を滞納している町営住宅入居者に対して、明け渡しと使用料等の支払いを求める訴えを提起するものであります。

被告となるべき者については、相応の収入があるにもかかわらず滞納している入居者であり、町営住宅茅沼団地に居住する者1名が対象者であります。

この者の町営住宅使用料は、再三の督促にもかかわらず支払いが滞っており、その滞納金額は68万7,294円であります。

平成27年12月8日に町営住宅の明け渡しと、滞納使用料の支払いを求める請求を配達証明付き内容証明郵便で送付しましたが、これまで明け渡し及び滞納使用料の支払いはなされておられません。

よって、町営住宅の明け渡しと滞納使用料の支払いについて、法的措置をとらざるを得ないと判断し、提案するものであります。

今後も、多額な滞納使用料があり、特別な事情が認められない者に対しましては、同様の手続きを進めていく考えであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第8 議案第42号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 追加日程第8 議案第42号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第42号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成28年2月24日に公布され、同一事由による災害補償給付と、他の法律により公的年金給付とが併給される場合に用いる調整率の改定がなされたため、小山町消防団員等公務災害補償条例附則第5条の一部を改正するものであります。

新旧対照表1ページ、2ページをお開きください。附則第5条第2項表中1では、特殊公務災害の場合を除く傷病補償年金の調整率0.86を0.88に、特殊公務災害の場合の傷病補償年金の調整率0.91を0.92に、めくっていただきまして、次の3ページ、4ページになりますが、0.90を0.91に改め、その下の同条第5項表中では、休業補償の調整率0.86を0.88に、それぞれ上位法に基づき改めるものであります。

議案にお戻りください。附則で条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第9 発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 追加日程第9 発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております条例は、平成28年4月1日からの小山町部設置条例の一部改正に伴い、議会常任委員会の所管事項の変更をするものであります。

内容は、文教厚生委員会の所管事項に防災課を加えるものであります。

提出者 鈴木 豊

賛成者 遠藤 豪、渡辺悦郎、梶 繁美、池谷 弘

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

鈴木 豊君提出の発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第10 発議第2号 活火山防災対策の強化を求める意見書

○議長(米山千晴君) 追加日程第10 発議第2号 活火山防災対策の強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。7番 渡辺悦郎君。

○7番(渡辺悦郎君) ただいま議題となりました発議第2号 活火山防災対策の強化を求める意見書の提出について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、箱根町議会議長から小山町議会へ意見書の採択を求める依頼が提出され、議会運営委員会にて文教厚生委員会に付託され、3月9日の委員会で慎重に審議、協議していただき、本会議に提案することに全員の可決を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第1号 活火山防災対策の強化を求める意見書

国内の火山活動が活発化するなか、箱根町においては、大涌谷周辺における火山活動の活発化に伴う噴火警戒レベル引き上げ、警戒区域(立入規制区域)の設定により、住民生活及び地域経済へ大きな影響を及ぼしました。

御嶽山の教訓を受けて成立した、火山防災に関する事前対策の強化を打ち出した活火山対策特別措置法の趣旨を踏まえつつ、中長期的対策の検討を行う必要があります。富士山を行政区域に持つ本町としても、活火山防災対策は急務であります。

よって、国及び政府は、活火山防災対策の充実強化のため、次の事項について必要な措置を講じられるよう強く要望します。

1 国民の生命と財産をより確実に守り、風評被害を防ぐ観点からも、火山活動の状況に関する情報提供は、迅速かつ、住民や一般の方々にも分かりやすく発信する必要がある。そのため、国は火山活動に何らかの変化があった場合には、随時、地元の関係機関にその旨を確実に伝え、火山活動の評価を行い、その結果に応じて警報や予報を発表又は更新するとともに、国民が過不足なく適切に理解できるようにし、災害発生後においては、情報提供等を迅速かつ的確に行う体制を強化すること。

2 活動火山対策特別措置法改正により事前防災の強化を推進する一方、保守的な予防措置に伴う住民生活や事業者・農林水産業者等が被る経済的損失拡大への考慮はなされていない。既存法による金融支援(セーフティーネット貸付等)や雇用支援(雇用調整助成金等)のみでの対応では支援策として不十分であり、風評によって長期的な打撃を被る観光関連産業等については根本的な支

援策がないのが現状である。確度高く災害発生を予測しうる火山防災、世界最大の火山災害発生リスクを抱える我が国の特性を踏まえ、噴火警戒レベルの引き上げ等、国による私権制限に伴い生じる損害に一定の補償をすること。

3 活火山噴火対策に関連する法律は、災害対策基本法をはじめ、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興に関する様々な法律・制度があり、所管する省庁も多岐にわたっているため、市町村の業務が煩雑になり対応が遅れる一因となっている。国として、市町村が迅速に対応できるよう、関係法律・制度の内容や実施すべき事項、住民・事業所等に対する経済的支援の在り方などがすぐに把握できるような、一元化したマニュアルを作成すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年3月16日

静岡県駿東郡小山町議会議長 米山千晴

提出先、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、国土交通大臣 石井啓一殿、内閣府特命担当大臣 河野太郎殿、以上のとおり提出するものです。

提出者 渡辺悦郎

賛成者 佐藤省三、鈴木 豊、菌田豊造、池谷洋子、込山恒広

よろしく御審議のほど、御承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

渡辺悦郎君提出の発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成28年第2回小山町議会3月定例会を閉会といたします。

午後1時55分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴  
署 名 議 員 鈴 木 豊